

高齢者虐待に関する判断についての比較研究

— 調査結果に基づいて —

吉田 成美

I はじめに

2000(平成 12)年「児童虐待の防止に関する法律(児童虐待防止法)」、2001(平成 13)年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者虐待防止法)」、それらに遅れること 5 年、2006(平成 18)年 4 月に「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下、高齢者虐待防止法)」が施行されたが、これ以降でも虐待に関する相談・通報は増加傾向を示している。指摘される高齢者虐待の背景や要因は、養護者に重い介護の負担や、それに対する周囲の無関心、世帯の社会的つながり、養護者本人の問題(心身や経済面等)など多種多様である。また、これらの背景や要因は複雑に関連している場合が多く、単一の要因を除去したのみでは根本的な解決には結びつかない場合が多い。よく指摘されるのは養護者の介護疲れやストレスからの虐待であるが、日本の人口構成の高齢化は、介護を必要とする人の増加という点では、速度が速く高齢化率の到達点が高いことに加え、75 歳以上の人口が多くなることを特徴とされており、介護や療養を必要とする人の実数は今後も増加し、この要因による虐待も増加すると予測できる。さらに 2012(平成 24)年の世界保健機構(WHO)の「世界保健統計」によると、日本人の平均寿命は男性 79.58 歳、女性 86.30 歳と世界でも有数な長寿国である一方、介護期間は男性が 6 年、女性が 10 年で、今後も高齢者の介護は長期化していくと考えられる。また社会環境の変化により、家族の縮小・家庭内の介護力の低下が進み介護が長期化していく中で、養護者としての家族がより多くの介護機会に直面すると予測される。

近年、特に児童虐待が社会問題となり、虐待による死亡事件はマス・メディアでも大きくとり上げられ、虐待という言葉が広く知られるようになった。高齢者に対する虐待も、日本では必ずしも新しい問題事象ではないが、社会的に認知されるようになったのは比較的最近のことである。今後も高齢化が進むにつれ、また介護の長期化によって、高齢者虐待に関する問題が増加する可能性は高いと推測できる。

以上のような社会的背景の下、高齢者虐待防止法には発見者の通報の義務があるものの、高齢者虐待の防止や早期発見については、まず虐待の認識を高めることが重要であると考

える。しかし、その背景や要因が多種多様であり、虐待の判断基準が曖昧で明確とはいえない。高齢者虐待防止法には、守秘義務に関する法律により発見者の通報は妨げられない旨の条文(第7条)があるが、曖昧な基準では通報に結びつき難いであろう。この曖昧で明確とはいえない判断基準について、高齢者虐待の認識調査を行い、共通点・相違点を明確にした上で虐待の認識を高めていく必要があると考える。特にこれからの中高齢社会を担う若年層に対する高齢者虐待の認識を高めることは、高齢者虐待の防止や早期発見に大きく影響すると考える。

また、高齢者虐待防止法条文第7条では保健医療福祉関係者のみならず、居住地域住民にも発見者の通報を求めており、これに関連して、通報先となるであろう民生委員や地域包括支援センター職員の虐待の認識や、発見者の虐待の判断基準が曖昧では通報には結びつかない。そのため高齢者虐待の防止に向けた認識の向上や、判断基準の明確化が求められる。

そこで、高齢者虐待に関する認識調査を行い、分析・整理することにより問題点を明らかにし、高齢者虐待に関する認識調査をもとに判断基準とその不明確さを明らかにするとともに不明確さの要因について検討し、今後より広く高齢者虐待の認識を高めていく方法を検討することを目的とし調査を行った。

II 高齢者虐待のこれまでの動向と実態

1 高齢者虐待防止法成立までの動向

まず初めに、高齢者虐待防止法の成立までの主要な動向について触れておく。図表1は、高齢者虐待防止法が成立するまでの簡単な流れである。1960年頃までは高齢者の介護は高齢化率も高くなく、社会問題として意識されていなかった。しかし、高度経済成長期以降、医療技術の発達、公衆衛生の普及により平均寿命の伸長による65歳以上人口の増加や少子化の進行により高齢化率の上昇に加え、都市への人口移動に伴う家族形態の変化、女性の社会進出といった社会環境の変化により、家庭内の介護力の低下が進んでいった。このような高齢化の過程で、介護疲れなどが原因による虐待や無理心中・殺人事件などが後を絶たずマス・メディアでも取り上げられるようになり、高齢者の介護が社会問題としていしきされるようになる。特に2000(平成12)年4月、介護の社会化という理念を掲げ、介護保険制度が始まり、介護現場にケアマネージャやヘルパーの方々が介入したことによって高齢者虐待が顕在化してきたと言われているが、高齢者の虐待や殺人事件は、子どもの未来や命を奪う児童虐待に比べ、社会の反応も鈍く、社会的認知も高いとは言えない。

その後、高齢者虐待の実態調査など多くの努力や支援により、2005(平成17)年8月の郵政解散、同年11月高齢者虐待防止法が成立、翌年の2006(平成18)年4月に施行された。高齢者虐待防止法が施行され6年が経過したが、高齢者の虐待や自殺、死亡事件は後を絶たない。家族のあり方が大きく変わり、高齢社会へと移行する中で、法律や社会制度はその変化に十分に対応しておらず、新たな高齢者虐待を生み出している。

図表1 高齢者虐待防止法成立までの動向

年代	高齢者虐待防止法成立までの動き
1956年	深沢七郎『檜山節考』新潮社…棄老伝説
1960年代頃まで	貧しい農村においては、衛生観念・医療技術なし、看護の人手がなく死期が早い。 介護問題は社会問題として意識されず。
1970年	65歳以上の高齢者人口が総人口の7%を超える（高齢化社会）。
1972年	有吉佐和子『恍惚の人』新潮社
1980年頃	高齢者虐待が社会問題として意識され始める。 <背景>高齢者人口の全人口に対する割合が増加。都市化・就労形態の変化

	平均寿命の延伸、老親介護を家族のみが負担することが困難になった。
1985 年	65 歳以上の高齢者人口が総人口の 10% を超える。
1987 年	金子喜彦『老人虐待』星和書店…高齢者虐待についての日本発の著書
1988 年	大熊一夫『ルポ・老人病棟』朝日新聞社
1989 年	「高齢者保健福祉推進 10 カ年戦略（ゴールドプラン）」策定
1993 年	高齢者虐待調査 高齢者待遇研究会〔代表：田中莊司〕
1994 年	65 歳以上の高齢者人口が総人口の 14% を超える（高齢社会）。
1994 年 12 月	「新・高齢者保健福祉推進 10 カ年戦略（新・ゴールドプラン）」策定 高齢者介護・自立支援システム研究会報告「新介護システムの構築を目指して」 厚生省…政府が高齢者虐待問題をはじめて公式の文書として取り上げたもの
1997 年 12 月	<u>「介護保険法」成立</u>
2000 年 4 月	<u>「介護保険法」施行</u> …ケアマネージャ・ヘルパーの介入 <u>「児童虐待防止法」施行</u>
2001 年 10 月	<u>「配偶者虐待防止法」施行</u>
2002 年 2 月	「成年虐待防止勉強会」スタート〔南野知恵子参議院議員〕
2003 年	「日本高齢者虐待防止学会」設立
2004 年 6 月	「高齢者虐待問題検討会」〔会長：陣内孝雄参議院議員〕 坂口厚生労働大臣へ要望書提出
2005 年 5 月	「高齢者虐待防止法案」策定
2005 年 8 月	郵政解散
2005 年 11 月	<u>「高齢者虐待防止法」成立</u>
2006 年 4 月	<u>「高齢者虐待防止法」施行</u>
2011 年 11 月	<u>「障害者虐待防止法」成立</u>
2012 年 10 月	<u>「障害者虐待防止法」施行</u>

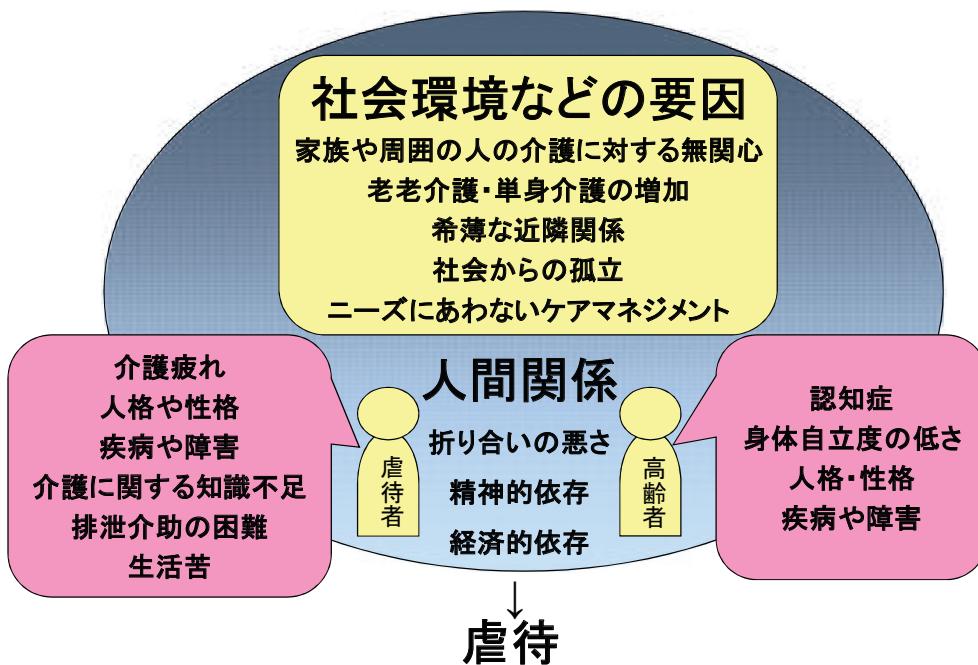
出典 渡部克哉「高齢者虐待が社会問題になるまで」久塚純一他編『高齢者福祉を問う』2009 より作成

2 難しい高齢者虐待の判断

高齢者虐待が起こる背景や要因は、図表 2 に示すとおり単身での養護・介護や社会からの孤立などの社会環境要因の他、高齢者側の要因として認知症や問題行動、本人の性格などが挙げられる。一方、虐待する養護・介護者側の要因として、介護疲れや知識・情報の

不足などが挙げられる。さらに人間関係が円満でないことや経済的に不安定なことによつて、虐待が起こりうる環境となる。しかしながら背景や要因が満たされたからといって、すべてで虐待が起こっているわけではなく、さまざまな要因が重なり合って虐待が起こるのである。

図表2 高齢者虐待の背景

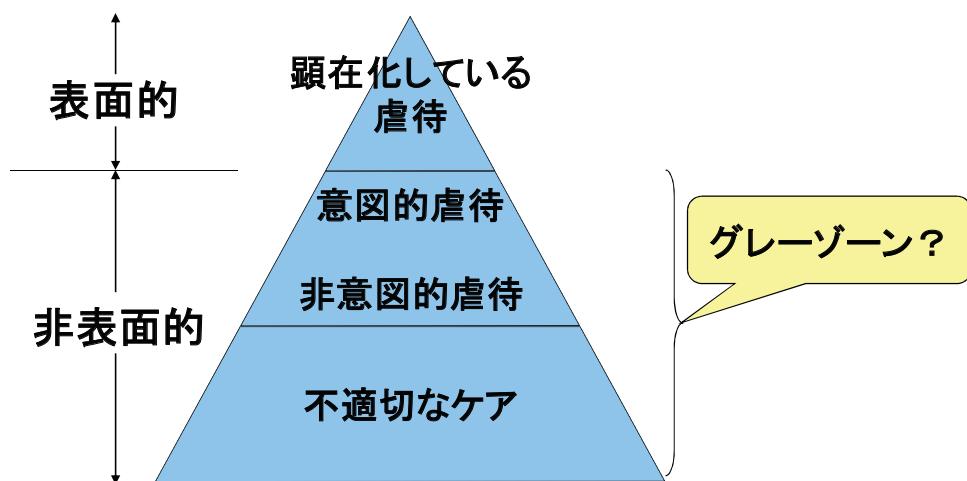


出典 大渕修一2008『高齢者虐待対応・権利擁護実践ハンドブック』p30より作成

図表3には高齢者虐待の概念図を示した。これによると高齢者虐待には顕在化している虐待だけでなく、顕在化していない虐待が存在している。顕在化していない虐待には、意図的虐待と虐待行為を行っているつもりがない非意図的虐待、その他に不適切なケアがあり、これらはグレーゾーンと捉えられ、虐待であるか否かの判断が難しくなっている。

高齢者虐待が顕在化しにくい理由にはさまざまな要因があると考えられるが、どこからが通常の家族の間で行われていることで、どこからが虐待であるかを判断するのが難しいため、発見する側の保健や福祉の専門職でさえも積極的に取り上げにくいという面がある。さらに本人に認知症状があれば、自分の置かれている状況を正確に伝えること自体が困難な場合もある。社会的・文化的要素が絡むだけでなく、高齢者及び家族の主観的因素も加味されることから、何をもって高齢者虐待とするかなどの多くの課題を抱えている。

図表3 高齢者虐待の概念図



出典：小林篤子 2004 『高齢者虐待』 p 219 より作成

3 高齢者虐待防止法による高齢者虐待の定義と分類

(1) 高齢者虐待防止法による高齢者虐待の定義

高齢者虐待防止法において、高齢者とは 65 歳以上の者をいい、高齢者虐待とは養護者及び要介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。また同法は、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定め、高齢者の権利擁護に資することを目的としている。

高齢者虐待防止法により高齢者虐待の防止は、市町村の責務となり、地域包括支援センターが高齢者虐待防止や権利擁護の相談を取り扱うことになった。さらに高齢者虐待を発見した者には通報の責務を定めている。

高齢者虐待とは高齢者の身体や生命に危険が及ぶものだけにとどまらず、高齢者が自覚しているかどうか、意図的・非意図的にかかわらず、高齢者の人権を侵害する行為のすべてであり、その結果として高齢者が人として尊厳を保てない状態に陥り、人間らしく生存することが侵される行為である。日本国憲法で基本的人権が保障されることはいうまでも

なく、老人福祉法 2 条では「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする」とある。重要なことは、法制度だけではなく、心の中にあるエイジズムのような偏見や差別をなくし、意識から変えていくことであると考える。

(2) 高齢者虐待防止法による高齢者虐待の分類

図表 4 のとおり、高齢者虐待防止法第 2 条第 4 項が示す虐待分類は、身体的虐待、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の 5 分類である。

図表 4 高齢者虐待の分類と定義

分類	高齢者虐待の定義と具体例
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 【具体的な例】平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。無理矢理食事を口に入れる。やけど・打撲をさせる。意図的に薬を過剰に服用させる。ベッドに縛りつける。身体的拘束・抑制をする。
介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による身体的虐待、心理的虐待、性的虐待に揚げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。 【具体的な例】入浴しておらず、異臭がする。髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている。水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水状態や栄養失調の状態にある。室内にゴミを放置するなど、劣悪な環境の中で生活させる。高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを相応の理由なく制限したり使わせない。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 【具体的な例】排泄の失敗などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる。怒鳴る、ののしる、悪口を言う。侮辱を込めて、子どものように扱う。高齢者が話しかけているのを意図的に無視する。

性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 【具体的な例】排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。キス、性器への接触、セックスを強要する。
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が該当高齢者の財産を不当に処分することその他該当高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 【具体的な例】日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。本人の自宅などを本人に無断で売却する。年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する。

出典：高齢者虐待防止法（具体例を除く）

4 高齢者虐待防止法における高齢者虐待の実態

図表5 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果

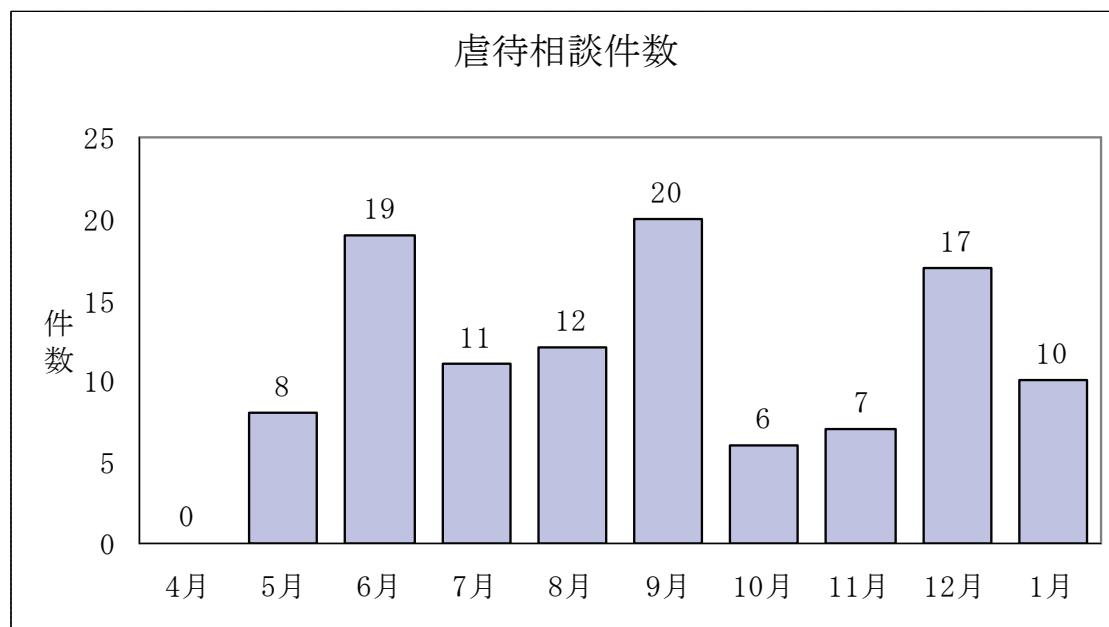
	養介護施設従事者等による 高齢者虐待 (%)		養護者による 高齢者虐待 (%)	
虐待の種類・類型 (重複あり)	身体的虐待	70.8	身体的虐待	63.4
	心理的虐待	36.5	心理的虐待	39.0
	介護・世話の放棄・放任	14.6	介護・世話の放棄・放任	25.6
	経済的虐待	6.3	経済的虐待	25.5
	性的虐待	1.0	性的虐待	0.6
被虐待高齢者の状況	女性	74.7	女性	76.5
	90～94歳	22.0	80～84歳	23.2
虐待者の職種・続柄	介護職員	76.0	息子	42.6
	施設長	8.8	夫	16.9
	その他	8.8	娘	15.6
相談・通報者 (複数回答)	該当施設職員	34.8	介護支援専門員等	43.4
	家族・親族	26.1	家族・親族	12.6
	該当施設元職員	13.4	被虐待高齢者本人	10.7
	その他	11.5	その他	9.7

出典：厚生労働省平成22年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果2011年12月6日 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000002mce.html>より作成

厚生労働省「平成22年度高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果」によると、2010（平成22）年度に確認された要介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・

通報対応件数は、2009（平成21）年度408件、2010（平成22）年度506件と98件（前年度比24.0%）増加、その一方で家族など養護者による高齢者虐待についての相談・通報対応件数は、2009（平成21）年度23,404件、2010（平成22）年度25,315件と1,911件（同8.2%）増加している。また家庭における虐待判断件数は16,668件で、前年度より1,053件（同6.7%）増加していることがわかった。虐待の実態として、被虐待高齢者の76.5%が女性であり、年齢は80歳代が42.2%を占めていた。虐待者は息子が一番多く42.6%であった。虐待の種別・類型では、殴るなどの身体的虐待が63.4%で最も多く、暴言や無視などの心理的虐待、介護の放棄が上位を占めていた。しかしながらこの調査に示された数値は、当然顕在化していない虐待を含んでいない〔図表5〕。

図表6 北九州市小倉北区における高齢者虐待の相談件数



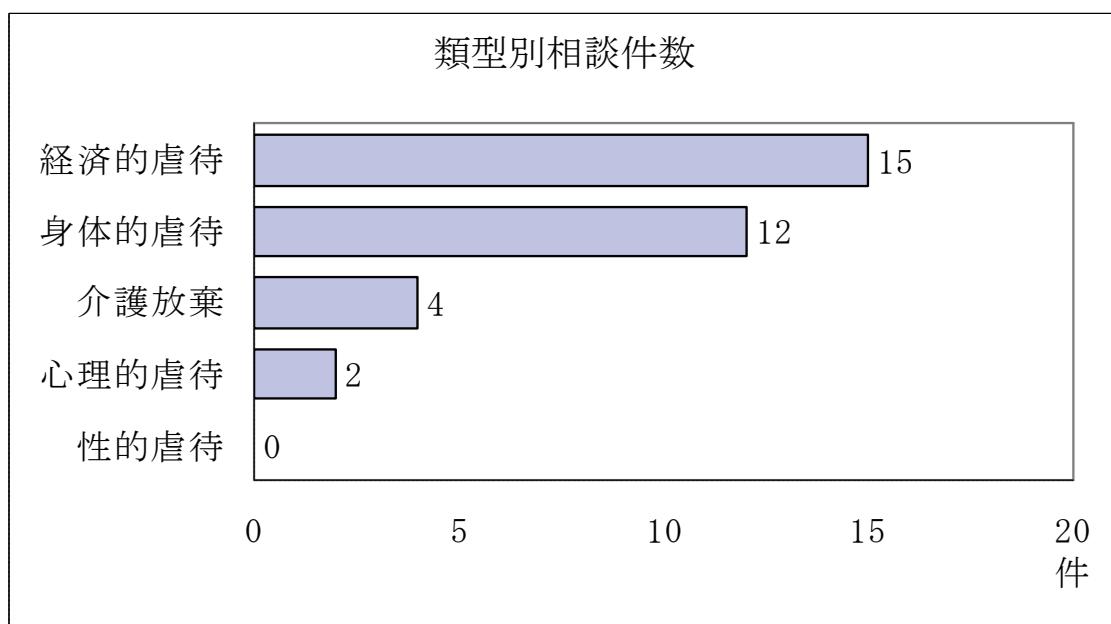
出典 小倉北区権利擁護・虐待事例への取り組み VOL.2 2007

ここで北九州市における高齢者虐待に関する調査の一部を示す。北九州市小倉北区役所生活支援課統括支援センター『小倉北区権利擁護・虐待事例への取り組み VOL.2』によると、2006（平成18）年4月～2007年1月の北九州市小倉北区における高齢者虐待に関しての相談は、月平均11.4件であった〔図表6〕。

次いで2006年4月～2007年1月の北九州市小倉北区における類型別高齢者虐待に関し

ての相談は、経済的虐待が 15 件を占め、次に多いのが身体的虐待で 12 件であった。また、虐待の中には身体的虐待と経済的虐待など、重複が多くみられた。なお当件数は、地域包括支援センター・統括支援センターが直接事例に関わったケースのみを示しており、前記の虐待相談件数とは違いがある [図表 7]。

図表 7 分類別高齢者虐待の相談件数



出典 小倉北区権利擁護・虐待事例への取り組み VOL.2 2007

相談者と相談内容・状況に関しては、図表 8 のとおりである。高齢者虐待の相談者・通報者は介護支援専門員や民生委員が多く、次いで隣人・知人であり、本人・家族の順であった。

虐待を受ける確立が高いのは、年齢の高い高齢者、男性よりは女性、心身に障害がある者であり、特に 80 歳以上の高齢者が半数以上を占めているという報告がある。養護者や介護者が虐待者であるというケースがほとんどで、養護・介護と虐待の関係の深さがわかる。

なお、個人情報保護の観点から北九州市小倉北区役所生活支援課統括支援センターにおける小倉北区権利擁護・虐待事例への取り組みに関する報告書は現在作成されていない。

図表8 高齢者虐待の相談内容

相談者	本人の状況	内容
本人	女性 自立 認知症なし	息子の借金で家庭内で喧嘩ばかりしていると本人から連絡。次男はお金を借り逃げ、同居している長男が保証人となり返済が大変で文句ばかり言われている。
病院 SW	女性 要介護 5 認知症	入院費を次男が支払わない。次男は高次脳機能障害があり判断力が弱い。以前次男から身体的虐待を受けたことがある。退院した後はネグレクトが心配。
民生委員	女性 要支援 1 認知症なし	アルコール中毒の次男からの暴力で右眼が腫れている。自宅内も暴れたあとがある。
介護支援専門員	女性 要支援 1 認知症なし	娘と二人暮らし。鍋を頭にぶつけられる。出て行けと毎日のように言われる。
介護支援専門員	女性 要介護 2 認知症なし	本人と次女、長男家族との同居。 次女より毎日のように悪口を言われ、時々頭を叩かれる。
介護支援専門員	女性 要介護 4 認知症	長男と二人暮らし。 長男はアルコール依存で包丁を振り回すことがある。
長女	男性 要介護 2 認知症	長男と二人暮らしだが、ほとんど食事を与えない。 脱水状態が続いている、顔に殴られたようなアザがある。
介護支援専門員	女性 要介護 1 認知症	同居している長男に蹴られて肋骨骨折し入院。 今後どのように対応していくべきか。
介護支援専門員	女性 要介護 2 軽度の認知症	長男と二人暮らし。長男が本人の年金を担保に借金している。 お金の工面がつかず、介護保険サービスを利用していたが、利用が困難になってきている。
介護支援専門員	女性 要介護 2 認知症あり	長男と二人暮らし。右頬にアザがある。手先などが汚れ、入浴はおこなえていない様子。

出典 小倉北区権利擁護・虐待事例への取り組み VOL. 2 2007

III 調査の概要

年々増え続ける高齢者虐待を防ぐには、高齢者虐待の背景や要因を把握し、それぞれに合わせた対応を考えいかなければならない。虐待の認識をさまざまな視点からみていき、判断基準の共通する部分や異なる部分を明確にし、調査対象や調査対象数を検討する必要がある。前回の調査では、調査対象や調査対象数に課題が残ったため、今回の調査では幅広い視点からの調査や検討が必要であると考え、一般市民を対象に高齢者虐待の認識について調査を実施した。

1 調査の手続き

(1) 一般市民への調査

調査対象	北九州市在住の20歳～79歳
調査期間	2012年3月12日～3月26日
調査方法	郵送によるアンケート調査
集計回答票数	526票
回収率	35.0% (526部／1,500部)

北九州市内に在住する20歳～79歳までの1,500人を選挙人名簿より無作為に抽出し、郵送によるアンケート調査の結果、526票の回答を得た。

(2) 高齢者への調査

調査対象	地域交流型デイサービスの利用者
調査期間	2010年10月14日～11月16日
調査方法	地域交流型デイサービス参加した人への質問紙による集合調査
回収回答票数	79票
集計回答票数	79票

地域交流型デイサービスとは社会福祉法人北九州市社会福祉協議会が主催する介護予防サービス高齢者地域交流支援通所事業のひとつで、住み慣れた地域の拠点である市民センターにおいて、週2回、平日の10：00～14：00の時間に、健康運動指導士や管理栄養士

ら介護予防担当のもと、昼食会や各種レクリエーション、健康チェック、体操など健康や生きがいづくりに役立つサービスを提供する。利用できる人は北九州市内在住の在宅高齢者で、介護保険制度要介護認定で非該当とされた人や、おおむね 65 歳以上で少し身体の動きが弱った人、一人暮らしの人や閉じこもりがちな人である。この事業実施中に社会福祉法人北九州市社会福祉協議会デイ指導員の協力のもと、79 人の高齢者に回答を得た。

(3) 大学生への調査

調査対象	3 科目を受講した北九州市立大学の学生
調査期間	2008 年 10 月 2~3 日
調査方法	受講学生への質問紙による集合調査
回収回答票数	209 票
集計回答票数	209 票

2 調査票について

(1) 一般市民への調査

「生活感と高齢者虐待に関する調査研究」として調査票を作成した。

(2) 高齢者・大学生への調査

大学生対象の調査には、牧野里奈の「十勝における高齢者虐待に関する認識調査（1）—N 地区と F 地区の比較—」（2005）を参考に修正・追加し、調査に用いた（「高齢者虐待に関する認識調査—大学生の視点から—」（2009））。その調査票を再検討し、高齢者対象の調査票を作成した。

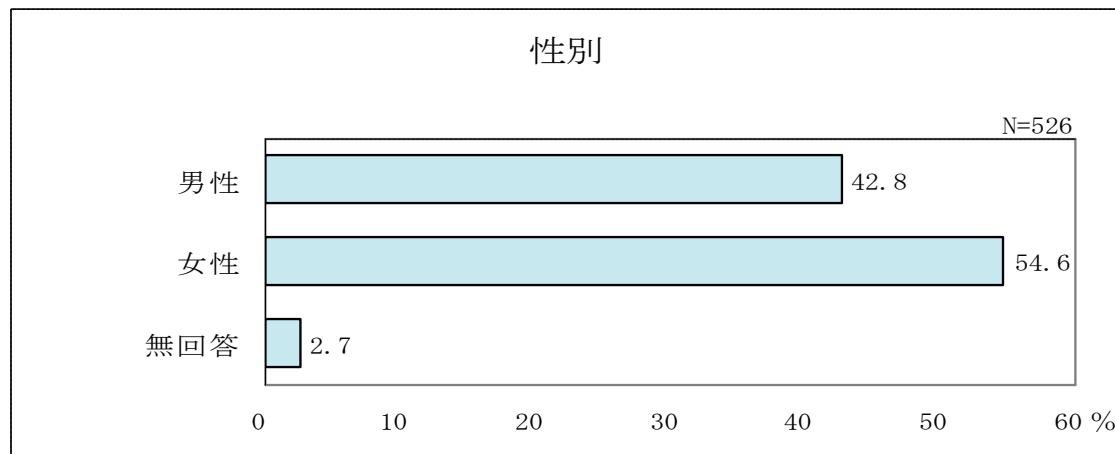
一般市民・高齢者・大学生のいずれも虐待の分類は、高齢者虐待防止法第 2 条第 4 項が示す 5 分類、すなわち身体的虐待、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待を用いた。調査票は、資料として添付している。

3 対象者の基本属性

(1) 一般市民の基本属性

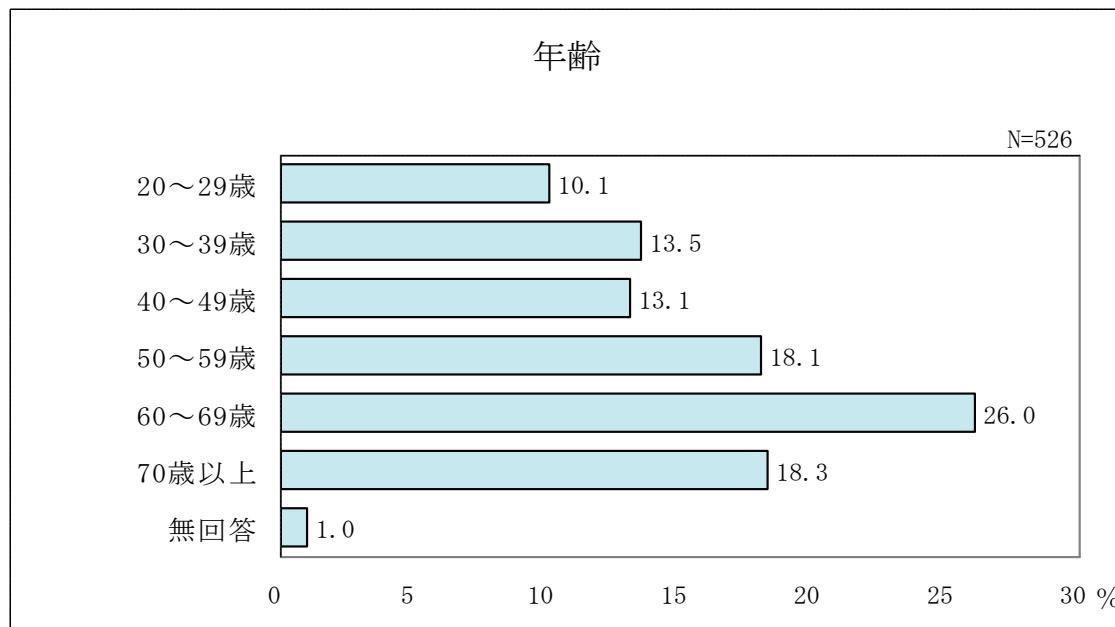
図表 9 のとおり、性別は「男性」が 42.8%（225 人）、「女性」が 54.6%（287 人）で、女性の方が多かった。

図表9 性別

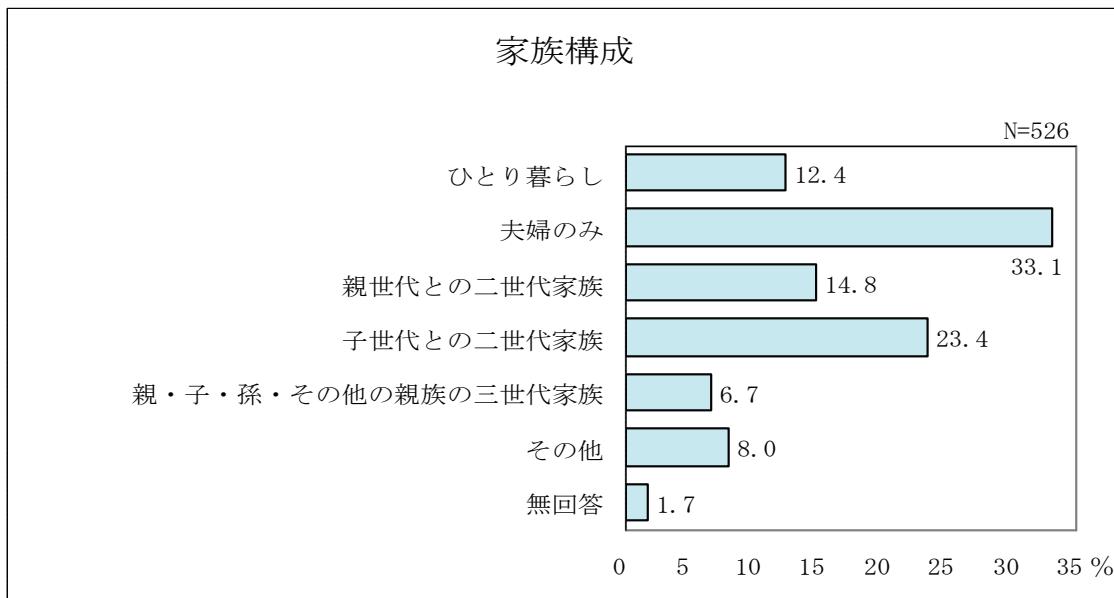


年齢は「60歳代」と回答した人が26.0%（137人）と全体の1/4を超える最も多く、次に「70歳以上」と回答した人が18.3%（96人）、「50歳代」と回答した人が18.1%（95人）で、年齢区分を20～59歳と60歳以上で比較すると、60歳以上が4割以上を占める〔図表10〕。

図表10 年齢

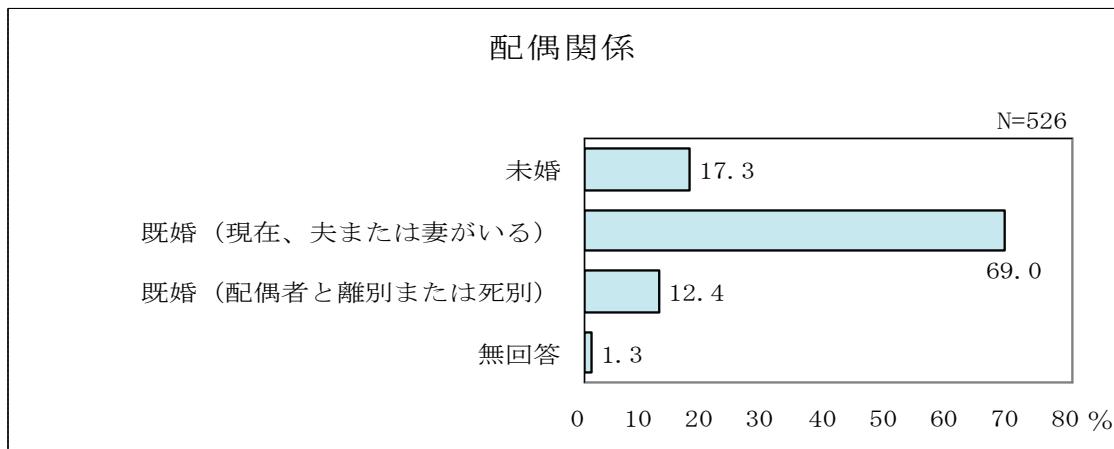


図表 11 家族構成



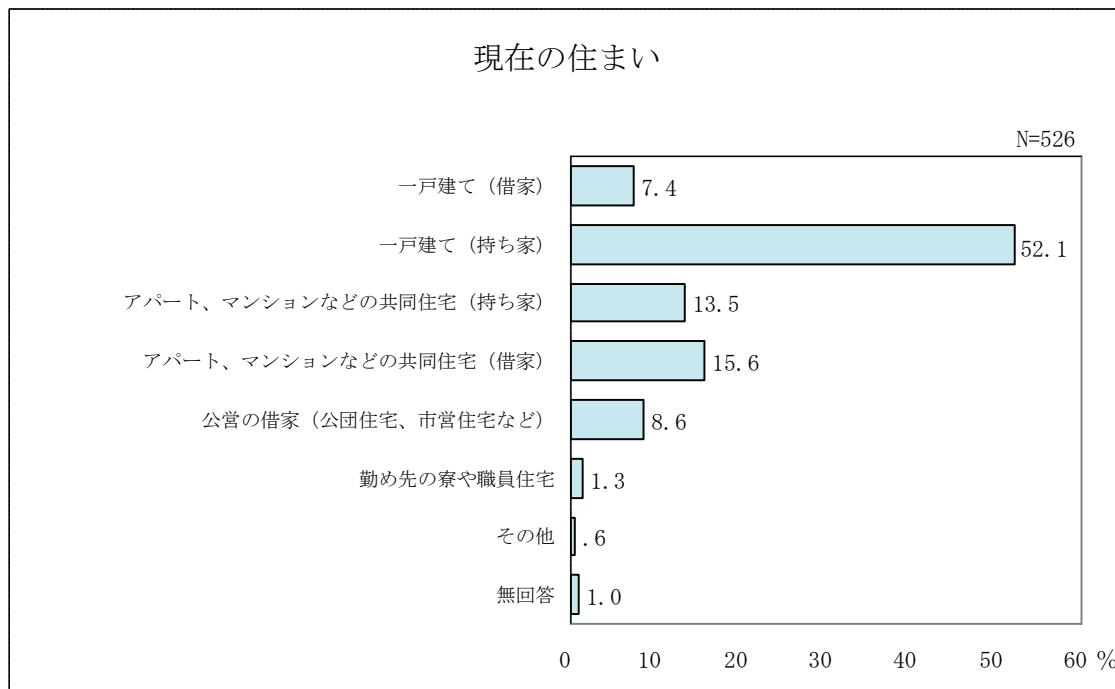
図表 11 は家族構成を示している。「夫婦のみ」と回答した人が 33.1% (174 人) と最も多く、次に「子世代との二世代家族」と回答した人が 23.4% (123 人)、「親世代との二世代家族」と回答した人が 14.8% (78 人) と二世代家族が 4 割を占めていた。「ひとり暮らし」と回答した人は 12.4% (65 人) であった。

図表 12 配偶関係

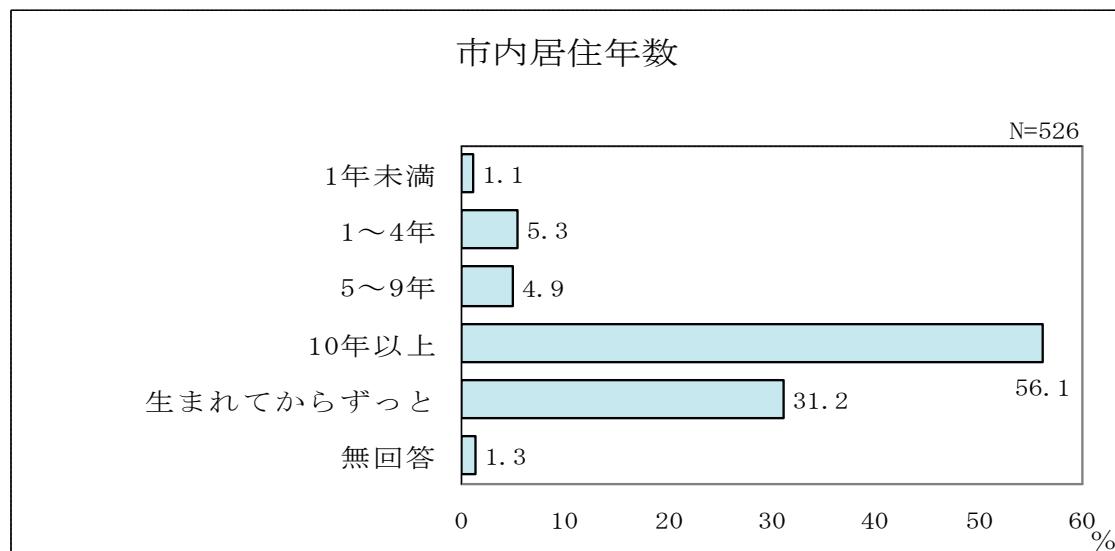


図表 12 のとおり、配偶関係は既婚者が 8 割を超え、未婚者は 17.3% (91 人) だった。現在の住まいについては、図表 13 に示すとおり「一戸建(持ち家)」と回答した人が 52.1% (274 人) と全体の半数以上であった。

図表 13 現在の住まい



図表 14 居住年数

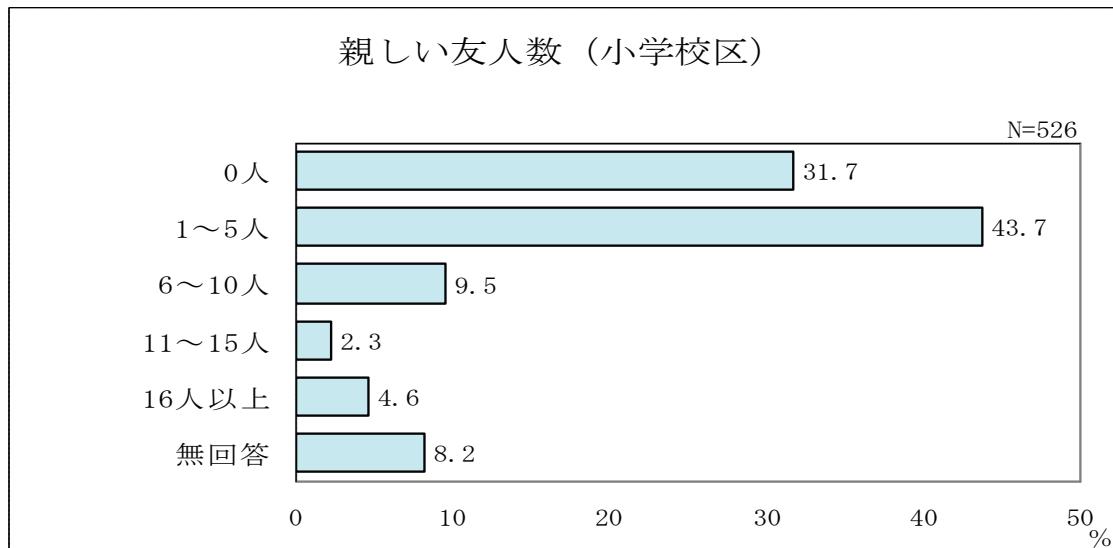


居住年数は図表 14 に示すとおり、「10 年以上」と回答した人が 56.1% (295 人) と最も多く全体の半数以上を占めており、次に「生きてからずっと」と回答した人が 31.2% (164 人) であった。居住年数が 10 年未満の人は全体の 1 割程であった。

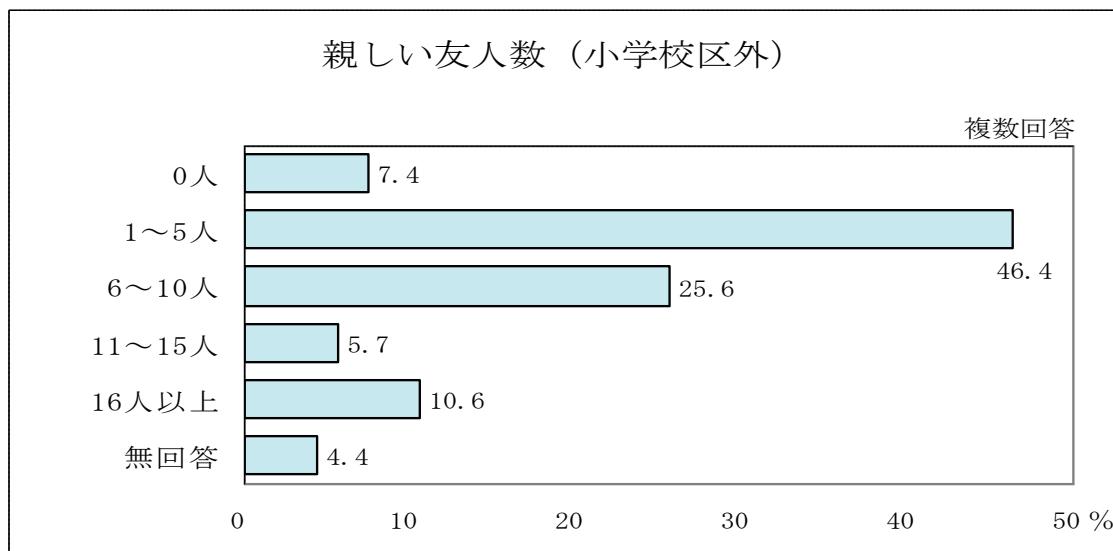
図表 15・16 に示すとおり、親しい友人数は「1～5 人」と回答した人が小学校区内外のどちらも最も多く、4 割を超えていた。その一方で、親しい友人数は「0 人」と回答した人

が小学校区内で 31.7% (167 人)、小学校区外で (39 人) と約 3 割の人が小学校区内と比較的近隣に親しい友人がひとりもいないと答えていた。

図表 15 親しい友人数（小学校区内）

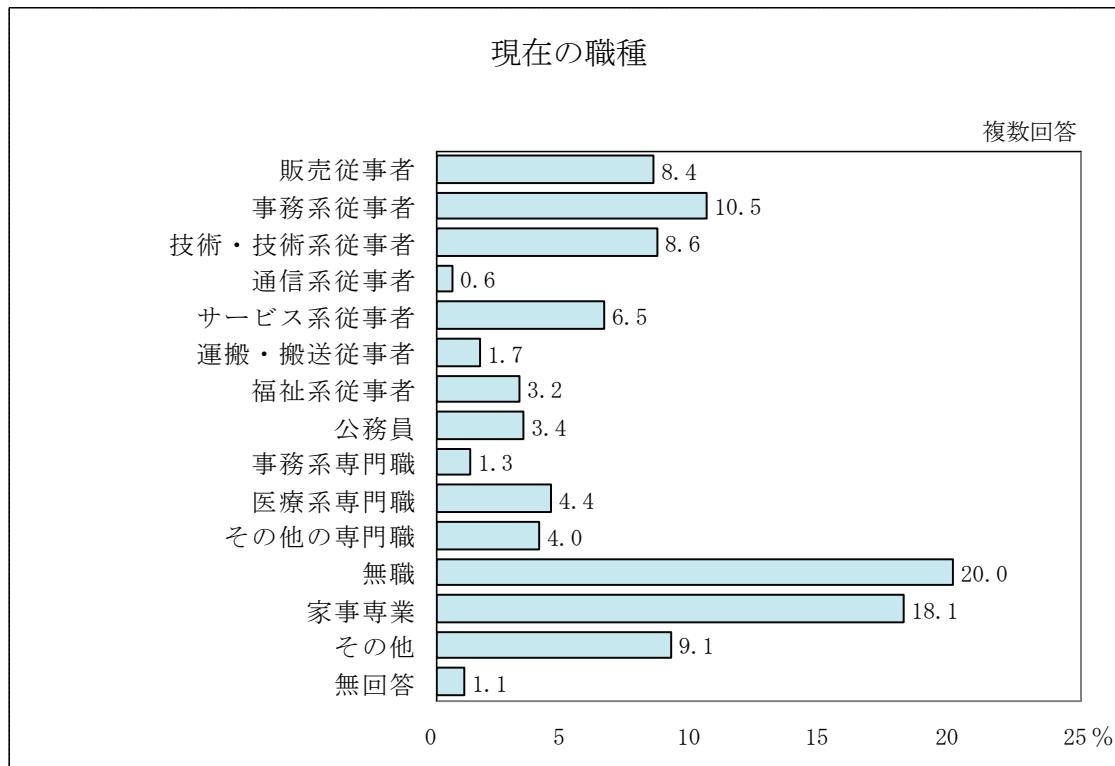


図表 16 親しい友人数（小学校区外）

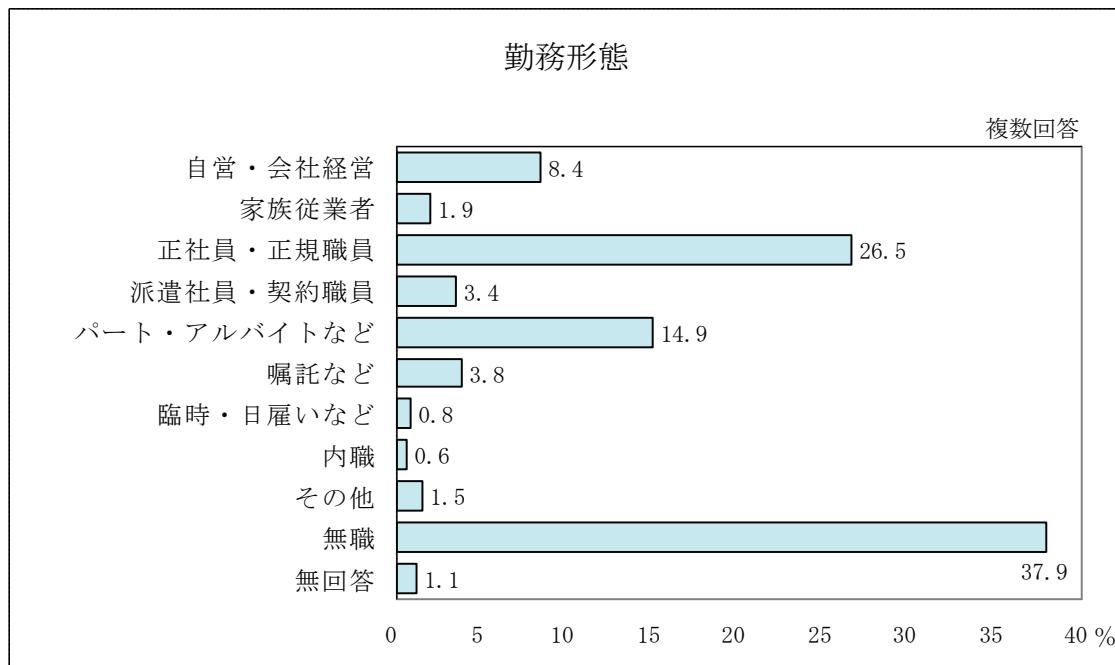


現在の職種については、「無職」と回答した人が 20.0% (105 人) と最も多く、次に「家事専業」と回答した人が 18.1% (95 人) と、仕事をもたない人が 4 割弱いた。現在仕事をしている人の中では、「事務系従事者」と回答した人が 10.5% (55 人) で最も多かった〔図表 17〕。

図表 17 現在の職種



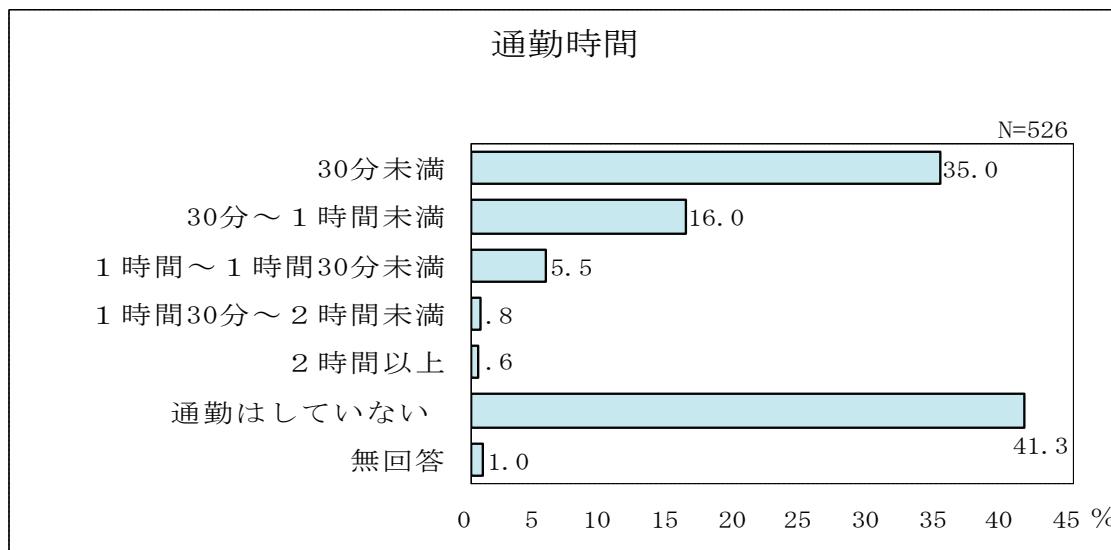
図表 18 勤務形態



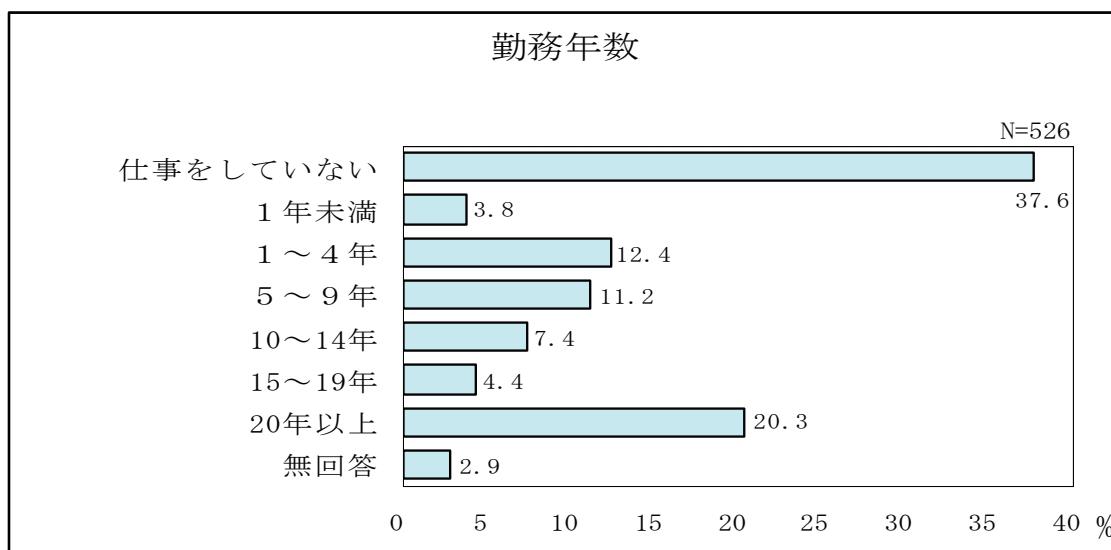
勤務形態は、「無職」と回答した人が 37.9%（199 人）で最も多く、現在仕事をしている人の中では「正社員・正規職員」と回答した人が 26.5%（139 人）、次に「パート・アルバイトなど」と回答した人が 14.9%（78 人）、「自営・会社経営」と回答した人が 8.4%（44 人）の順で多かった〔図表 18〕。

通勤時間は「30 分未満」が 35.0%（184 人）で最も多く、次に「30 分～1 時間未満」が 16.0%（84 人）であった〔図表 19〕。

図表 19 通勤時間

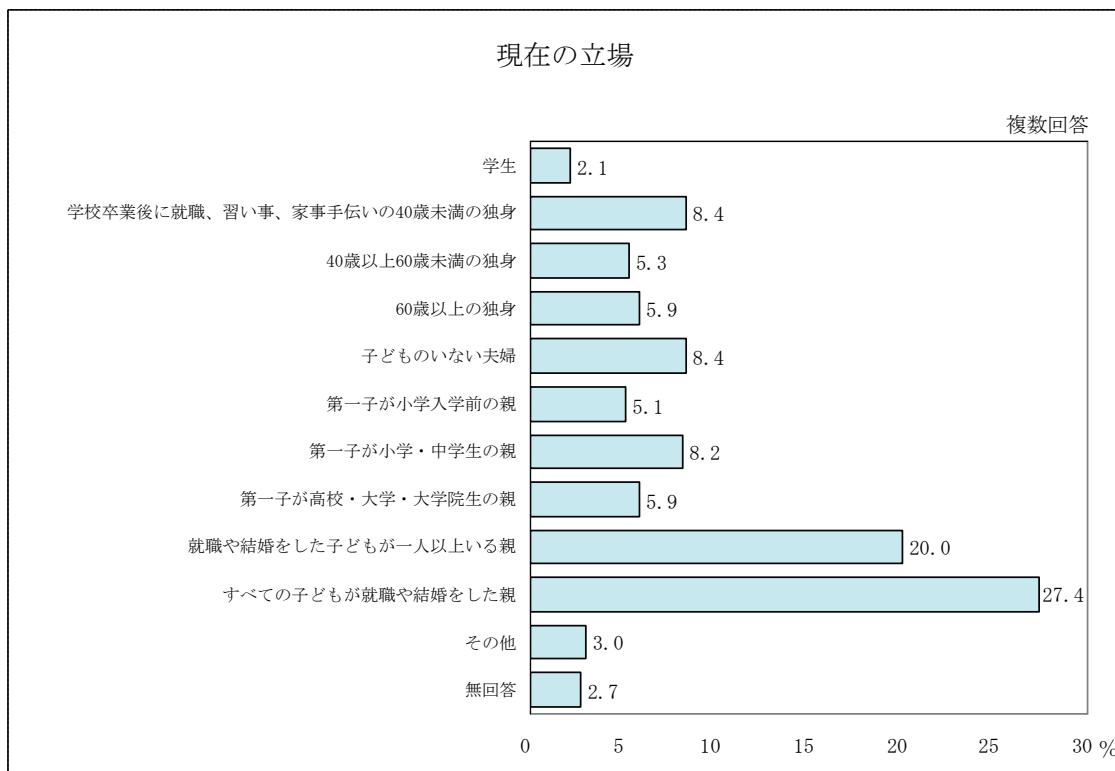


図表 20 勤務年数



勤務年数は「20 年以上」が 20.3%（107 人）で最も多く、地祇に「1～4 年」が 12.4%（65 人）、「5～9 年」が 11.2%（59 人）であった〔図表 20〕。

図表 21 現在の立場



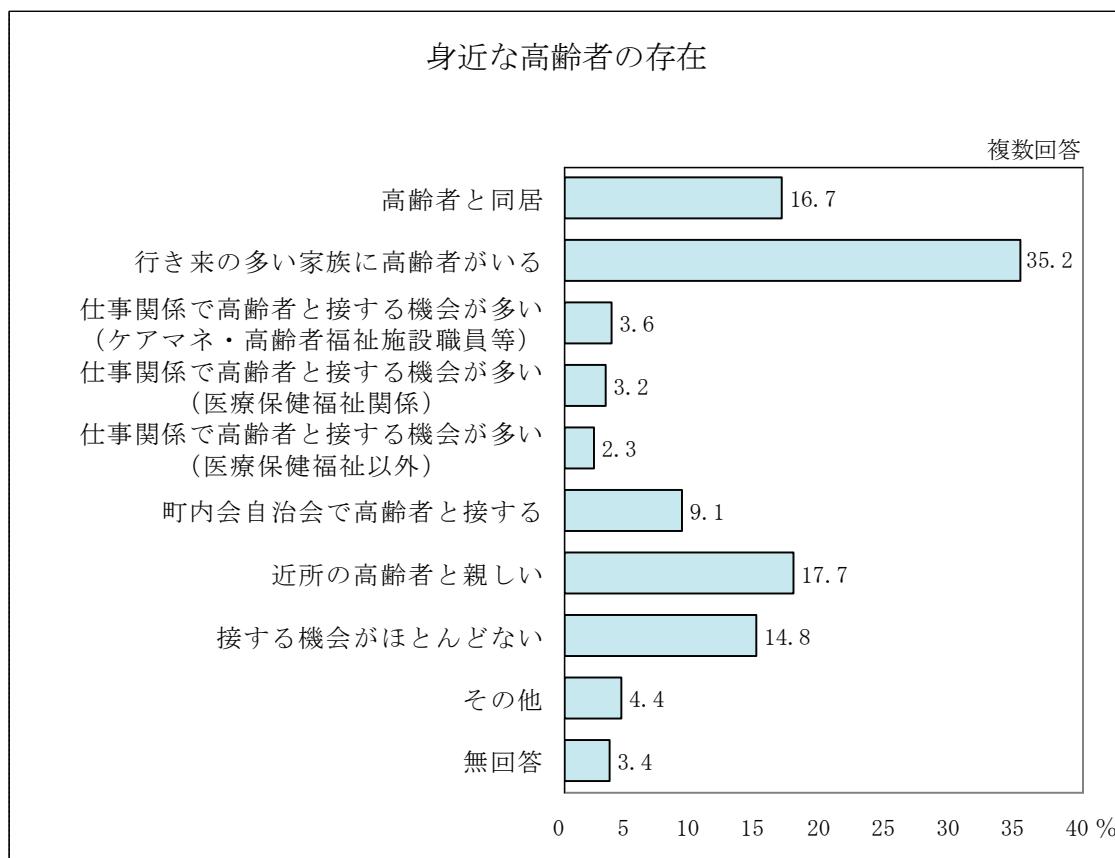
現在の立場については、「すべての子どもが就職や結婚をした親」と回答した人が 27.4% (144 人) で最も多く、次に「就職や結婚をした子どもが一人以上いる親」と回答した人が 20.2% (106 人) で、5 割弱の人は就職や結婚をした子どもがいる親であった〔図表 21〕。

身近な高齢者については、図表 22・23 に示すとおりである。

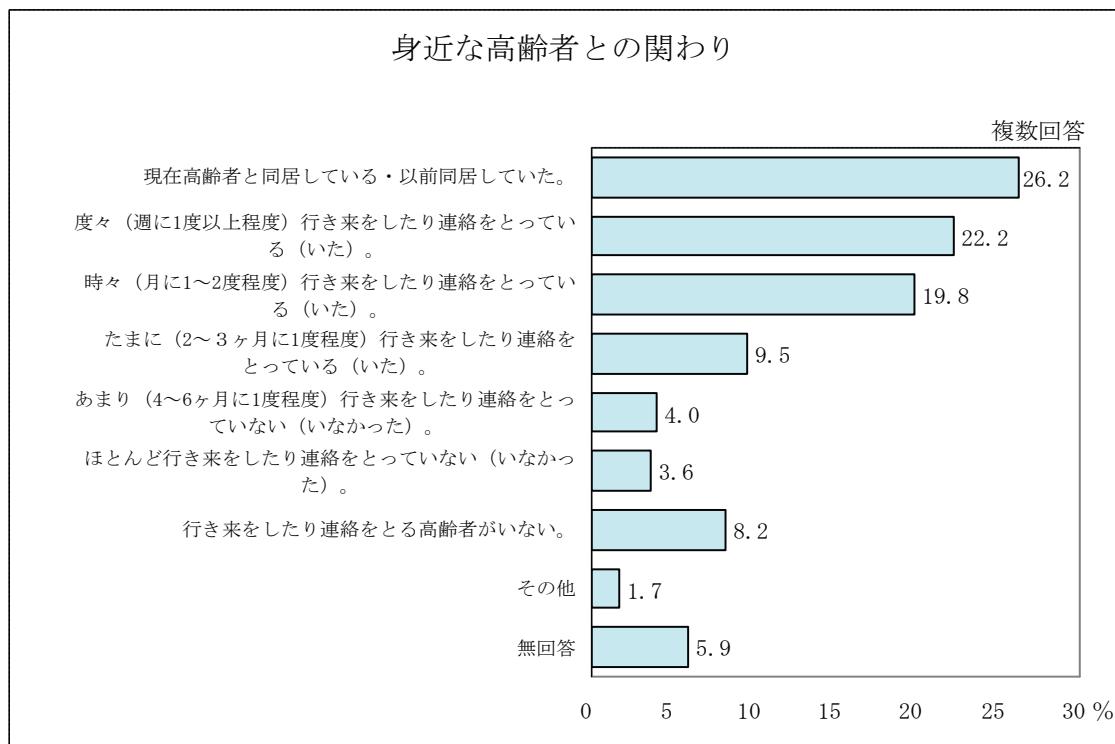
まず図表 22 は「行き来の多い家族に高齢者がいる」と回答した人が最も多く 35.2% (185 人) 、次に「近所の高齢者と親しい」と回答した人が 17.7% (93 人) 、「高齢者と同居」と回答した人が 16.7% (88 人) だった。「近所の高齢者と親しい」と回答した人が 17.7% (93 人) 、「町内会自治会で高齢者と接する」と回答した人が 9.1% (48 人) と、仕事関係で高齢者と接する機会より地域で接する機会の方が多かった。その一方で、「接する機会がほとんどない」と回答した人は 14.8% (78 人) いた。

図表 23 では「現在高齢者と同居している、以前同居していた」と回答した人が 26.2% (138 人) で最も多く、次に「度々（週に一度以上行き来をしたり連絡をとっている（いた））」と回答した人が 22.2% (117 人) 、「時々（月に一度以上）行き来をしたり連絡をとっている（いた）」と回答した人が 19.8% (104 人) だった。その一方で、「行き来をしたり連絡をとる高齢者がいない」と回答した人が 8.2% (43 人) であった。

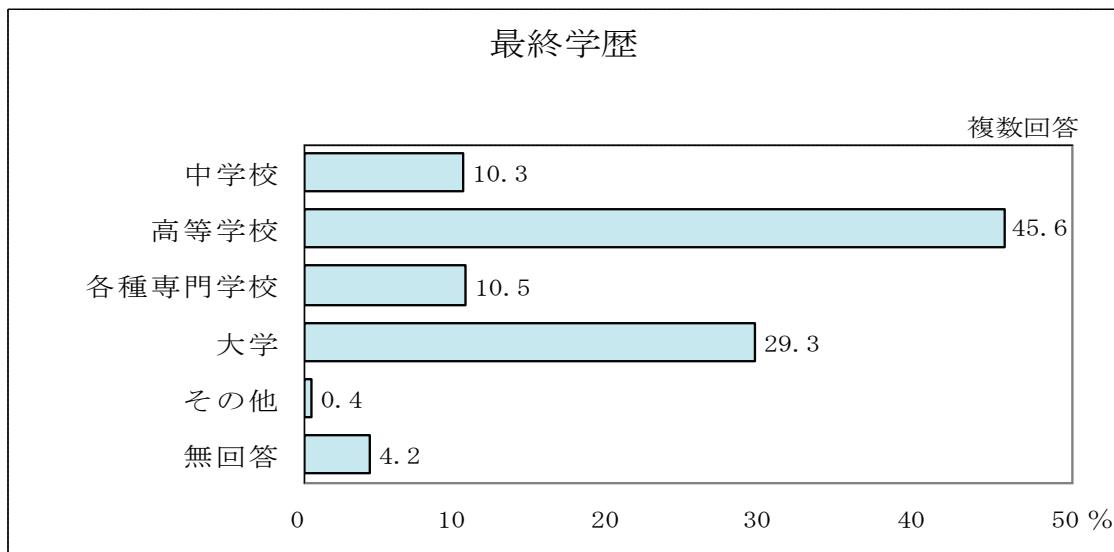
図表 22 身近な高齢者の存在



図表 23 身近な高齢者との関わり

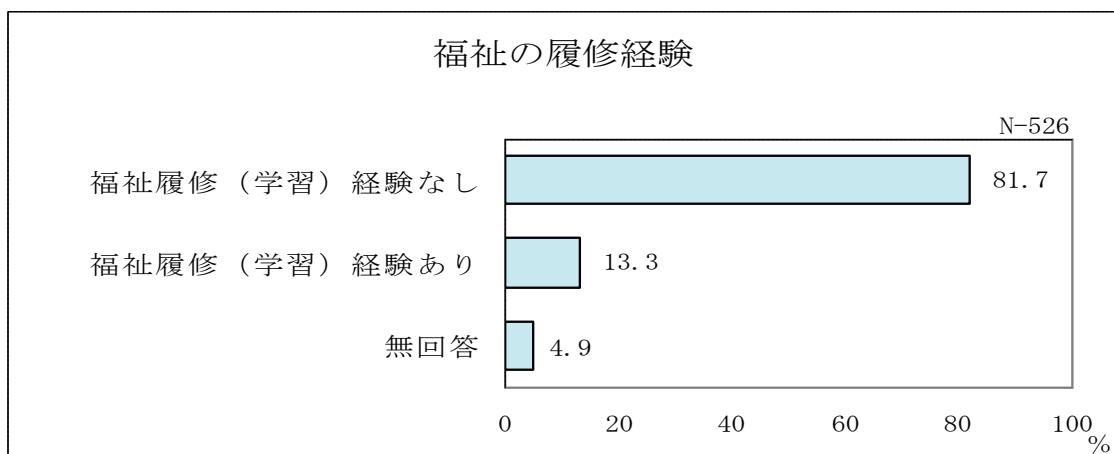


図表 24 最終学歴



最終学歴は「高等学校」と回答した人が最も多く 45.6% (240 人)、次に「大学」と回答した人が 29.3% (154 人) の順で多かった [図表 24]。

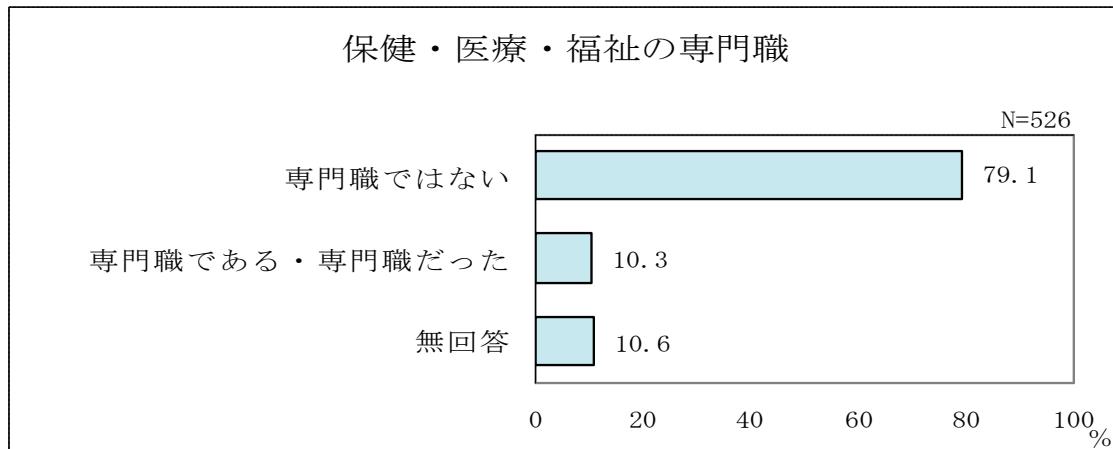
図表 25 福祉の履修経験



図表 25 に示すとおり、福祉の履修経験については「教育幾期間の福祉履修（学習）経験なし」と回答した人が 81.8% (430 人)、「教育幾期間の福祉履修（学習）経験あり」と回答した人が 13.3% (70 人) で、約 8 割が福祉の学習経験がなかった。

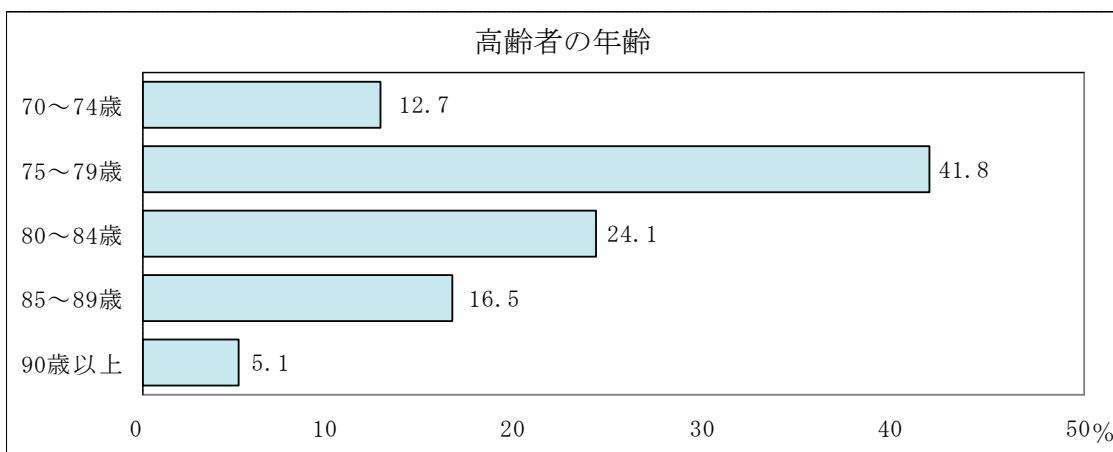
保健・医療・福祉の専門職か非専門職かの問い合わせについては、「保健・医療・福祉の専門職ではない」と回答した人が 79.1% (416 人)、「保健・医療・福祉の専門職である・専門職だった」と回答した人が 10.3% (54 人) で、専門職の人は約 1 割であった [図表 26]。

図表 26 専門職



(2) 高齢者の基本属性

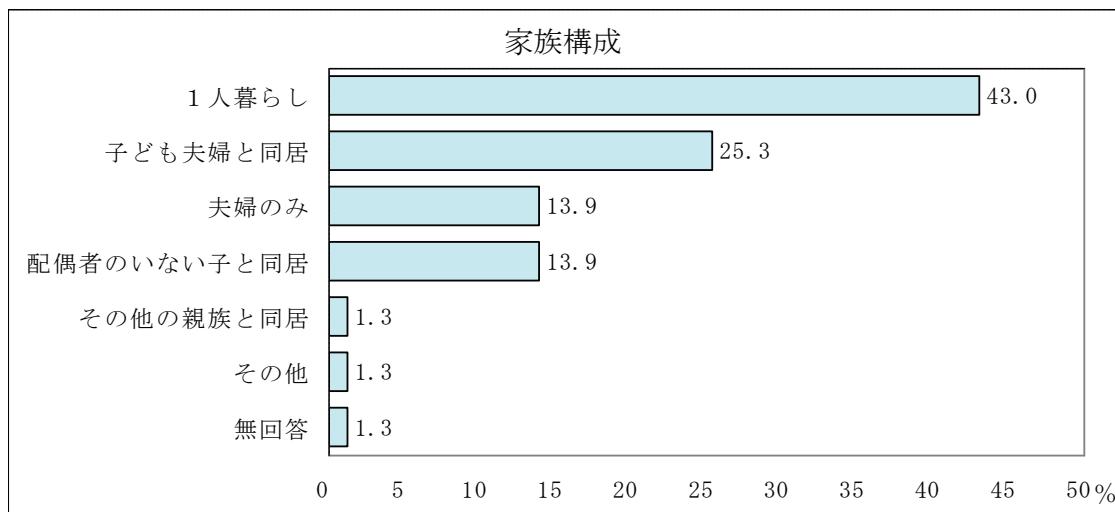
図表 27 高齢者の年齢



性別は男性が 3.8% (3 人)、女性が 96.2% (76 人) と、女性が 9 割以上であったため図表で示していない。図表 26 のとおり、年齢は全員が 70 歳以上で、70~74 歳が 12.7% (10 人)、75~79 歳が 41.8% (33 人) と最も多く、80~84 歳が 24.1% (19 人)、85~89 歳が 16.5% (13 人)、90 歳以上が 5.1% (4 人) で、最高齢は 95 歳であった [図表 27]。

図表 28 は家族構成を示している。1 人暮らしの高齢者が 43.0% (34 人) と最も多く、次いで子ども夫婦と同居している高齢者が 25.3% (20 人)、夫婦のみ世帯の高齢者と配偶者のいない子と同居している高齢者がそれぞれ 13.9% (11 人) であった。その他の親族と同居している高齢者、その他、無回答がそれぞれ 1 人であった。

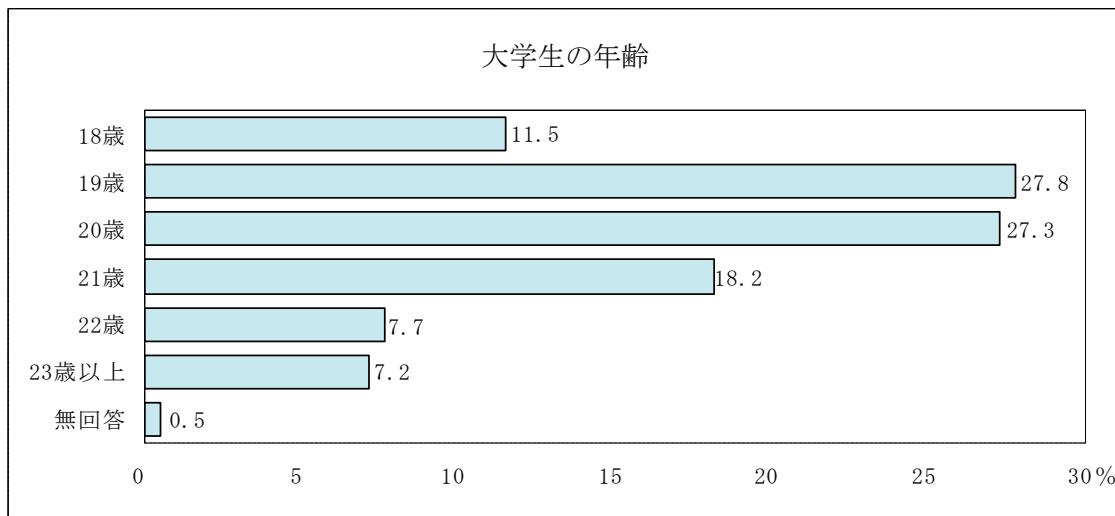
図表 28 高齢者の家族構成



(3) 大学生の基本属性

年齢は図表 29 のとおり、19~20 歳が 5 割以上を占め、21 歳を加えると 7 割を超える。

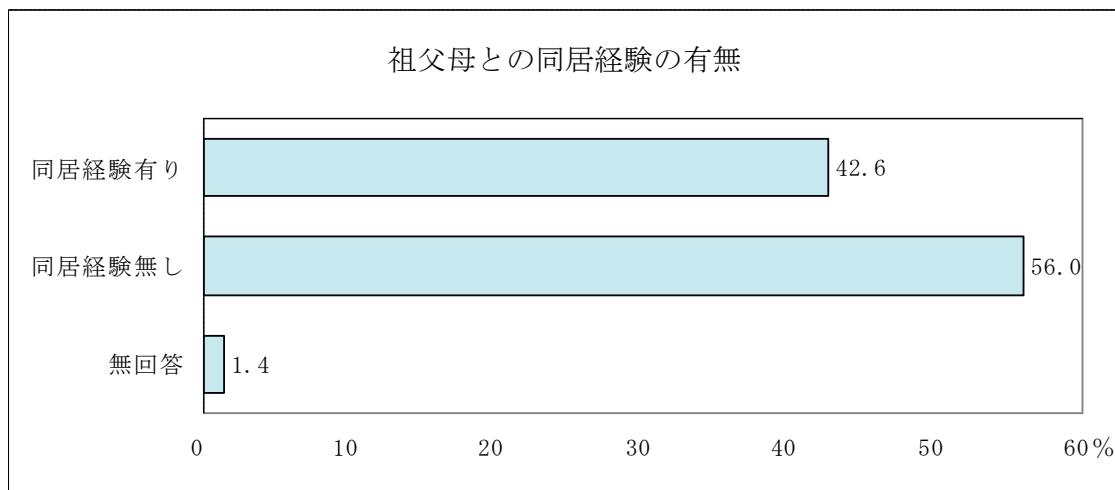
図表 29 大学生の年齢



家族構成については調査をしていないが、図表 30 には祖父母との同居経験の有無について示した。同居経験がある学生が 42.6% (89 人)、同居経験がない学生が 56.0% (117 人) で、祖父母との同居経験のない学生の方が多く、過半数を超えていた。

以上が調査対象者の基本属性であるが、以降の結果の考察等では一般市民の調査結果を中心に、共通する質問がある場合にのみ調査結果と比較する。

図表 30 祖父母との同居経験の有無



IV 調査結果に基づく高齢者虐待の捉え方の比較

1 調査結果に基づく虐待 5 分類の判断に関する比較

「高齢者虐待の認識に関するアンケート」を、「身体的虐待」「介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の 5 つの高齢者虐待の分類別に、結果をまとめると次のとおりである。

一般市民を対象とした調査への回答は、5 分類の事例についてそれぞれの事例の虐待の程度について「虐待ではない」から「虐待」までを 1 ~ 5 の 5 段階で評価する形式である。虐待の程度については「虐待ではない」から「虐待」までを、1 = 「虐待ではない」、2 = 「どちらかというと虐待ではない」、3 = 「どちらともいえない」、4 = 「どちらかというと虐待である」、5 = 「虐待である」を 1 ~ 5 の 5 段階で評価してもらった。その結果を 4 = 「どちらかというと虐待である」、5 = 「虐待である」を「虐待であると思う」、1 = 「虐待ではない」、2 = 「どちらかというと虐待ではない」を「虐待ではないと思う」、3 = 「どちらともいえない」を「どちらともいえない」と類似したものをまとめ結果として示した。

高齢者と大学生を対象とした調査への回答は、5 分類の事例についてそれぞれ「虐待であると思う」「虐待ではないと思う」「どちらともいえない」の 3 つの選択肢の中から、当てはまるもの 1 つを選択する形式である。

図表 31 は一般市民・高齢者への調査で用いた 5 つの虐待事例であり、図表 32 は大学生への調査で用いた 7 つの虐待事例である。以下では、共通する事例のみ調査結果を示す。

図表 31 一般市民・高齢者への調査で用いた虐待事例

虐待分類	事例
身体的虐待	75 歳女性。夜眠らず、外を徘徊するようになり、家族が眼れなくなったため、息子（52 歳）がベッドに縛りつけた。
介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	81 歳女性。娘と同居であるが、その娘が入院中のため、近くに住んでいる孫が世話をしている。1 ヶ月間コタツに入ったままで、寝たきりの状態である。食事摂取はほとんどなく、排便・排尿もそのままである。本人は孫の入院の勧めを拒否している。
心理的虐待	94 歳男性。室内は歩行器使用で、トイレ以外は起きない。息子（69 歳）夫婦、主に息子の嫁（57 歳）の介護を受けている。「臭い、汚い、鼻が

	おかしくなる」「親じやないのに何で面倒見なければならないのか」等々。本人の前で言葉にするが、身の回りのことはきちっと世話をしている。
性的虐待	76歳男性。脱衣所で服を脱いで裸になりお風呂に入ろうとしていた時、ノックもせずに嫁（48歳）が入って来て、下から上まで体を見た後、笑って出て行った。
経済的虐待	79歳女性。年金7万円を仏壇の引き出しに入れて保管していた。ある時、病院へ行くために、仏壇の引き出しを開けると、7万円あったはずが5万円になっていた。おかしいと思いながらも、誰にも話さずにいた。3日後、買い物に行こうと思い仏壇に向かうと、息子（54歳）がお金を持って行こうとしていた。見つかった息子は、「ちょっと借りるだけだ。」と言って、勝手に持つて行った。

図表 32 大学生の調査で用いた虐待事例

虐待分類	事例
身体的虐待	高齢者（84歳）の体には、お腹や背中に、打撲のような跡・アザが2・3ヶ所ある。
	75歳女性。夜眠らず、外を徘徊するようになり、家族が疲れなくなつたため、息子（52歳）がベッドに縛りつけた。
介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	81歳女性。娘と同居であるが、その娘が入院中のため、近くに住んでいる孫が世話をしている。1ヶ月間コタツに入ったままで、寝たきりの状態である。食事摂取はほとんどなく、排便・排尿もそのままである。本人は孫の入院の勧めを拒否している。
心理的虐待	80歳男性。一家で食事をする時に、家族全員が揃って食事をすることが習慣である。しかし、男性の部屋の前には食事が用意されて置かれており、家族と同じ食卓を囲むことができず、常にひとり自分の部屋で食事をとっている。
	94歳男性。室内は歩行器使用で、トイレ以外は起きない。息子（69歳）夫婦、主に息子の嫁（57歳）の介護を受けている。「臭い、汚い、鼻がおかしくなる」「親じやないのに何で面倒見なければならないのか」等々。本人の前で言葉にするが、身の回りのことはきちっと世話をしている。

性的虐待	76歳男性。脱衣所で服を脱いで裸になりお風呂に入ろうとしていた時、ノックもせずに嫁（48歳）が入って来て、下から上まで体を見た後、笑って出て行った。
経済的虐待	79歳女性。年金7万円を仏壇の引き出しに入れて保管していた。ある時、病院へ行くために、仏壇の引き出しを開けると、7万円あったはずが5万円になっていた。おかしいと思いながらも、誰にも話さずにいた。3日後、買い物に行こうと思い仏壇に向かうと、息子（54歳）がお金を持って行こうとしていた。見つかった息子は、「ちょっと借りるだけだ。」と言って、勝手に持つて行った。

（1）身体的虐待

高齢者虐待防止法における身体的虐待とは、「高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」であり、具体的な例は、叩く、殴る、蹴る等身体に暴力的行為を加えることである。

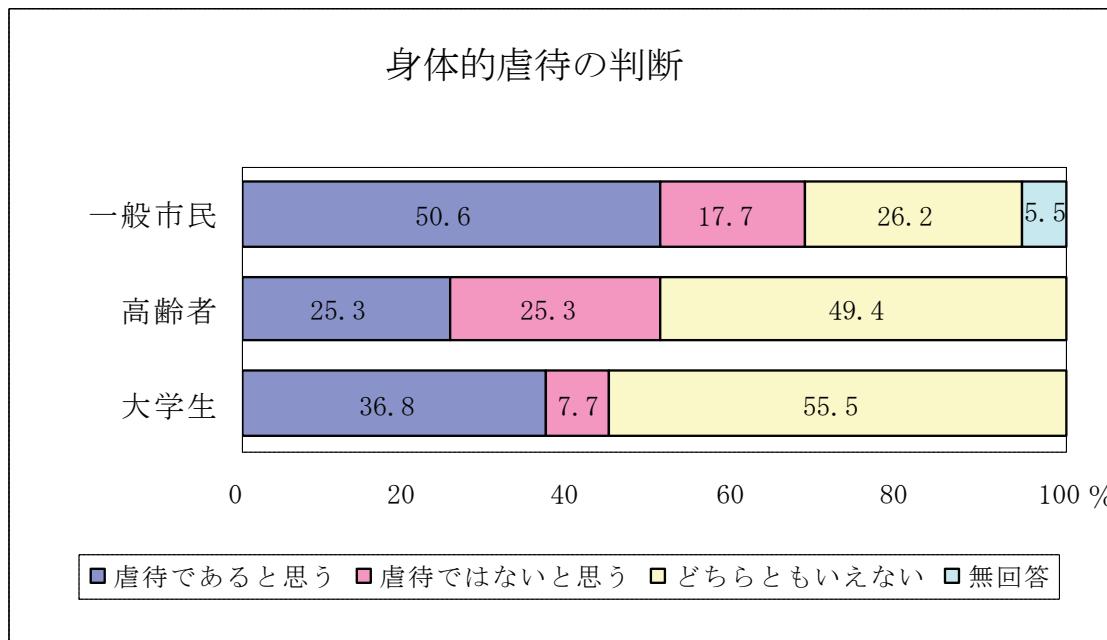
事例 1 「身体拘束」の事例

75歳女性。夜眠らず、外を徘徊するようになり、家族が疲れなくなったため、息子（52歳）がベッドに縛りつけた。

事例 1 は高齢者が夜徘徊するようになり、家族が疲れなくなったため、ベッドに縛りつけたものある。身体的虐待としては、殴る、蹴るなどの身体に暴力を与えることをイメージしやすいが、身体拘束は明らかに自由を奪う行為であり、身体的虐待にあたる。

調査の結果は、図表 33 に示すとおりである。虐待と判断しているのは一般市民が最も多く半数を占めているのに対し、高齢者においては 4 人に 1 人の割合しか虐待と判断していなかった。その一方で、虐待と判断していない高齢者が 4 人と多く、大学生においては 1 割以下であった。このように身体的虐待に関しては、一般市民が最も虐待の認識が高かった。「どちらともいえない」と判断を保留した人は、高齢者と大学生に多く、特に大学生においては半数以上を占め、虐待の判断の難しさを示唆している。

図表 33 身体的虐待の判断



(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者虐待防止法における介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）とは、「高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による身体的虐待、心理的虐待、性的虐待に揚げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること」となっている。具体的な例は、水分や食事を与えられず、脱水状態や栄養失調の状態にある。入浴しておらず、異臭がする。室内にゴミを放置するなどである。

事例 2（「ネグレクト」の事例）

81歳女性。娘と同居であるが入院中のため、近くに住んでいる孫が世話をしている。
1ヶ月間コタツに入ったままで、寝たきりの状態である。食事摂取はほとんどなく、排便・排尿もそのままである。本人は孫の入院の勧めを拒否している。

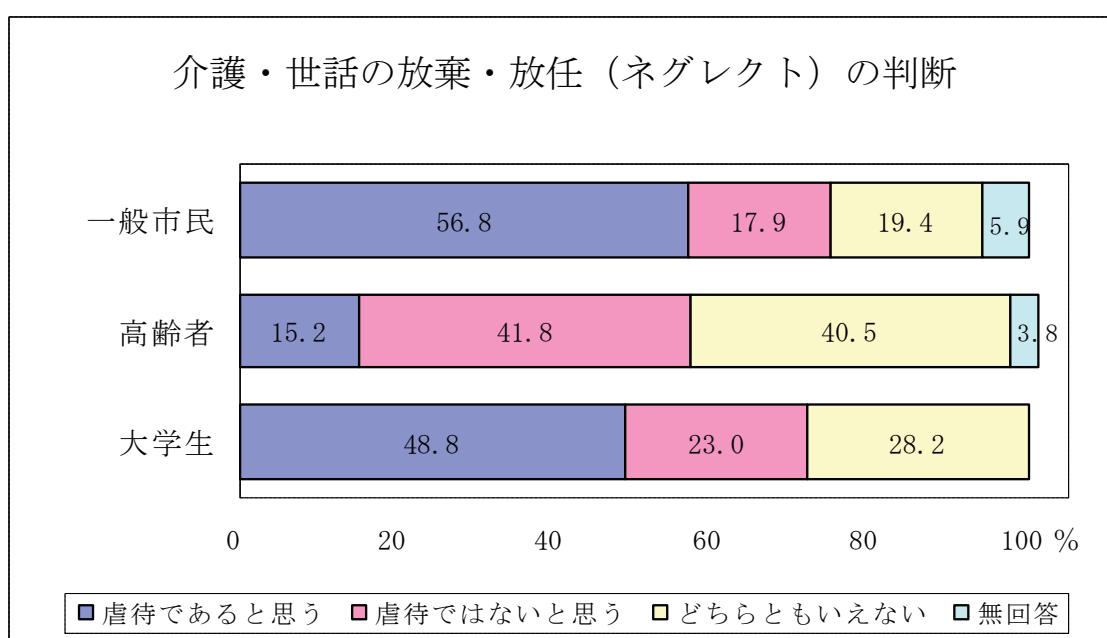
事例 2 は寝たきりで飲食がほとんどなく、排便・排尿においても世話や介助がなされておらず、高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置等養護を著しく怠る行為であり、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）にあたる。

この事例は実際に行政が虐待と判断した事例であり、同居していない孫からの通報で、

病院に搬送されるが、搬送先の病院で死亡という最悪な結果となった。高齢者自身が孫の勧める入院を拒否しているという面もあり、判断が難しくグレーゾーンとも考えられるが、世話の放棄・放任（ネグレクト）である。背景には不適切なケア、知識・情報の不足、さらには高齢者本人の恥の意識等が絡んでおり、家族以外の人の介入が難しい事情がある。このように家庭の事情を他者に知られたり介入されることを嫌い、自分の心の中に抱え込むといった高齢者側の問題も、高齢者虐待の早期発見を難しくしている要因のひとつである。しかしながら事例2のような行為は、高齢者自身の自覚を問わず生命や健康に影響を及ぼしており、明らかに介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）とみなされる。また、高齢者はじっとしていて動かない、寝たままでも違和感がなく日常生活においてもそれが普通であるという高齢者のイメージや養護者側の勝手な思い込みが、意図的・非意図的かかわらず、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）につながっていると考えることができる。

さらに高齢者虐待防止法第2章第7条では、「養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、該当高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない」となっており、高齢者虐待を発見した場合は、自治体への通報が義務付けられている。この事例の場合、入院による保護・分離や老人福祉法第20条第3項に規定する短期入所施設への措置が必要な事例である。その際には、高齢者の心理面を考慮しながら、高齢者・養護者双方への公的な支援を含めた援助や社会資源の活用が必要であろう。

図表34 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）の判断



調査結果は、図表 34 に示すとおりである。一般市民では半数以上、大学生では半数近くが虐待と判断している一方で、高齢者は約 15% であり、一般市民や大学生と比べると虐待の認識が低かった。一方、虐待と判断していない高齢者は 4 割を超えていたが、大学生では 2 割程度、一般市民においては 2 割を下回っており、虐待と認識していない高齢者が多かった。判断を保留した高齢者も 4 割おり、一般市民や大学生と比較すると高齢者の方が虐待認識の判断が難しいと感じていると推測できる。

(3) 心理的虐待

高齢者虐待防止法における心理的虐待とは、「高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」となっている。具体的な例としては、怒鳴る、悪口を言う、意図的に無視するなどがある。

事例 3（「言葉による暴力」の事例）

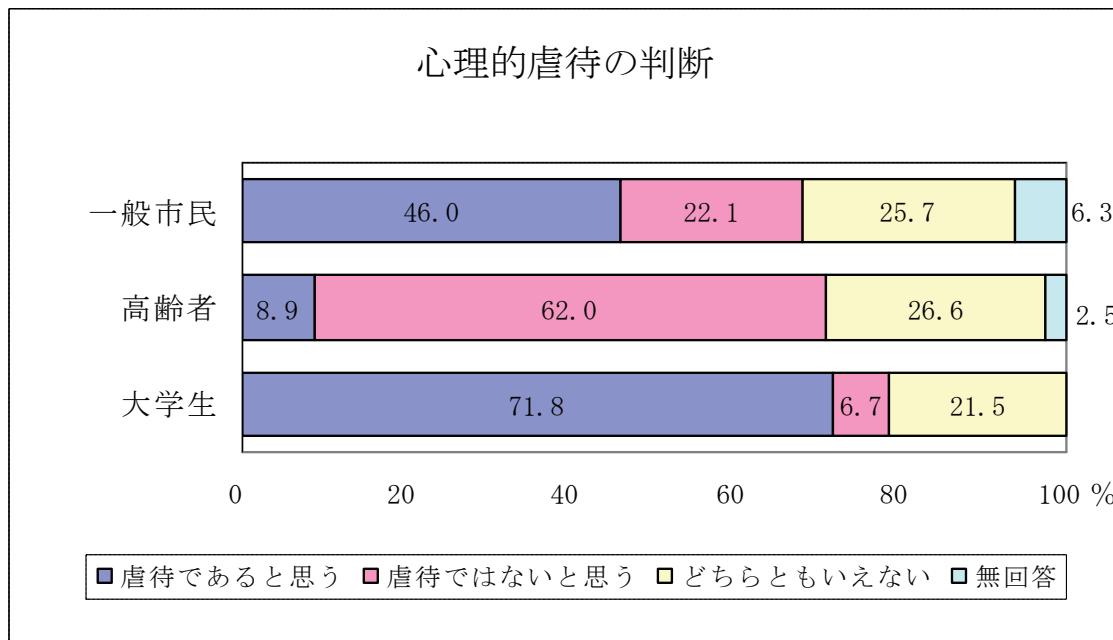
94 歳男性。室内は歩行器使用で、トイレ以外は起きない。息子（69 歳）夫婦、主に息子の嫁（57 歳）の介護を受けている。「臭い、汚い、鼻がおかしくなる」「親じやないのに何で面倒見なければならないのか」等々。本人の前で言葉にすると、身の回りのことはきっちと世話をしている。

事例 3 はののしる、悪口を言うなど言葉による暴力行為である。しかしながら身の回りの世話はきっちとしているため、グレーゾーンとも考えられ、判断が難しい事例といえる。

この事例もまた行政で実際に扱われ、グレーゾーンと判断された事例である。本人は家に執着しており、雨戸を閉めた暗い室内で、追い出される不安から必死にトイレに行っており、ベッドとトイレの行き来のみである。家族は言葉がきついが表裏なく言葉にするだけで、世話はしている。背景には介護疲れや介護ストレス、知識・情報の不足、さらに永い間の家族関係が複雑に絡んでおり、行政であっても介入が難しい事例である。

調査結果は、図表 35 に示すとおりである。大学生においては 7 割以上が虐待であると判断している一方で、高齢者は 1 割弱しか虐待と判断していなかった。逆に虐待と判断していない高齢者は約 6 割以上おり、大学生においては 1 割以下で、高齢者と大学生の虐待認識は真逆の結果であった。「どちらともいえない」と虐待の判断に迷った人は、一般市民・高齢者で同程度で差が少なかった。

図表 35 心理的虐待の判断



(4) 性的虐待

高齢者虐待防止法における性的虐待とは、「高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること」となっている。具体的な例として、キス、性器への接触、セックスを強要するなどがある。

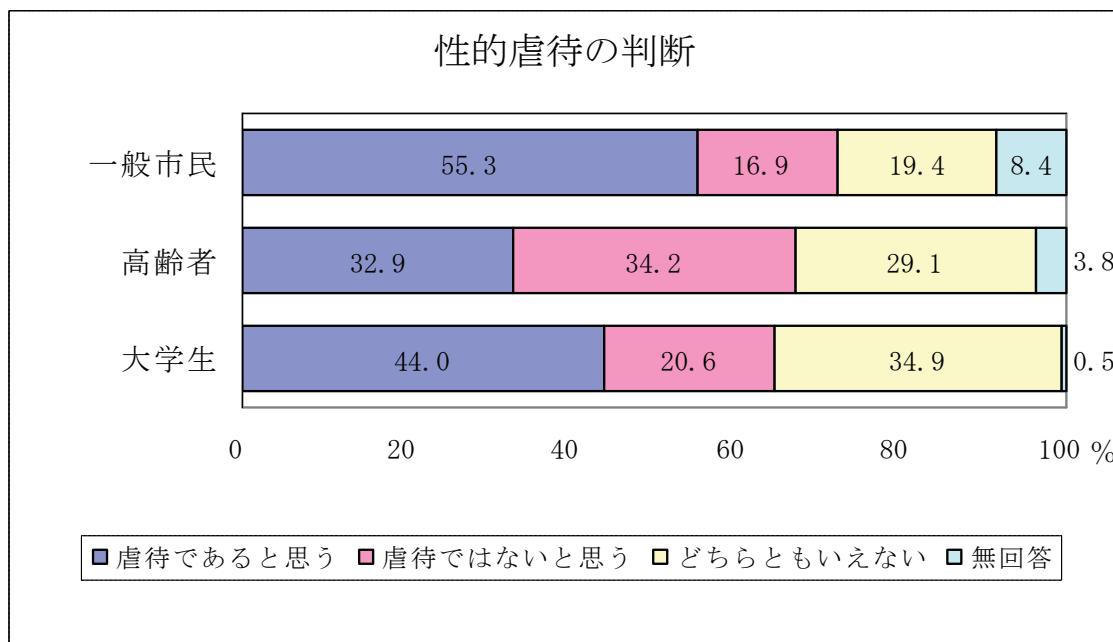
事例 4（「嘲笑い」の事例）

76 歳男性。脱衣所で服を脱いで裸になりお風呂に入ろうとしていた時、ノックもせずに嫁（48 歳）が入って来て、下から上まで体を見た後、笑って出て行った。

事例 4 では高齢者の体を見て笑ったという行為を示した。性的虐待としてイメージしやすいのは、無理な性的関係や性的ないたずらなどであると思われる。しかしながらイメージしやすい内容からだけで性的虐待の範囲を捉えてしまうと、狭い範囲しか性的虐待としてみない危険性がある。事例 4 のように性的な辱めのような行為も性的虐待と捉える必要があり、性的虐待に関してはどこまでを性的虐待の範囲として捉えるかが課題である。また、この事例は心理的虐待としても捉えることができる。

調査結果は、図表36のとおりである。一般市民では虐待と判断している人が半数を超えており、次に大学生であったが、高齢者は約3割と少なく、一般市民の認識が最も高かった。一方虐待と判断していない高齢者は3割を超えていたが、大学生は2割、一般市民においては2割を下回っていた。「どちらともいえない」と判断を保留した一般市民は2割弱、高齢者は3割弱であったのに対し、大学生は3割を超えており大学生が最も判断に迷っていた。高齢者における性的虐待の認識は、虐待と判断している高齢者と判断していない高齢者がほぼ同数で、さらに判断を保留した高齢者が29.1%（23人）で3つの選択肢において大差がなかった。

図表36 性的虐待の判断



(5) 経済的虐待

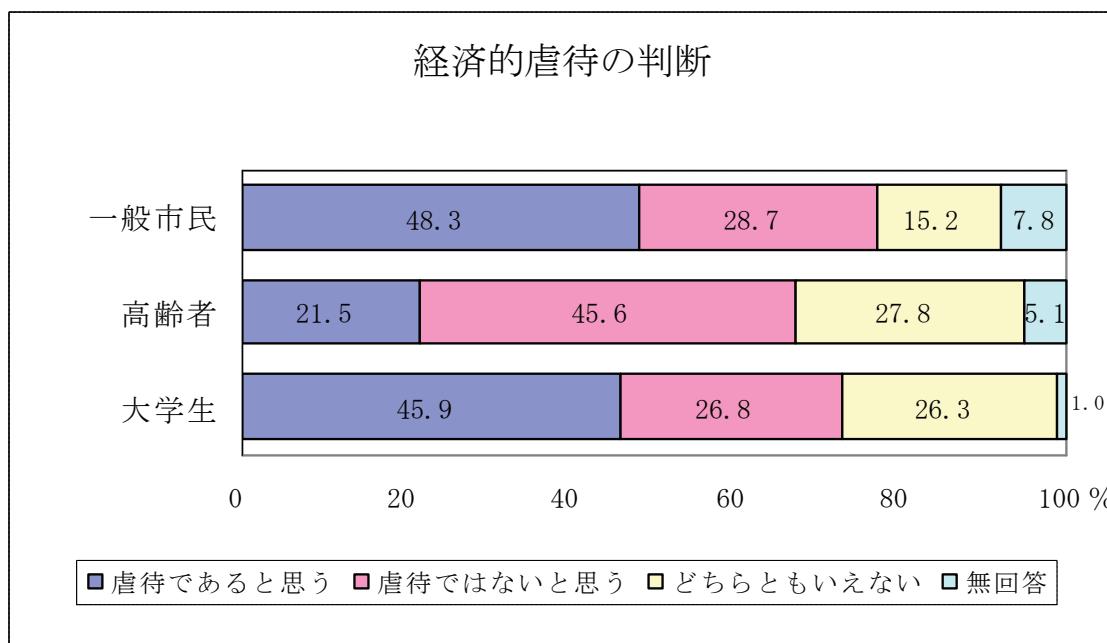
高齢者虐待防止法における経済的虐待とは、「養護者又は高齢者の親族が該当高齢者の財産を不当に処分することその他該当高齢者から不当に財産上の利益を得ること」となっている。具体的な例として、年金や預貯金を勝手に使用する。本人の自宅などを無断で売却するなどがある。

事例 5（「金銭搾取」の事例）

79歳女性。年金7万円を仏壇の引き出しに入れて保管していた。ある時、病院へ行くために、仏壇の引き出しを開けると、7万円あったはずが5万円になっていた。おかしいと思いながらも、誰にも話さずにいた。3日後、買い物に行こうと思い仏壇に向かうと、息子（54歳）がお金を持って行こうとしていた。見つかった息子は、「ちょっと借りるだけだ。」と言って、勝手に持って行った。

事例5は、高齢者本人に断りなく、金銭を使用したというものである。近年、高齢者をターゲットにした消費者被害も多く、経済的虐待は高齢者虐待特有の虐待分類であり、家庭内の役割や立場といった関係性も関与してくることから認識が難しい事例である。しかしながらたとえ家族間や家庭の中で起こったことでも、身内という近い関係だからこそ事柄によっては守るべき道徳やルールがあり、適切な距離感を保つ必要があると考える。

図表37 経済的虐待の判断（複数回答）



調査結果は、図表37のとおりである。「虐待であると思う」と判断した人は、高齢者が約2割であるのに対し、大学生と一般市民では高齢者の倍の割合で多かった。その一方で「虐待ではないと思う」と判断した人は、高齢者が4割以上で半数近くの高齢者が虐待

の認識がないのに対し、大学生と一般市民では3割以下と、心理的虐待と同様に経済的虐待でも認識結果が真逆であり、高齢者の認識が低かった。「どちらともいえない」と判断した人は、一般市民が最も少なかった。

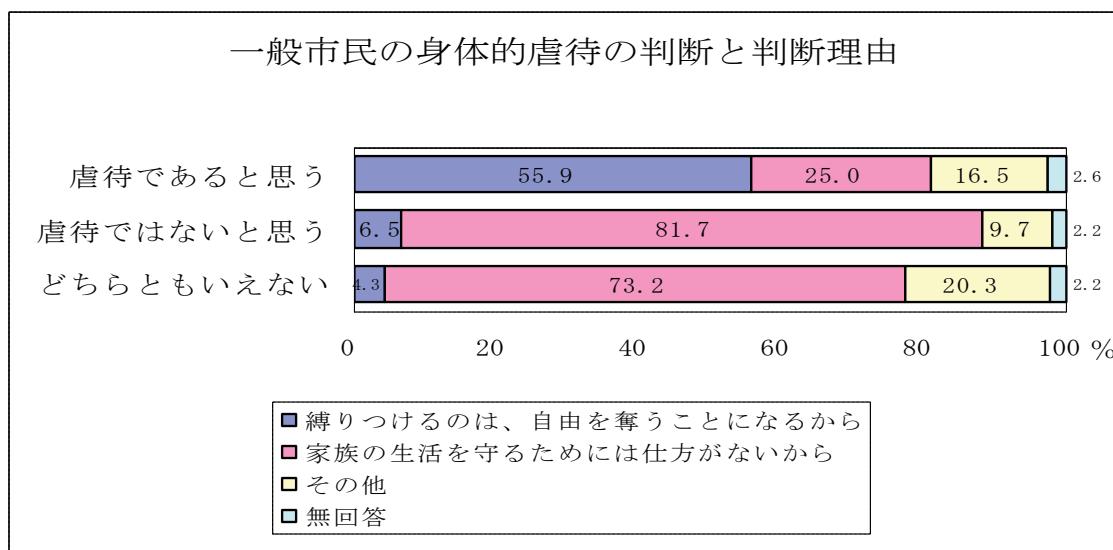
2 調査結果に基づく虐待5分類の判断理由に関する比較

一般市民・高齢者を対象とした調査では、虐待の5分類の事例について、虐待の判断とさらにその判断理由についても、選択肢を設け調査を行った。「その他」と回答した人には自由記述を求めた。

(1) 身体的虐待

①一般市民の判断と判断理由

図表38 一般市民の身体的虐待の判断と判断理由



一般市民における身体的虐待の判断理由を聞いた結果は、図表38のとおりである。「虐待であると思う」と判断した理由は、「縛りつけるのは、自由を奪うことになるから」と答えた人が55.9%（152人）と虐待と判断した人の半数以上で、次に「家族の生活を守るために仕方がないから」と答えた人が25.0%（68人）だった。

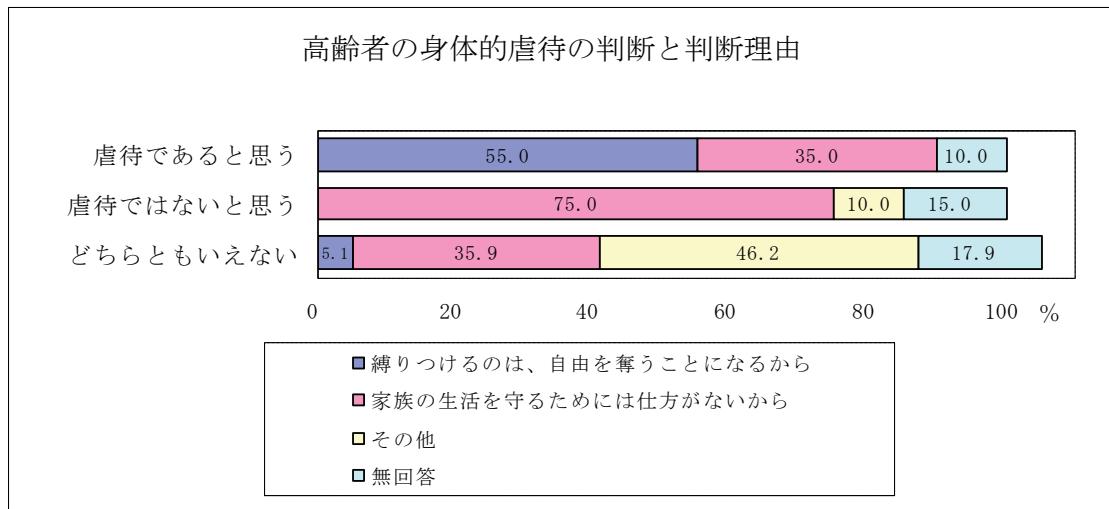
「虐待ではないと思う」と判断した理由は、「家族の生活を守るために仕方がないから」と答えた人が81.7%（76人）と虐待ではないと判断した人の8割以上で、「縛りつけるのは、自由を奪うことになるから」と答えた人は6.5%（6人）であった。

「どちらともいえない」と判断した理由は、「家族の生活を守るために仕方がないか

ら」と答えた人が 73.2%（101 人）、「縛りつけるのは、自由を奪うことになるから」と答えた人が 4.3%（6 人）であった。

②高齢者の判断と判断理由

図表 39 身体的虐待の判断と判断理由（複数回答）



高齢者における身体的虐待の判断理由を聞いた結果を、図表 39 に示した。「虐待であると思う」と判断した理由は、「縛りつけるのは、自由を奪うことになるから」と答えた人が 55.0%（11 人）と最も多く、次いで「家族の生活を守るために仕方がないから」と答えた人が 35.0%（7 人）だった。殴る・蹴るなどの身体的暴力以外の身体的な拘束や抑制に関するても虐待と捉えている人が半数以上であった。

「虐待ではないと思う」と判断した理由は、「家族の生活を守るために仕方がないから」と答えた人が 75.0%（15 人）で、「縛りつけるのは、自由を奪うことになるから」と答えた人はひとりもいなかった。「その他」と答えた人の意見は、「女性の身体の安全のため」や「家族を守るためにしかたがないと思う」という意見があった。

「どちらともいえない」と判断した理由は、「その他」が 46.2%（18 人）で、「自分は今の所そのような立場になった事はありませんが、いろいろ聞きますと私も息子さんのようにしたかも知れません」や「その時でないとわからない」という意見の他に「昼間はヘルパーさんなどにお願いしたら良いと思います」という意見があった。次いで「家族の生活を守るために仕方がないから」と答えた人が 35.9%（14 人）、「縛りつけるのは、自由を奪うことになるから」と答えた人が 5.1%（2 人）であった。この結果、「どちらともい

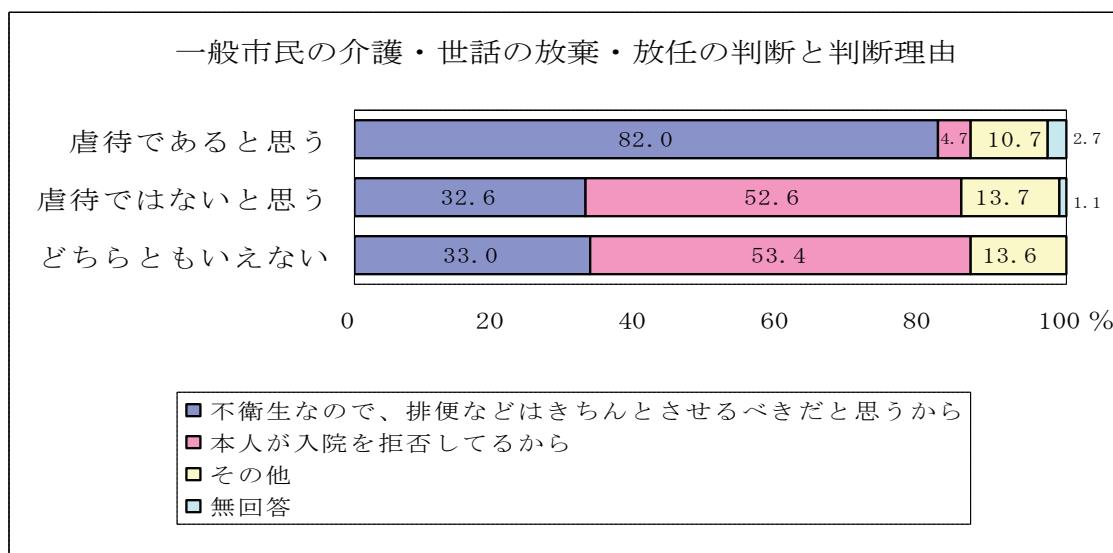
えない」と判断を保留した人の中に、「縛りつけるのは、自由を奪うことになるから」が虐待と判断しきれない「家族の生活を守るために仕方がないから」との葛藤がうかがえる。

一般市民と高齢者の結果を比べると「虐待であると思う」は比較的類似した結果であったが、「どちらともいえない」は一般市民では「家族の生活を守るために仕方がないから」と答えた人が7割を超えていたのに対し、高齢者では「その他」と回答したの方が多い、結果に差がみられた。

(2) 介護・世話を放棄・放任（ネグレクト）

①一般市民の判断と判断理由

図表40 一般市民の介護・世話を放棄・放任（ネグレクト）の判断と判断理由



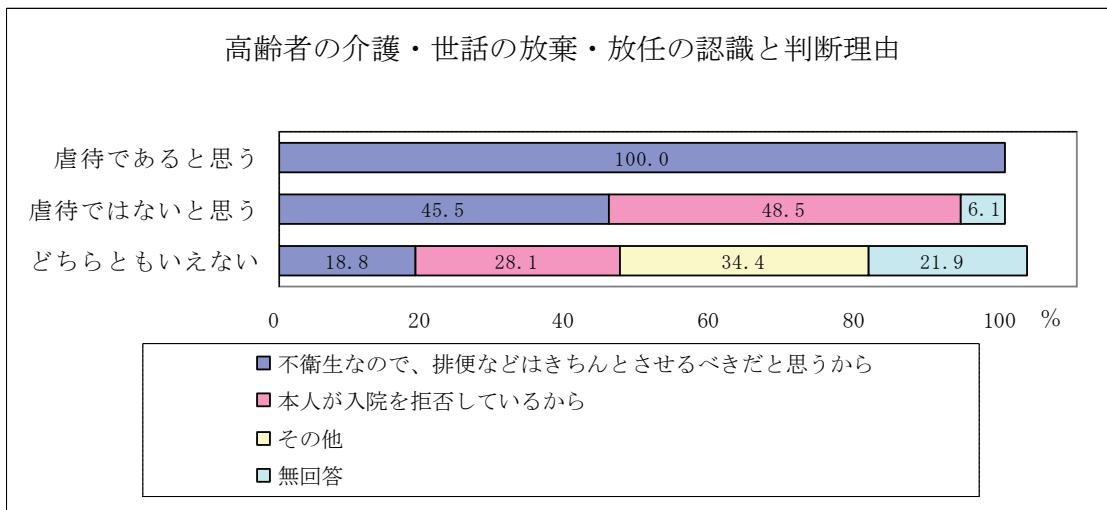
一般市民における介護・世話を放棄・放任（ネグレクト）の判断理由は、図表40のとおりである。「虐待であると思う」と判断した理由は、「不衛生なので、排便などはきちんとさせるべきだと思うから」が82.0%（246人）で8割以上の人気が選択していた。

「虐待ではないと思う」と判断した理由は、「本人が入院を拒否しているから」と答えた人が52.6%（50人）で多く、「不衛生なので、排便などはきちんとさせるべきだと思うから」と答えた人は32.6%（31人）であった。

「どちらともいえない」と判断した理由は、「本人が入院を拒否しているから」と答えた人が53.4%（55人）で半数以上おり、「不衛生なので、排便などはきちんとさせるべきだと思うから」と答えた人が33.0%（34人）の順であった。

②高齢者の判断と判断理由

図表 41 高齢者の介護・世話の放棄・放任の判断と判断理由（複数回答）



高齢者における介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）の判断理由は、図表 41 のとおりである。「虐待であると思う」と判断した理由は、「不衛生なので、排便などはきちんとさせるべきだと思うから」が全員（12人）で、「食事と排便は人間としての生活の最低の基礎なので」などの意見があり、他の判断理由を挙げた人はひとりもいなかった。

「虐待ではないと思う」と判断した理由は、「本人が入院を拒否しているから」と答えた人が48.5%（16人）、「不衛生なので、排便などはきちんとさせるべきだと思うから」と答えた人が45.5%（15人）とほぼ同数であり、後者は「虐待ではないと思う」という判断である。これは高齢者本人の意思と家族の関係性を考慮したためではないかと考えられる。「どちらともいえない」と判断した理由は、「その他」と答えた人が34.4%（11人）で、「孫に看病は無理です、入院すべきである」「成るべく入院をすすめるべきである（記述のまま）」という意見が目立った。次いで「本人が入院を拒否しているから」と答えた人が28.1%（9人）、「不衛生なので、排便などはきちんとさせるべきだと思うから」と答えた人が18.8%（6人）の順であった。このように共通している理由でも、虐待と判断されたり、虐待ではないと判断されたりという結果からも、視点の違いや立場の違いにより判断が左右されることがわかる。

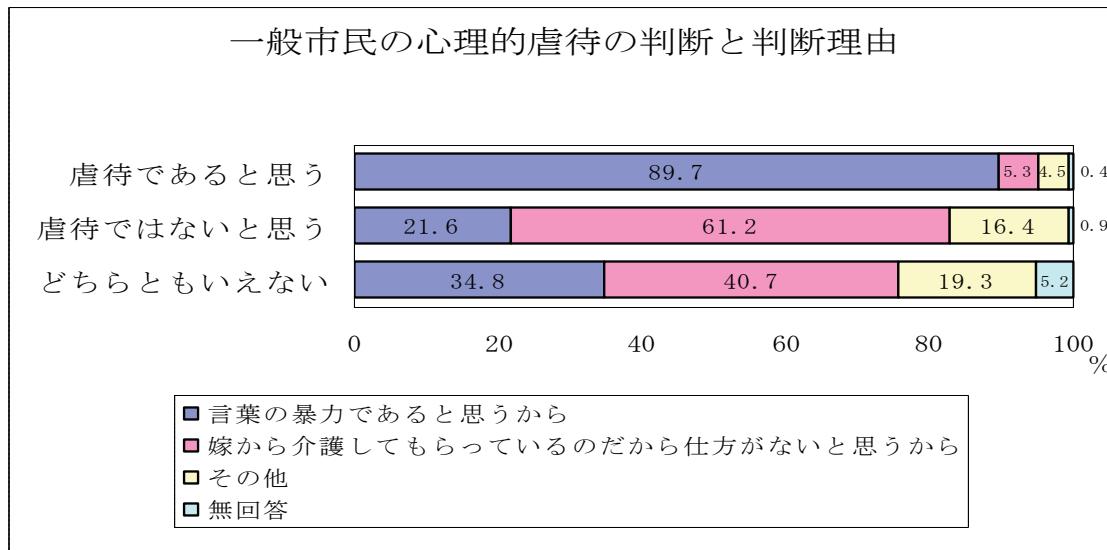
一般市民と高齢者の結果を比較すると、「虐待であると思う」と判断した理由は、一般市民では「不衛生なので、排便などはきちんとさせるべきだと思うから」を選択した人が8割以上と多かったが、高齢者においては全員（12人）が選択していた。「虐待ではないと思う」は比較的類似した結果であったが、「どちらともいえない」は一般市民では「本人が

入院を拒否しているから」と回答した人が約5割に対し、高齢者では「その他」と回答した人や無回答の方が多く、判断に迷ったのではないかと考えられる。

(3) 心理的虐待

①一般市民の判断と判断理由

図表42 一般市民の心理的虐待の判断と判断理由



一般市民における心理的虐待の判断理由は、図表42に示すとおりである。「虐待であると思う」と判断した理由は、「言葉の暴力であると思うから」と答えた人が89.7%（218人）で約9割と多かった。

一方「虐待ではないと思う」と判断した理由は、「嫁から介護してもらっているのだから仕方がないと思うから」と答えた人が61.2%（71人）と多く、次に「言葉の暴力であると思うから」と答えた人が21.6%（25人）、その他が16.4%（19人）の順であった。

「どちらともいえない」と判断した理由は、「嫁から介護してもらっているのだから仕方がないと思うから」と答えた人が40.7%（55人）、次いで「言葉の暴力であると思うから」と答えた人が34.8%（47人）であった。

②高齢者の判断と判断理由

高齢者における心理的虐待の判断理由は、図表43に示すとおりである。「虐待であると思う」と判断した理由は、「言葉の暴力であると思うから」と答えた高齢者が全員（7人）で、他の判断理由を挙げた人はひとりもいなかった。

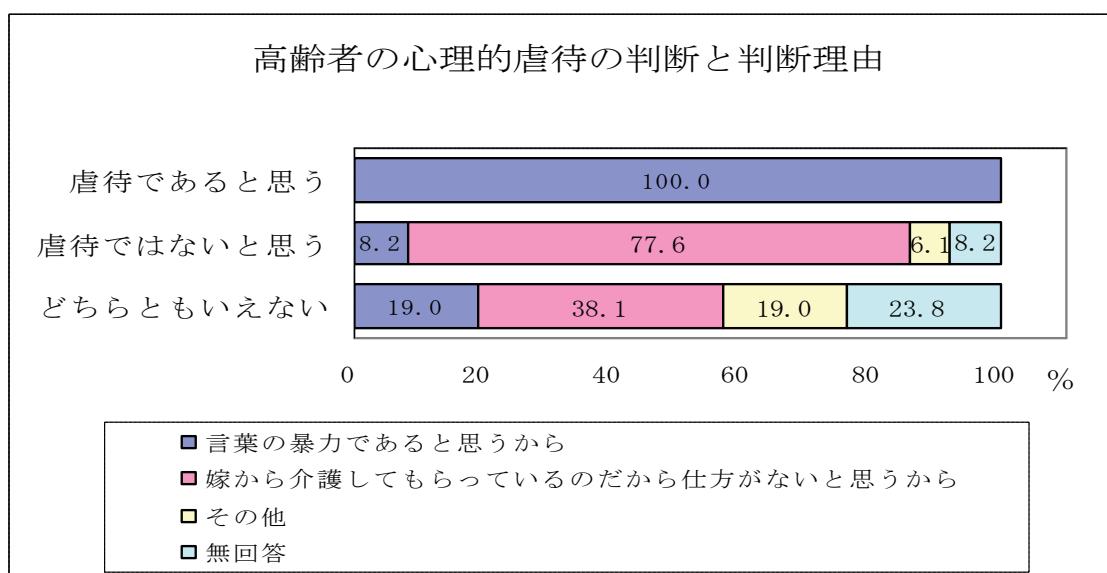
一方「虐待ではないと思う」と判断した理由は、「嫁から介護してもらっているのだから

ら仕方がないと思うから」と答えた人が 77.6% (38 人) と 7 割以上で最も多く、「言葉の暴力である様だけきっちりと世話が出来ているから」「嫁から世話されているから仕方ないと思います」という「その他」の意見があり、言葉の暴力であることを認識しているにもかかわらず、世話になっているから仕方がないという高齢者側に立った判断をしているのではないかと考えられる。次いで「言葉の暴力であると思うから」と答えた人と無回答がそれぞれ 8.2% (4 人)、その他が 6.1% (3 人) の順であった。

「どちらともいえない」と判断した理由は、「嫁から介護してもらっているのだから仕方がないと思うから」と答えた人が 38.1% (8 人)、次いで「言葉の暴力であると思うから」と「その他」と答えた人がそれぞれ 19.0% (4 人) であった。このように理由が同じでも、判断が異なる。

一般市民と高齢者の結果を比較すると、「虐待であると思う」と判断した理由は、一般市民では「言葉の暴力であると思うから」を選択した人が 8 割以上と多かったが、高齢者においては全員 (7 人) が選択していた。「虐待ではないと思う」と判断した理由は、「嫁から介護してもらっているのだから仕方がないと思うから」と答えた人が一般市民では約 6 割、高齢者では 7 割以上と多かった。「どちらともいえない」は一般市民では「嫁から介護してもらっているのだから仕方がないと思うから」と回答した人が約 4 割で、高齢者も 4 割弱で比較的類似した結果であった。

図表 43 心理的虐待の判断と判断理由（複数回答）



(4) 性的虐待

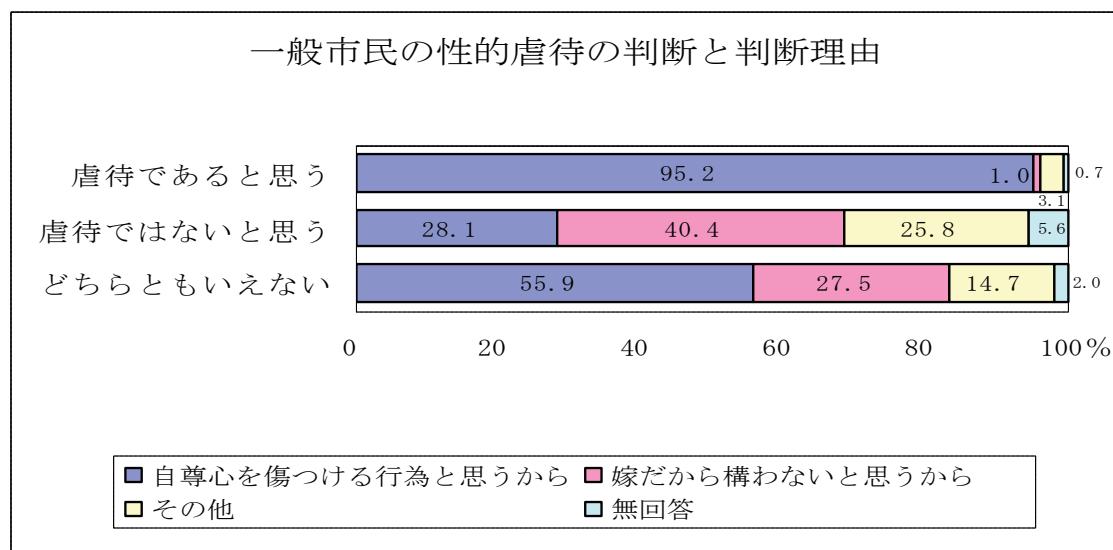
②一般市民の判断と判断理由

一般市民における性的虐待の判断理由を聞いた結果を図表 44 に示した。「虐待であると思う」と判断した理由は、「自尊心を傷つける行為だと思うから」と答えた人が 95.2% (277 人) で、多くの人が自尊心を傷つけるという理由で虐待であると判断していた。

一方「虐待ではないと思う」と判断した理由は、「嫁だから構わないと思うから」と答えた人が 40.4% (36 人) と最も多く、次に「自尊心を傷つける行為だと思うから」と答えた人が 28.1% (25 人)、「その他」が 25.8% (23 人) と比較的理由にはらつきがあった。

「どちらともいえない」と判断した理由は、「自尊心を傷つける行為だと思うから」と答えた人が 55.9% (57 人) と半数を超え、次に「嫁だから構わないと思うから」と答えた人が 27.5% (28 人)、「その他」と答えた人が 14.7% (15 人) の順であった。

図表 44 一般市民の性的虐待の判断と判断理由（複数回答）



②高齢者の判断と判断理由

高齢者における性的虐待の判断理由を聞いた結果を図表 45 に示した。「虐待であると思う」と判断した理由は、「自尊心を傷つける行為だと思うから」と答えた人が 96.2% (25 人) で、虐待と判断した人のうち無回答の 1 人を除いた人が自尊心を傷つける行為であると認識していた。

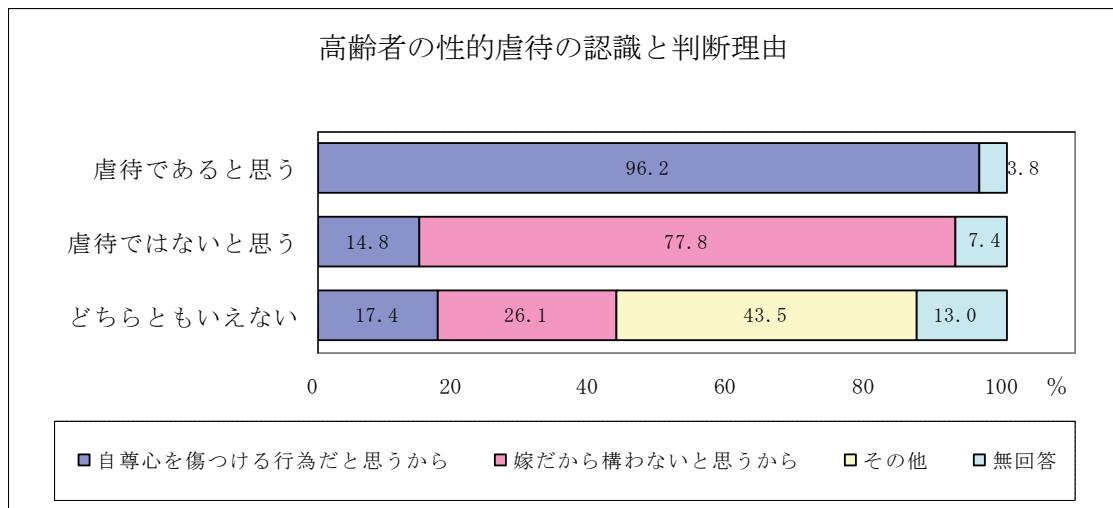
一方「虐待ではないと思う」と判断した理由は、「嫁だから構わないと思うから」と答えた人が 77.8% (21 人) と最も多く、高齢者側に立った考え方より、家族という間柄を優先

した考え方の方が 7 割を超えていた。次いで「自尊心を傷つける行為だと思うから」と答えた人が 14.8%（4 人）、無回答が 7.4%（2 人）であった。

「どちらともいえない」と判断した理由は、「その他」と答えた人が 43.5%（10 人）と最も多く、「笑いはいけないが、身体を心配されているのでは」という意見がある一方で「同じ家に住んでいるのだから仕方のない事だと思う」という意見があった。次いで「嫁だから構わないと思うから」と答えた人が 26.1%（6 人）、「自尊心を傷つける行為だと思うから」と答えた人が 17.4%（4 人）の順であった。

一般市民と高齢者の結果を比較すると、「虐待であると思う」は一般市民と高齢者とも「自尊心を傷つける行為だと思うから」と答えた人が 9 割以上で類似した結果であった。「虐待ではないと思う」と判断した理由は、「嫁だから構わないと思うから」と答えた人が一般市民では約 4 割に対し、高齢者では 7 割以上と多く、結果に差があった。「どちらともいえない」は一般市民では「自尊心を傷つける行為だと思うから」と答えた人が 5 割以上で多く、高齢者では「その他」と回答した人が約 4 割で多く、「自尊心を傷つける行為だと思うから」と答えた人は 2 割弱と結果に差があった。「嫁だから構わないと思うから」を選択した人は一般市民も高齢者も同等位であった。

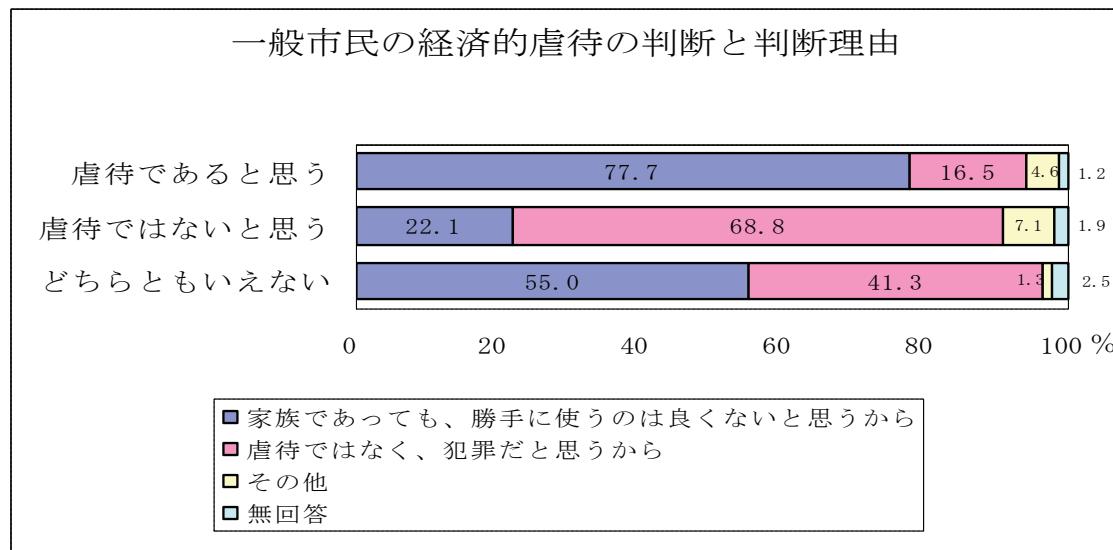
図表 45 高齢者の性的虐待の判断と判断理由（複数回答）



(5) 経済的虐待

②一般市民の判断と判断理由

図表 46 一般市民の経済的虐待の判断と判断理由



一般市民における経済的虐待の判断理由の結果を図表 46 に示している。「虐待であると思う」と判断した理由は、「家族であっても、勝手に使うのは良くないと思うから」と答えた人が 77.7% (202 人) と 7 割以上で、「虐待ではなく、犯罪だと思うから」と答えた人が 16.5% (43 人) の順であった。

一方「虐待ではないと思う」と判断した理由は、「虐待ではなく、犯罪だと思うから」と答えた人が 68.8% (106 人) と多く、「家族であっても、勝手に使うのは良くないと思うから」と答えた人が 22.1% (34 人) で、虐待ではないと認識した一般市民では、7 割弱が虐待ではなく犯罪であると考えていた。

「どちらともいえない」と判断した理由は、「家族であっても、勝手に使うのは良くないと思うから」と答えた人が 55.0% (44 人) と約半数で、「虐待ではなく、犯罪だと思うから」と答えた人が 41.3% (33 人) の順であった。

②高齢者の判断と判断理由

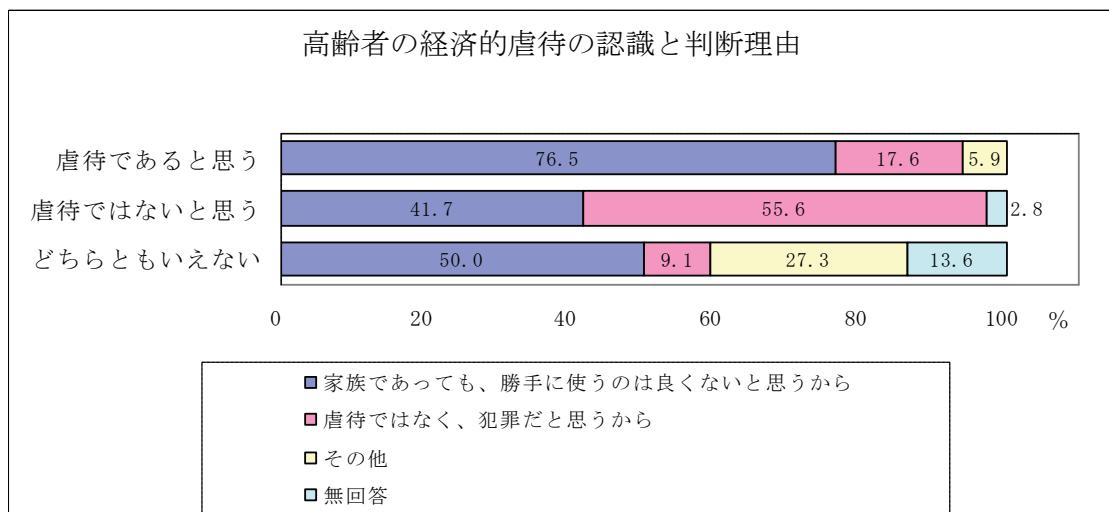
図表 47 は高齢者における経済的虐待の判断理由の結果を示している。「虐待であると思う」と判断した理由は、「家族であっても、勝手に使うのは良くないと思うから」と答えた人が 76.5% (13 人) と 7 割以上で、「虐待ではなく、犯罪だと思うから」と答えた人が 17.6% (3 人)、「その他」が 5.9% (1 人) であった。

一方「虐待ではないと思う」と判断した理由は、「虐待ではなく、犯罪だと思うから」と答えた人が 55.6%（20 人）と多く、「家族であっても、勝手に使うのは良くないと思うから」と答えた人が 41.7%（15 人）で、虐待ではないと認識した高齢者では、半数以上が虐待ではなく犯罪であると考えていた。

「どちらともいえない」と判断した理由は、「家族であっても、勝手に使うのは良くないと思うから」と答えた人が 50.0%（11 人）と半数にのぼり、「その他」と答えた人が 27.3%（6 人）、「虐待ではなく、犯罪だと思うから」と答えた人が 9.0%（2 人）の順であった。

一般市民と高齢者の結果を比較すると、「虐待であると思う」は一般市民と高齢者とも「自尊心を傷つける行為だと思うから」を選択した人が 7 割以上で、「虐待ではなく、犯罪だと思うから」を選択した割合も比較的類似していた。一方「虐待ではないと思う」と判断した理由は、「家族であっても、勝手に使うのは良くないと思うから」と答えた人が一般市民では約 2 割に対し、高齢者では約 4 割と結果に差が出た。「どちらともいえない」は「家族であっても、勝手に使うのは良くないと思うから」と答えた人が、一般市民も高齢者も約 5 割であるが、「虐待ではなく、犯罪だと思うから」と答えた人は、一般市民では約 4 割であるのに対し、高齢者では 1 割に満たなかった。

図表 47 高齢者の経済的虐待の判断と判断理由

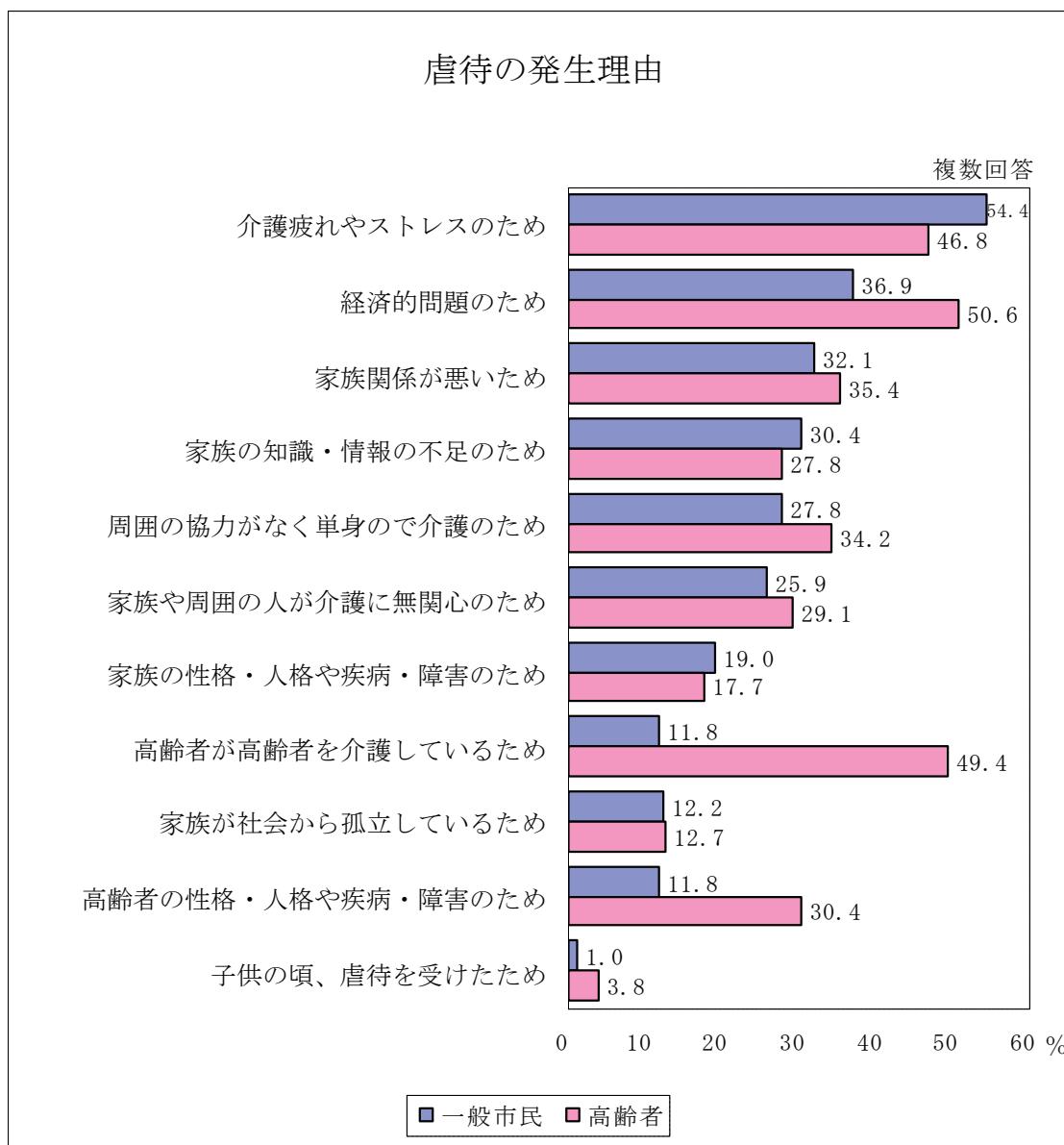


3 虐待発生の理由について

一般市民と高齢者に対して事例 1～5 のようなことがなぜ起こったのか、虐待発生の理由について選択肢の中から考えに近いものをすべて選んでもらった結果を図表 48 に示した。虐待が発生する理由について、「介護疲れやストレスのため」と答えた一般市民が

54.5%（286人）で最も多かったが、高齢者では「経済的問題のため」と答えた人が50.6%（40人）と最も多く、虐待発生には経済的な問題が関係していると過半数の高齢者は考えていた。次に一般市民は「経済的問題のため」と答えた人が36.9%（194人）、高齢者では「高齢者が高齢者を介護しているため」と答えた人が49.4%（39人）で、約半数の高齢者が介護している人自身が高齢のため虐待が発生しているのではないかと考えていた。この結果から、虐待発生の理由について、介護疲れやストレス、経済的困窮や介護者の高齢化、などが虐待発生の要因につながっていると考えていると推測できる。

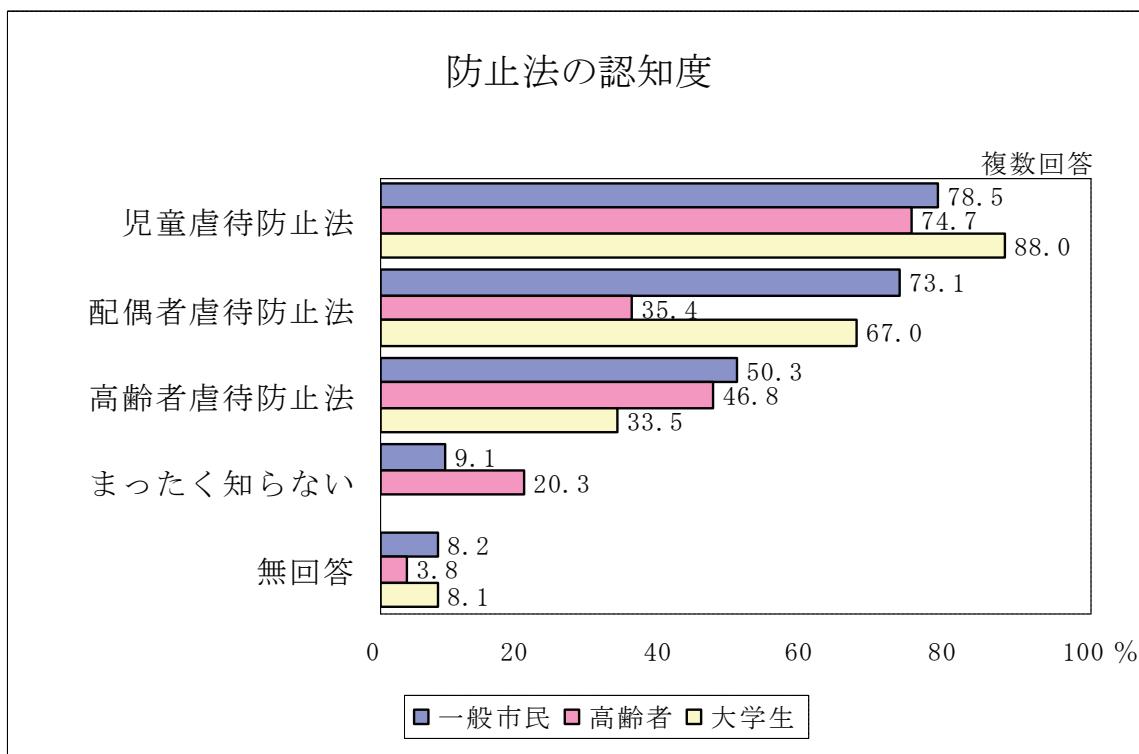
図表48 虐待発生理由



4 虐待防止の法律の認知

一般市民・高齢者・大学生の虐待防止の法律の認知について、図表 49 に示した。児童虐待防止法の認知度が、一般市民・高齢者・大学生すべてで7割を超えており、特に大学生においては88.0%（184人）と最も高く9割近くが認知していた。次に一般市民と大学生では配偶者虐待防止法がそれぞれ73.1%（384人）、67.0%（140人）と高かったが、高齢者では高齢者虐待防止法が46.8%（37人）、配偶者虐待防止法が35.4%（28人）の順であり、認識に差があった。一般市民においては虐待防止の法律の認知はどの防止法も5割を超えていたが、一方「まったく知らない」という高齢者が20.3%（16人）と約2割おり、今回の調査では高齢者の5人に1人は虐待防止の法律を知らなかった。児童虐待についてはマス・メディアで報じられる頻度が多いことが影響していると思われる。

図表 49 防止法の認知度



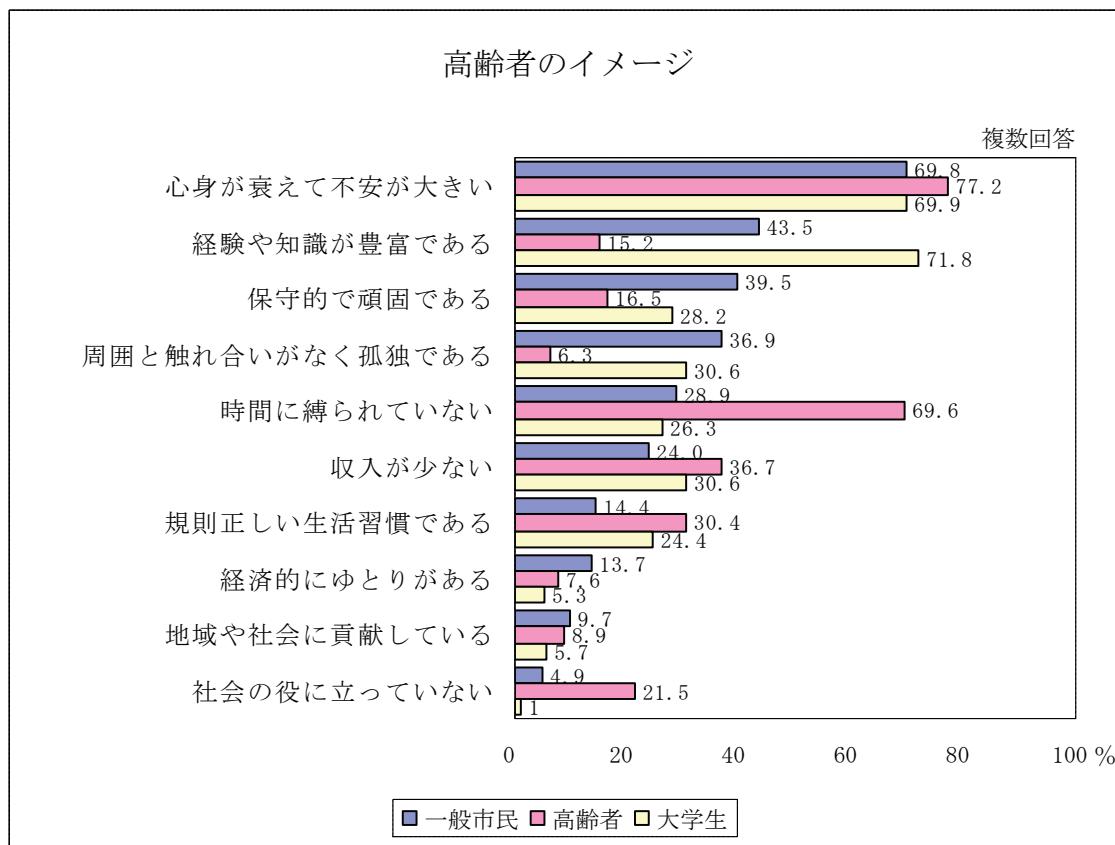
5 高齢者のイメージ

この問いは 2004 年内閣府「年齢・加齢に対する考え方に関する意識調査」を参考にして選択項目を作成し、特に当てはまると思うものを 3 つ選択する複数回答で質問した。

結果は図表 50 のとおりである。一般市民と高齢者では「心身が衰えて不安が大きい」がそれぞれ 69.8% (367 人)、77.2% (61 人) と最も高く、健康面に不安があるというイメージを挙げた人が多かった。2 番目に一般市民では「経験や知恵が豊富である」が 43.5% (229 人) と高かったのに対し、高齢者では「時間に縛られていない」が 69.6% (55 人) で、約 7 割の高齢者が時間に自由があるというイメージをもっていた。次に高齢者では「収入が少ない」が 36.7% (29 人)、「規則正しい生活習慣である」が 30.4% (24 人)、「社会の役に立っていない」が 21.5% (17 人) の順であり、健康、経済、社会的役割面で負のイメージが示されている。

その一方で、大学生では「心身が衰えて不安が大きい」も同水準で高いが、最も高いのは「経験や知恵が豊富である」が 71.8% (150 人) で、一般市民や高齢者自身がもつイメージと大差が認められた。「周囲との触れ合いがなく孤独である」「保守的で頑固である」も一般市民や大学生が多くもつ高齢者のイメージであった。「社会の役に立っていない」と一般市民や大学生は、高齢者ほど思っていないこともわかる。

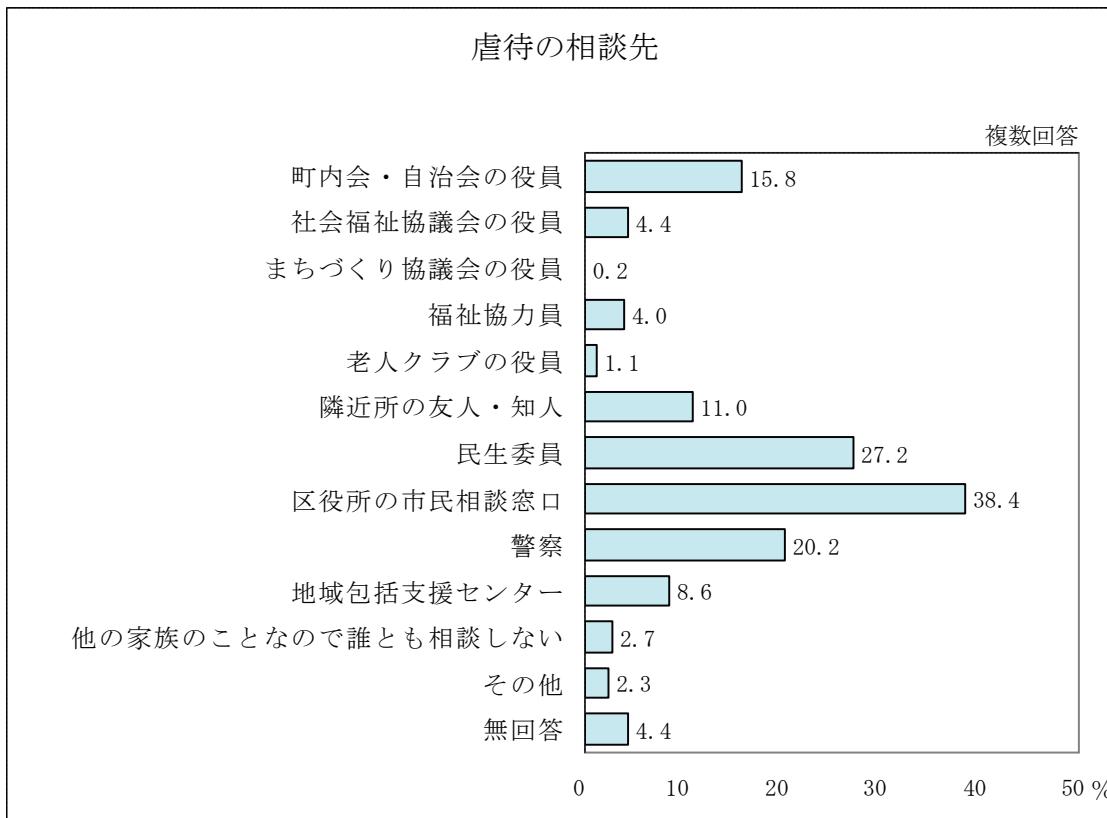
図表 50 高齢者のイメージ



6 虐待の相談先

一般市民のみであるが、虐待の相談先についての回答は図表 51 のとおりである。最も多かったのは「区役所の市民相談窓口」38.4%（209人）で、次に「民生委員」が27.2%（143人）、「警察」20.2%（106人）、「町内会・自治会の役員」15.8%（83人）の順で、高齢者虐待において行政や地域の役割は大きいと考えられる。

図表 51 一般市民における虐待の相談先

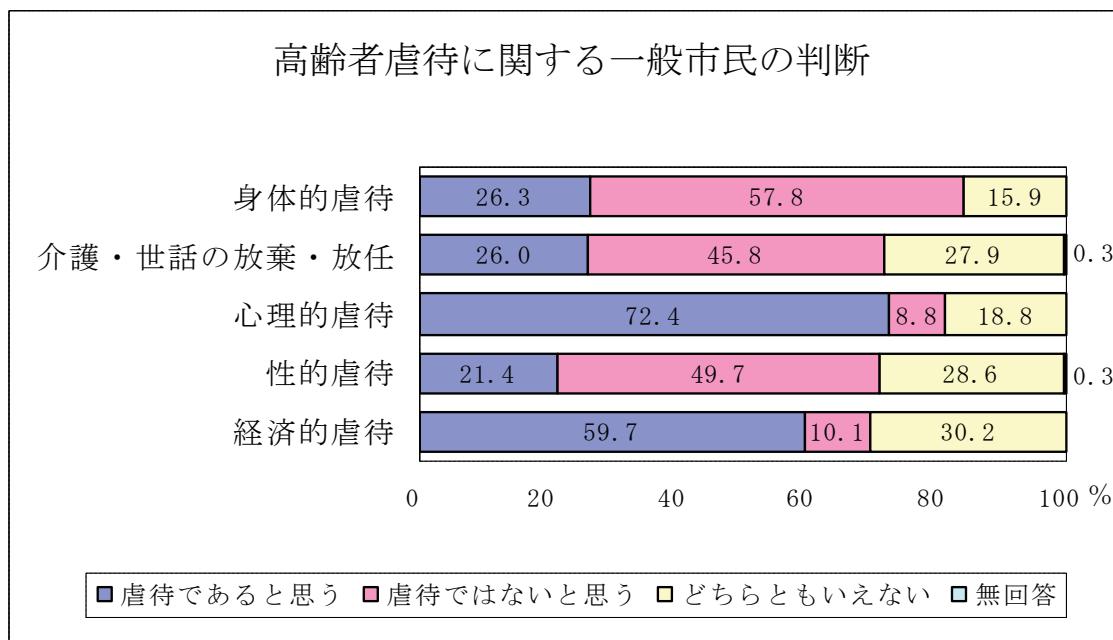


V おわりに

1 高齢者虐待に関する認識について

調査の結果、図表 52 のとおり一般市民における高齢者虐待の認識は、設定した虐待事例によって違いが大きかった。特に心理的虐待と経済的虐待に関しては認識が高く、心理的虐待については 7 割以上が虐待であると判断していた。その一方で身体的虐待や介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、性的虐待に関しては虐待ではないと判断した人の方が多く、特に身体的虐待については半数以上が虐待と認識していなかった。

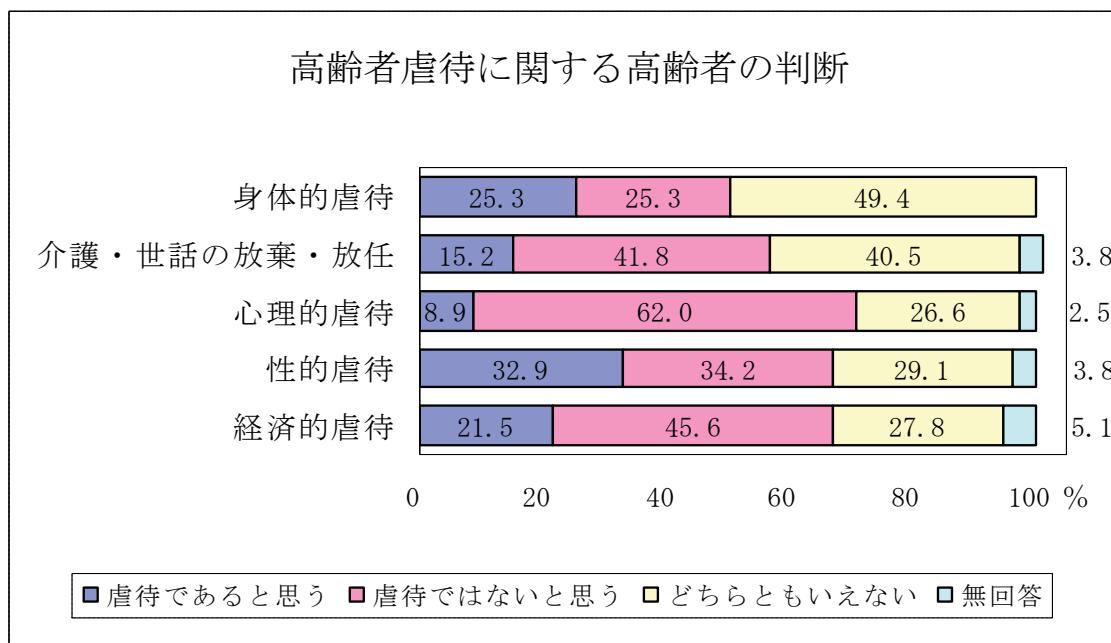
図表 52 高齢者虐待に関する一般市民の判断



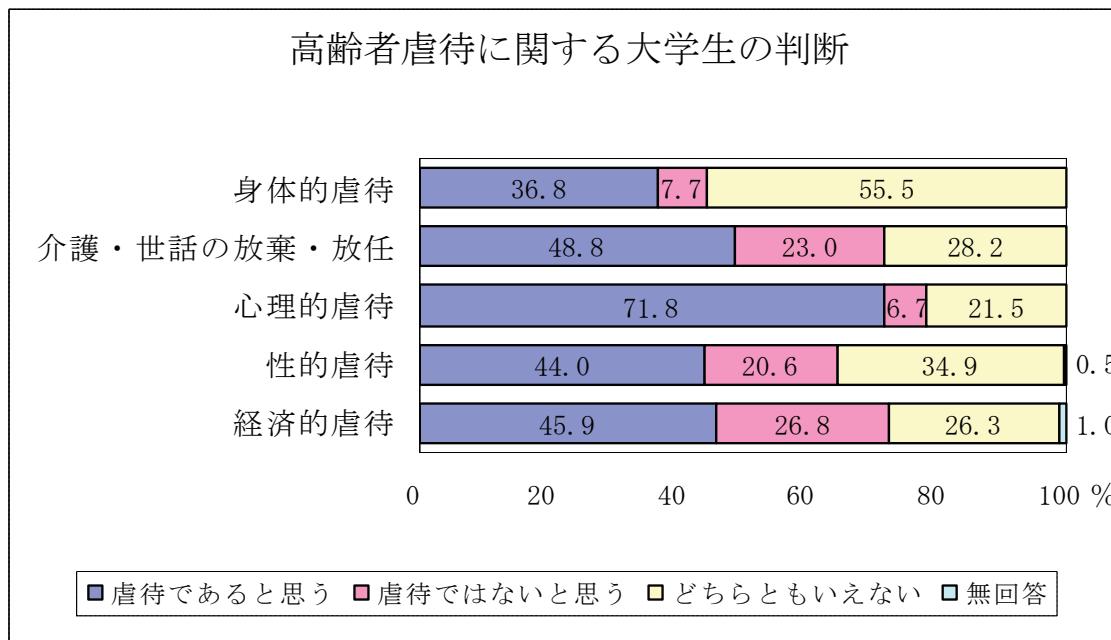
図表 53 のとおり、高齢者における高齢者虐待の認識も設定した虐待事例によって違いが大きく、身体的虐待を除く他の 4 類型に関しては、虐待の認識がある高齢者より認識がない高齢者の方が多かった。中でも心理的虐待に関しては、認識が低かった。高齢者側の対場に立つと、心の中に仕舞い込んで本心を表に出さず我慢して生活しなければならないといった状況も考えられ、他者に知られることでますます居場所がなくなり、生命の危機までさらされる危険性もあるのではないかと考えられる。また高齢者自身が当事者である

ことから、身内である家族をかばう気持ちが働いたり、家庭の事情や家族関係を他者に知られることを宥やうという傾向もあるのではないかと考えられる。

図表 53 高齢者虐待に関する高齢者の判断



図表 54 高齢者虐待に関する大学生の判断



高齢者虐待の認識と比較すると、世代の違いにより虐待の判断が異なっており、高齢者における高齢者虐待の認識は5分類すべてにおいて低く、大学生の認識の方が高いという結果であった。特に心理的虐待に関しては大学生の7割以上が虐待と認識していたのに対し、高齢者の6割が「虐待ではないと思う」と判断しており、差が顕著であった。一般市民では心理的虐待と経済的虐待の認識が高かった〔図表54〕。

2 高齢者虐待を認識する判断理由について

高齢者虐待を認識する判断理由について、身体的虐待においては一般市民も高齢者も「家族の生活を守るために仕方がないから」と家族との関係性において世話や介護をしてもらっているから仕方がないといった判断理由をもとに虐待の判断をしている人が多かった。

介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）では、虐待と判断した高齢者全員と一般市民においては8割以上の人人が、「不衛生のできちんとさせるべき」という判断理由を挙げていた。

心理的虐待も虐待と判断した高齢者全員と一般市民においては8割以上の人人が「言葉の暴力であると思うから」という判断理由を挙げており、その一方で「介護してもらっているのだから仕方がない」という理由から虐待ではないと判断している一般市民が6割、高齢者においては7割以上で、虐待の判断が分かれた。

性的虐待では、一般市民も高齢者も9割以上の人人が虐待と判断し「自尊心を傷つける行為だから」という理由を挙げていたが、虐待ではないと判断した人では「嫁だから構わない」という理由が高齢者は7割以上と、一般市民の4割と比べると多く、家族との関係性から仕方がないといった判断理由をもとに虐待の判断をしている人が多かった。

経済的虐待では、一般市民も高齢者も7割以上が「家族であっても、勝手に使うのは良くない」という理由を挙げていたが、虐待ではないと判断した人では「虐待ではなく犯罪だと思うから」という理由を挙げたのは一般市民の方が高齢者より多かった。

以上のように、同じ理由であっても虐待の判断が異なり、特に高齢者自身では虐待を認識する判断基準が明確ではないと推測できる。

3 今後の検討課題

4人に1人は65歳以上の高齢者という高齢社会に突入しようとしている日本において、

高齢者虐待が存在するということは残念なことである。日本は敬老精神を尊ぶ国である一方、高齢者の自殺も多く、嫁姑間の葛藤が存在することはよく言われていることである。また、家族間ですら複雑な感情があり、家族関係を壊すことも珍しいことではない。虐待が発生する要因は、人間関係だけでなく失業や貧困など社会的背景などさまざまな要因が絡み合っている。また昨今の経済不況による格差や経済的問題が複雑に関与していると考えられる。高齢者虐待の背景には、失業、アルコール依存、精神障害、職場等でのいじめ、夫婦間虐待の老年期への移行、虐待の世代間連鎖などの現代社会の様々な問題があることも見落とすことができない。また虐待の世代間連鎖や被害者と加害者の逆転現象、単一の虐待だけでなくそれぞれの虐待が同時期に発生したり、ある虐待が別の虐待に移行していくことも珍しいことではない。人間関係や社会での生きづらさが結果として、虐待だけでなく、いじめや非行、家庭内暴力、さらには動物虐待などにつながっているのではないかと考える。重要なのは法律や社会制度だけでなく、人との関係性の中から生まれる意識であり、関係性を見直すことが虐待の認識にも影響すると考える。

高齢者虐待防止法が施行され5年が経過したが、高齢者虐待の防止については虐待の判断が明確でないことから、まず虐待の認識を高めることが重要であり、次いで早期発見、通報義務、発見後の介入・援助、さらには高齢者のみならず家族に対する支援などが必要となるであろう。今後、高齢者虐待の防止や予防は、早期発見、通報義務、発見後の介入・援助をいかに行うかが課題であると考える。

2011（平成23年）年3月11日の東日本大震災により2年が経過したが、人間関係が希薄になっていく中で、家族や地域のつながりがますます重要になってくるであろう。高齢者虐待は決して特別な人に起こるのではなく、誰の身のも起こりうることである。高齢者の課題は、私たち自身の課題でもある。他人事と思うのではなく、自分たちの課題として捉える必要がある。今後も高齢化に伴い、高齢者虐待が増加する可能性は高いと考える。高齢者虐待の課題を解決するには、人権尊重意識を高揚することや、介護の社会化を徹底することが必要である。また、社会の現実に対応した法制度づくりも欠かせないと考える。

2013（平成25）年2月10日、北九州市は市制50周年を迎えた。半世紀が経過したが、日本の総人口が減少し続けていく中、北九州市においても例外ではなく、近年人口減少や少子高齢化が進行している。年々増え続ける高齢者虐待を防ぐためには、高齢者虐待の背景や要因を把握し、それに合わせた対応を考えいかなければならない。特に社会からの孤立を防ぐためには、地域の役割が重要になってくると考える。そのため今後の課題と

して地域活動者などの視点からの調査や検討が必要である。

謝辞

本研究を遂行するにあたり調査にご協力してくださいました北九州市民の皆さん、北九州市立大学都市政策研究所の職員の方々に心から感謝いたします。

おことわり

本研究は平成 22 年度の報告書「地域づくりに関する調査研究」（北九州市立大学都市政策研究所、23 年 3 月）をもとに、一般市民への調査結果を加え、再構成して掲載いたしました。

引用・参考文献

- 青山幸広『家庭に笑顔をとりもどす！ Q&A 青山式 楽ワザ介護入門』廣済堂出版, 2010
上田照子・荒井由美子・西山利政「在宅要介護高齢者を介護する息子による虐待に関する研究」老年社会科学第 29 卷第 1 号, 2007, pp37-47
鵜沼憲晴・関根薰「虐待者である息子の特徴と高齢者虐待防止への視点」社会福祉学第 47 卷題 4 号, 2007, pp111-123
池田直樹・谷村慎介・佐々木郁子『Q&A 高齢者虐待対応の法律と実務』学陽書房, 2007
井村圭壯・相澤譲治『高齢者福祉史の現状課題』学文社, 2010
大塚理加・菊池和則・野中久美子・高橋龍太郎「介護支援専門員の高齢者虐待事例への対応プロセスとその促進・阻害要因の関する研究」社会福祉学第 51 卷第 4 号, 2011
大渕修一『高齢者虐待対応・権利擁護 実践ハンドブック』株式会社法研, 2008
岡田進一・橋本正明『高齢者に対する支援と介護保険制度』株式会社ミネルヴァ書房, 2010
表志津子, 佐伯和子, 石原多佳子「看護職の介護支援専門員が認識する高齢者虐待事例ケアマネジメントへの困難と対処」日本老年看護学会誌 14(2), 2010, pp60-67
角田光代『三面記事小説』株式会社文藝春秋, 2010
加藤伸二・矢吹知之「家族が高齢者虐待をしてしまうとき」株式会社ワールドプランニング, 2012

金子勇『社会調査から見た少子高齢化社会』ミネルヴァ書房, 2006

木下香織・古城幸子・馬本智恵「看護学生の高齢者虐待への認識(第2報)：紙上事例 認知症高齢者への対応」新見公立短期大学紀要 29, 2008 , pp45-49

京都社会福祉士学術研究委員会『高齢者虐待対応マニュアル ケアに携わるひとのための演習ソースブック』株式会社ミネルヴァ書房, 2005

高齢者虐待防止研究会『高齢者虐待に挑む 発見、介入、予防の視点』中央法規出版株式会社, 2004

厚生労働省『平成22年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果』2011年
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000002mce.html>

小倉北区役所生活支援課統括支援センター『小倉北区権利擁護・虐待事例への取り組み VOL. 2』小倉北区役所生活支援課, 2007

古城幸子・木下香織・馬本智恵「看護学生の高齢者虐待への認識(第1報)：紙上事例を用いた横断的認識度調査」新見公立短期大学紀要 29, 2008, pp9-15

小林篤子『高齢者虐待』中公新書, 2004

在宅介護研究会『介護研通信と・と・と第18号冬』福岡県地方自治研究所, 2006

坂田伸子「高齢者虐待に関する認識の相違について--3 自治体の調査から」東洋大学社会学部紀要 47(2), 2010, pp127-137

柴田益江「愛知県I市における民生委員に対しての高齢者虐待の調査から」研究紀要 30, 2008 , pp63-71

内閣府『高齢社会白書：年齢・加齢に対する考え方に関する意識調査』高齢社会白書, 2004

内閣府『平成19年版国民生活白書：つながりが築く豊かな国民生活』国民生活白書, 2007

中沢卓実・結城康博「孤独死を防ぐー支援の実際と政策の動向」株式会社ミネルヴァ書房, 2012

西元幸雄・小林好弘・紀平雅司・近藤辰比古・伊藤妙・西元直美「高齢者施設における虐待の構造的分析」老年社会科学, 28(4) , 2007, pp522 - 537

寝たきり予防研究会『高齢者虐待 専門職が出会った虐待・放任』株式会社北大路書房, 2002

荻原清子「あいまい概念としての「高齢者虐待」とその対応ー虐待の定義と虐待の判断基準の再構築に向けてー」関東学院大学文学部紀要第117号, 2009

- 橋本和明『虐待と現代の人間関係—虐待に共通する視点とは—』株式会社ゆまに書房, 2007
- 橋本久子『高齢者的人権 看護・介護からの接近』株式会社ナカニシヤ出版, 2002
- 久塚純一・石塚優・原清一『高齢者福祉を問う』早稲田大学出版部, 2009
- 藤江慎二「高齢者虐待の対応に困難を感じる援助者の認識--地域包括支援センターの援助者へのアンケート調査をもとに」高齢者虐待防止研究 5(1), 2009, pp103-111
- 藤江慎二「高齢者虐待対応に困難を感じる援助者の虐待者や被虐待者に対する感情・認識：地域包括支援センターの援助者の語りからの考察」大妻女子大学人間関係学部紀要 12, 2010, pp99-107
- 本症繁『高齢者の心理学入門 老いと痴呆に向き合う心』朱鷺書房, 2004
- 牧野里奈「十勝における高齢者虐待に関する認識調査（1）—N 地区と F 地区の比較—」北方圏生活福祉研究所年報第 11 卷, 2005, pp15-30
- 牧野里奈「十勝における高齢者虐待に関する意識調査：地域社会の取り組みについての提言」人間福祉研究 9, 2006 ,pp79-91
- 三浦美子「高齢者在宅介護における家族の介護意識に関する研究：高齢者虐待予防の視点から」保健福祉学研究 6, 2008, pp185-200
- 山田祐子『家族介護と高齢者虐待』一橋出版株式会, 2004
- 湯浅誠『反貧困—「すべり台社会」からの脱出』岩波新書, 2008
- 結城康博『介護 現場からの検証』岩波新書, 2008
- 和田秀樹『朝日おとの学びなおし 心理学 心と向き合う臨床心理学』朝日新聞出版, 2012

資料

集計表

集計表の実数は人数を示し、構成比は少数第2位を四捨五入した百分率を示している。

一般市民の基本属性【526部】

問1	性別	人数	構成比
1	男性	225	42.8
2	女性	287	54.6
99	無回答	14	2.7
合計	合計	526	100.0
問2	年齢	人数	構成比
1	20~29歳	53	10.1
2	30~39歳	71	13.5
3	40~49歳	69	13.1
4	50~59歳	95	18.1
5	60~69歳	137	26.0
6	70歳以上	96	18.3
99	無回答	5	1.0
問3	家族構成	人数	構成比
1	ひとり暮らし	65	12.4
2	夫婦のみ	174	33.1
3	親世代との二世代家族	78	14.8
4	子世代との二世代家族	123	23.4
5	親・子・孫・その他の親族の三世代家族	35	6.7
6	その他	42	8.0
99	無回答	9	1.7
問4	未婚・既婚	人数	構成比
1	未婚	91	17.3
2	既婚（現在、夫または妻がいる）	363	69.0
3	既婚（配偶者と離別または死別）	65	12.4
99	無回答	7	1.3
問5	現在の住まい	人数	構成比
1	一戸建て（借家）	39	7.4
2	一戸建て（持ち家）	274	52.1
3	アパート、マンションなどの共同住宅（持ち家）	71	13.5
4	アパート、マンションなどの共同住宅（借家）	82	15.6
5	公営の借家（公団住宅、市営住宅など）	45	8.6
6	勤め先の寮や職員住宅	7	1.3
7	その他	3	.6
99	無回答	5	1.0
問6	市内居住年数	人数	構成比
1	1年未満	6	1.1
2	1~4年	28	5.3
3	5~9年	26	4.9
4	10年以上	295	56.1
5	生まれてからずっと	164	31.2
99	無回答	7	1.3
問7-1	親しい友人数（小学校区）	人数	構成比
1	0人	167	31.7
2	1~5人	230	43.7
3	6~10人	50	9.5
4	11~15人	12	2.3
5	16人以上	24	4.6
99	無回答	43	8.2
問7-2	親しい友人数（小学校区外）	人数	構成比
1	0人	39	7.4
2	1~5人	244	46.3
3	6~10人	135	25.6
4	11~15人	30	5.7
5	16人以上	56	10.6
99	無回答	23	4.4
合計	回答総数	527	100.0
問8	現在の職種	人数	構成比
1	販売従事者	44	8.4
2	事務系従事者	55	10.5
3	技術・技術系従事者	45	8.6
4	通信系従事者	3	0.6

5	サービス系従事者	34	6.5
6	運搬・搬送従事者	9	1.7
7	福祉系従事者	17	3.2
8	公務員	18	3.4
9	事務系専門職	7	1.3
10	医療系専門職	23	4.4
11	その他の専門職	21	4.0
12	無職	105	20.0
13	家事専業	95	18.1
14	その他	48	9.1
99	無回答	6	1.1
合計	回答総数	530	100.8
問9	勤務形態	人数	構成比
1	自営・会社経営	44	8.4
2	家族従業者	10	1.9
3	正社員・正規職員	139	26.5
4	派遣社員・契約職員	18	3.4
5	パート・アルバイトなど	78	14.9
6	嘱託など	20	3.8
7	臨時・日雇いなど	4	0.8
8	内職	3	0.6
9	その他	8	1.5
10	無職	199	37.9
99	無回答	6	1.1
合計	回答総数	529	100.8
問10	通勤時間	人数	構成比
1	30分未満	184	32.5
2	30分～1時間未満	84	14.8
3	1時間～1時間30分未満	29	5.1
4	1時間30分～2時間未満	4	.7
5	2時間以上	3	.5
6	通勤はしていない	217	38.3
99	無回答	5	.9
問11	勤務年数	人数	構成比
1	仕事をしていない	198	34.9
2	1年未満	20	3.5
3	1～4年	65	11.5
4	5～9年	59	10.4
5	10～14年	39	6.9
6	15～19年	23	4.1
7	20年以上	107	18.9
99	無回答	15	2.6
問12	現在の立場	人数	構成比
1	学生	11	2.1
2	学校卒業後に就職、習い事、家事手伝いの40歳未満の独身	44	8.4
3	40歳以上60歳未満の独身	28	5.3
4	60歳以上の独身	31	5.9
5	子どものいない夫婦	44	8.4
6	第一子が小学入学前の親	27	5.1
7	第一子が小学・中学生の親	43	8.2
8	第一子が高校・大学・大学院生の親	31	5.9
9	就職や結婚をした子どもが一人以上いる親	106	20.2
10	すべての子どもが就職や結婚をした親	144	27.4
11	その他	16	3.0
99	無回答	14	2.7
合計	回答総数	539	102.5
問13	身近な高齢者の有無	人数	構成比
1	高齢者と同居	88	16.7
2	行き来の多い家族に高齢者がいる	185	35.2
3	仕事関係で高齢者と接する機会が多い（ケアマネ・高齢者福祉施設職員等）	19	3.6
4	仕事関係で高齢者と接する機会が多い（医療保健福祉関係）	17	3.2
5	仕事関係で高齢者と接する機会が多い（医療保健福祉以外）	12	2.3

6	町内会自治会で高齢者と接する	48	9.1
7	近所の高齢者と親しい	93	17.7
8	接する機会がほとんどない	78	14.8
9	その他	23	4.4
99	無回答	18	3.4
合計	回答総数	581	110.5
問16	最終学歴	人数	構成比
1	中学校	54	10.3
2	高等学校	240	45.6
3	各種専門学校	55	10.5
4	大学	154	29.3
5	その他	2	0.4
99	無回答	22	4.2
合計	回答総数	527	100.2
問20事例1	75歳女性。夜眠らず、外を徘徊（はいかい）するようになり、家族が眠れなくなったため、息子（53歳）がベッドに縛りつけた。	人数	構成比
1	虐待ではない	24	4.6
2	どちらかといえば虐待ではない	69	13.1
3	どちらともいえない	138	26.2
4	どちらかといえば虐待	135	25.7
5	虐待	131	24.9
99	無回答	29	5.5
問20事例1副問		人数	構成比
1	縛りつけるのは、女性の自由を奪うことになるから	164	31.2
2	家族の生活を守るために仕方がないから	245	46.6
3	その他	82	15.6
99	無回答	41	7.8
合計	回答総数	532	101.1
問20事例2	81歳女性。娘と同居であるが入院中のため、近くに住んでいる孫が世話をしている。1ヶ月間コタツに入ったまままで、寝たきりの状態である。食事摂取はほとんどなく、排便・排尿もそのままである。本人は孫の入院の勧めを拒否している。	人数	構成比
1	虐待ではない	38	7.2
2	どちらかといえば虐待ではない	56	10.6
3	どちらともいえない	102	19.4
4	どちらかといえば虐待	105	20.0
5	虐待	194	36.9
99	無回答	31	5.9
問20事例2副問		人数	構成比
1	不衛生なので、排便などはきちんとさせるべきだと思うから	312	59.4
2	女性本人が入院を拒否しているから	119	22.7
3	その他	60	11.4
99	無回答	38	7.2
合計	回答総数	529	100.8
問20事例3	94歳男性。室内は歩行器使用で、トイレ以外は起きない。息子（69歳）夫婦、主に息子の娘（57歳）の介護を受けている。「臭い、汚い、鼻がおかしくなる」「親じゃないのに何で面倒見なければならないのか」等々。本人の前で言葉にするが、身の回りのことはきっと世話をしている。	人数	構成比
1	虐待ではない	36	6.8
2	どちらかといえば虐待ではない	80	15.2
3	どちらともいえない	135	25.7
4	どちらかといえば虐待	149	28.3
5	虐待	93	17.7
99	無回答	33	6.3
問20事例3副問		人数	構成比
1	言葉の暴力であると思うから	292	55.5
2	男性は娘から介護してもらっているのだから仕方がないと思うから	140	26.6
3	その他	57	10.8
99	無回答	38	7.2
合計	回答総数	527	100.2
問20事例4	76歳男性。脱衣所で服を脱いで裸になりお風呂に入ろうとしていた時、ノックもせずに娘（48歳）が入って来て、下から上まで体を見た後、笑って出て行った。	人数	構成比

1	虐待ではない	29	5.5
2	どちらかといえば虐待ではない	60	11.4
3	どちらともいえない	102	19.4
4	どちらかといえば虐待	137	26.0
5	虐待	154	29.3
99	無回答	44	8.4
問20事例4副問		人数	構成比
1	男性の自尊心を傷つける行為だと思うから	364	69.2
2	嫁だから構わないと思うから	67	12.7
3	その他	49	9.3
99	無回答	46	8.7
問20事例5		人数	構成比
79歳女性。年金7万円を仏壇の引き出しに入れて保管していた。ある時、病院へ行くために、仏壇の引き出しを開けると、7万円あったはずが5万円になっていた。おかしいと思いながらも、誰にも話さずにいた。3日後、買い物に行こうと思い仏壇に向かうと、息子（54歳）がお金を持って行こうとしていた。見つかった息子は、「ちょっと借りるだけだ」と言って、勝手に持って行った。			
1	虐待ではない	99	18.8
2	どちらかといえば虐待ではない	52	9.9
3	どちらともいえない	80	15.2
4	どちらかといえば虐待	111	21.1
5	虐待	143	27.2
99	無回答	41	7.8
問20事例5副問		人数	構成比
1	家族であっても、勝手に使うのは良くないと思うから	285	54.2
2	虐待ではなく、犯罪だと思うから	175	33.3
3	その他	23	4.4
99	無回答	43	8.2
問21		人数	構成比
1	家族や周囲の人が介護に無関心のため	136	25.9
2	高齢者が高齢者を介護しているため	68	12.9
3	周囲の協力がなく単身での介護のため	146	27.8
4	家族が社会から孤立しているため	64	12.2
5	介護疲れやストレスのため	286	54.4
6	家族の性格・人格や疾病・障害のため	100	19.0
7	家族の知識・情報不足のため	160	30.4
8	経済的問題のため	194	36.9
9	家族関係が悪いため	169	32.1
10	子供の頃、虐待を受けたため	5	1.0
11	高齢者の性格・人格や疾病・障害のため	62	11.8
12	その他	19	3.6
99	無回答	44	8.4
合計	回答総数	1453	276.2
問22		人数	構成比
1	高齢者虐待防止法	264	50.3
2	児童虐待防止法	412	78.5
3	DV防止法	384	73.1
4	知らない	48	9.1
99	無回答	43	8.2
合計	回答総数	1151	219.2
問23		人数	構成比
1	心身が衰えて不安が大きい	367	69.8
2	経験や知識が豊富である	229	43.5
3	規則正しい生活習慣である	76	14.4
4	時間にしばられていない	152	28.9
5	保守的で頑固である	208	39.5
7	収入が少ない	126	24.0
8	地域や社会に貢献している	51	9.7
9	経済的にゆとりがある	72	13.7
10	社会の役に立っていない	26	4.9
11	周囲との触れ合いがなく孤独である	194	36.9
99	無回答	27	5.1
合計	回答総数	1528	290.5

問24		身近な高齢者との関わり	人数	構成比
1		現在高齢者と同居している・以前同居していた。	138	26.2
2		度々（週に1度以上程度）行き来をしたり連絡をとっている（いた）。	117	22.2
3		時々（月に1～2度程度）行き来をしたり連絡をとっている（いた）。	104	19.8
4		たまに（2～3ヶ月に1度程度）行き来をしたり連絡をとっている（いた）。	50	9.5
5		あまり（4～6ヶ月に1度程度）行き来をしたり連絡をとっていない（いなかった）。	21	4.0
6		ほとんど行き来をしたり連絡をとっていない（いなかった）。	19	3.6
7		行き来をしたり連絡をとる高齢者がいない。	43	8.2
8		その他	9	1.7
99		無回答	31	5.9
合計		回答総数	532	101.1
問25		福祉の履修経験	人数	構成比
1		福祉履修（学習）経験なし	430	81.7
2		福祉履修（学習）経験あり	70	13.3
99		無回答	26	4.9
問26		専門職	人数	構成比
1		専門職ではない	416	79.1
2		専門職である・専門職だった	54	10.3
99		無回答	56	10.6
問27		虐待の相談先	人数	構成比
1		町内会・自治会の役員	83	15.8
2		社会福祉協議会の役員	23	4.4
3		まちづくり協議会の役員	1	0.2
4		福祉協力員	21	4.0
5		老人クラブの役員	6	1.1
6		隣近所の友人・知人	58	11.1
7		民生委員	143	27.2
8		区役所の市民相談窓口	202	38.4
9		警察	106	20.2
10		地域包括支援センター	45	8.6
11		他の家族のことなので誰とも相談しない	14	2.7
12		その他	12	2.3
99		無回答	23	4.4
合計		回答総数	737	140.1

一般市民・高齢者・大学生の高齢者虐待の判断

身体的虐待	虐待であると思う		虐待ではないと思う		どちらともいえない		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
一般市民	266	50.6	93	17.7	138	26.2	29	5.5
高齢者	20	25.3	20	25.3	39	49.4	0	0.0
大学生	77	36.8	16	7.7	116	55.5	0	0.0
世話の放棄・放任	虐待であると思う		虐待ではないと思う		どちらともいえない		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
一般市民	299	56.8	94	17.9	102	19.4	31	5.9
高齢者	12	15.2	33	41.8	32	40.5	3	3.8
大学生	102	48.8	48	23.0	59	28.2	0	0.0
心理的虐待	虐待であると思う		虐待ではないと思う		どちらともいえない		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
一般市民	242	46.0	116	22.1	135	25.7	33	6.3
高齢者	7	8.9	49	62.0	21	26.6	2	2.5
大学生	150	71.8	14	6.7	45	21.5	0	0.0
性的虐待	虐待であると思う		虐待ではないと思う		どちらともいえない		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
一般市民	291	55.3	89	16.92	102	19.4	44	8.4
高齢者	26	32.9	27	34.2	23	29.1	3	3.8
大学生	92	44.0	43	20.6	73	34.9	1	0.5
経済的虐待	虐待であると思う		虐待ではないと思う		どちらともいえない		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
一般市民	254	48.3	151	28.7	80	15.2	41	7.8
高齢者	17	21.5	36	45.6	22	27.8	4	5.1
大学生	96	45.9	56	26.8	55	26.3	2	1.0
一般市民	虐待であると思う		虐待ではないと思う		どちらともいえない		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
身体的虐待	266	26.3	93	57.8	138	15.9	29	0.0
介護・世話の放棄・放任	299	26.0	94	45.8	102	27.9	31	0.3
心理的虐待	242	72.4	116	8.8	135	18.8	33	0.0
性的虐待	291	21.4	89	49.7	102	28.6	44	0.3
経済的虐待	254	59.7	151	10.1	80	30.2	41	0.0
高齢者	虐待であると思う		虐待ではないと思う		どちらともいえない		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
身体的虐待	20	25.3	20	25.3	39	49.4	0	0.0
介護・世話の放棄・放任	12	15.2	33	41.8	32	40.5	3	3.8
心理的虐待	7	8.9	49	62.0	21	26.6	2	2.5
性的虐待	26	32.9	27	34.2	23	29.1	3	3.8
経済的虐待	17	21.5	36	45.6	22	27.8	4	5.1
大学生	虐待であると思う		虐待ではないと思う		どちらともいえない		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
身体的虐待	77	36.8	16	7.7	116	55.5	0	0.0
介護・世話の放棄・放任	102	48.8	48	23.0	59	28.2	0	0.0
心理的虐待	150	71.8	14	6.7	45	21.5	0	0.0
性的虐待	92	44.0	43	20.6	73	34.9	1	0.5
経済的虐待	96	45.9	56	26.8	55	26.3	2	1.0

一般市民の高齢者虐待の判断と判断理由

事例1	縛りつけるのは、女性の自由を奪うことになるから		家族の生活を守るために仕方がないから		その他		無回答		合計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
虐待であると思う	152	55.9	68	25.0	45	16.5	7	2.6	272	54.1
虐待ではないと思	6	6.5	76	81.7	9	9.7	2	2.2	93	18.5
どちらともいえな	6	4.3	101	73.2	28	20.3	3	2.2	138	27.4
合計	164	32.6	245	48.7	82	16.3	12	2.4	503	100.0
事例2	不衛生なので、排便などはきちんとさせらるべきだと思うから		本人が入院を拒否しているから		その他		無回答		合計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
虐待であると思う	246	82.0	14	4.7	32	10.7	8	2.7	300	60.2
虐待ではないと思	31	32.6	50	52.6	13	13.7	1	1.1	95	19.1
どちらともいえな	34	33.0	55	53.4	14	13.6	0	0.0	103	20.7
合計	311	62.4	119	23.9	59	11.8	9	1.8	498	100.0
事例3	言葉の暴力であると思うから		嫁から介護してもらっているのだから仕方がないと思うから		その他		無回答		合計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
虐待であると思う	218	89.7	13	5.3	11	4.5	1	0.4	243	49.2
虐待ではないと思	25	21.6	71	61.2	19	16.4	1	0.9	116	23.5
どちらともいえな	47	34.8	55	40.7	26	19.3	7	5.2	135	27.3
合計	290	58.7	139	28.1	56	11.3	9	1.8	494	100.0
事例4	自尊心を傷つける行為だと思うから		嫁だから構わないと思うから		その他		無回答		合計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
虐待であると思う	277	95.2	3	1.0	9	3.1	2	0.7	291	60.4
虐待ではないと思	25	28.1	36	40.4	23	25.8	5	5.6	89	18.5
どちらともいえな	57	55.9	28	27.5	15	14.7	2	2.0	102	21.2
合計	359	74.5	67	13.9	47	9.8	9	1.9	482	100.0
事例5	家族であっても、勝手に使うのは良くないとと思うから		虐待ではなく、犯罪だと思うから		その他		無回答		合計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
虐待であると思う	202	77.7	43	16.5	12	4.6	3	1.2	260	52.6
虐待ではないと思	34	22.1	106	68.8	11	7.1	3	1.9	154	31.2
どちらともいえな	44	55.0	33	41.3	1	1.3	2	2.5	80	16.2
合計	280	56.7	182	36.8	24	4.9	8	1.6	494	100.0

一般市民・高齢者・大学生の比較

防止法の認知度	一般市民		高齢者		大学生	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1児童虐待防止法	412	78.5	59	74.7	184	88.0
2配偶者虐待防止法	384	73.1	28	35.4	140	67.0
3高齢者虐待防止法	264	50.3	37	46.8	70	33.5
4まったく知らない	48	9.1	16	20.3	0	0.0
5無回答	43	8.2	3	3.8	17	8.1
合計	1151	219.2	79	100.0	411	196.7

高齢者のイメージ	一般市民		高齢者		大学生	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1心身が衰えて不安が大きい	367	69.8	61	77.2	146	69.9
2経験や知識が豊富である	229	43.5	12	15.2	150	71.8
3保守的で頑固である	208	39.5	13	16.5	59	28.2
4周囲と触れ合いがなく孤独である	194	36.9	5	6.3	64	30.6
5時間に縛られていない	152	28.9	55	69.6	55	26.3
6収入が少ない	126	24.0	29	36.7	64	30.6
7規則正しい生活習慣である	76	14.4	24	30.4	51	24.4
8経済的にゆとりがある	72	13.7	6	7.6	11	5.3
9地域や社会に貢献している	51	9.7	7	8.9	12	5.7
10社会の役に立っていない	26	4.9	17	21.5	2	1.0
11その他	0	0.0	0	0.0	8	3.8
12無回答	27	5.1	0	0.0	1	0.5
13合計	1528	290.5	79	100.0	623	298.1

虐待発生理由	一般市民		高齢者	
	人数	構成比	人数	構成比
5介護疲れやストレスのため	286	54.4	37	46.8
8経済的問題のため	194	36.9	40	50.6
9家族関係が悪いため	169	32.1	28	35.4
7家族の知識・情報の不足のため	160	30.4	22	27.8
3周囲の協力がなく単身での介護のため	146	27.8	27	34.2
1家族や周囲の人が介護に無関心のため	136	25.9	23	29.1
6家族の性格・人格や疾病・障害のため	100	19.0	14	17.7
2高齢者が高齢者を介護しているため	68	11.8	39	49.4
4家族が社会から孤立しているため	64	12.2	10	12.7
11高齢者の性格・人格や疾病・障害のため	62	11.8	24	30.4
10子供の頃、虐待を受けたため	5	1.0	3	3.8
13無回答	44	8.4	6	7.6
12その他	19	3.6	3	3.8
合計	1453	276.2	79	100.0

生活感と高齢者虐待に関するアンケート

生活感と高齢者虐待に関するアンケートのお願い

北九州市立大学都市政策研究所では、現在、北九州地域研究の一環として生活感と高齢者虐待に関する調査研究を進めています。平成 21 と 22 年度は地域資料と公民協働をテーマとして調査を実施し、報告書「地域づくりに関する調査研究」(北九州市立大学都市政策研究所、平成 22 年、23 年 3 月) にまとめました。

現在、北九州市の生活感と平成 18 年に法律が施行された高齢者虐待に対する態度について調査研究を進めています。そのため、北九州市にお住まいの皆様に、北九州市の生活感や高齢者虐待に関する意識についてアンケートをお願いいたしました。

なお、このアンケートは、平成 24 年 2 月現在の選挙人名簿から所定の手続きを経て、無作為に 1,500 人を選ばせていただき実施しております。結果は統計的に集計し、処理いたしますので、個人に関わる情報が使用されることはありません。

大変お忙しいところ、誠に恐縮ではございますが、上記の趣旨をご理解いただき、アンケートにご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成 24 年 3 月
北九州市立大学都市政策研究所

回答に関するお願い

- 1 あて名のご本人がお答えください。ご本人が医療機関等に入院されている場合などは、回答していただく必要はありません。
- 2 ご本人が記入できない場合は、ご家族の方などがご本人からお聞きして代理で記入をお願いします。
- 3 ご回答は、当てはまる番号を○で囲む他に数字を記入するなどしてください。
- 4 問 15 の副問には該当する方のみお答えください。
- 5 氏名は記入していただく必要はありません。
- 6 結果は統計的に処理いたします。アンケートの過程や報告書としてまとめた結果の公表にあたり、個人にご迷惑をおかけするようなことは一切ございませんので、思いのままお答えください。
- 7 記入いただいた調査票は、3月26日（月）までに同封の封筒に入れて投函してください（切手を貼ったり、差出人の名前を書いたりする必要はありません）。

アンケートに関するお問合せ先

北九州市立大学都市政策研究所 「生活感と高齢者虐待に関するアンケート」係

〒802-8577 北九州市小倉南区北方四丁目 2 番 1 号 電話：093-964-4302 (代表)

基本的な事項と生活感についてお聞きします

問1 あなたの性別をお答えください。

1. 男性

2. 女性

問2 あなたの年齢についてお答えください。

- 1. 20～24歳
- 2. 25～29歳
- 3. 30～34歳
- 4. 35～39歳

- 5. 40～44歳
- 6. 45～49歳
- 7. 50～54歳
- 8. 55～59歳

- 9. 60～64歳
- 10. 65～69歳
- 11. 70～74歳
- 12. 75歳以上

問3 あなたを含めて現在同居している家族構成についてお答えください。

- 1. ひとり暮らし
- 2. 夫婦のみ
- 3. 親世代との二世代家族
- 4. 子世代との二世代家族
- 5. 親・子・孫・その他の親族の三世代家族
- 6. その他 ()

問4 あなたは結婚していらっしゃいますか。

- 1. 未婚
- 2. 既婚（現在、夫または妻がいる）
- 3. 既婚（配偶者と離別または死別）

問5 あなたの現在のお住まいについてお答えください。

- 1. 一戸建て（借家）
- 2. 一戸建て（持ち家）
- 3. アパート、マンションなどの共同住宅（持ち家）
- 4. アパート、マンションなどの共同住宅（借家）
- 5. 公営の借家（公団住宅、市営住宅など）
- 6. 勤め先の寮や職員住宅
- 7. その他（ ）

問6 市内に住み続けている年数についてお答えください。

- 1. 1年未満
- 2. 1～4年
- 3. 5～9年
- 4. 10年以上
- 5. 生まれてからずっと

問7 あなたの親しい友人の人数を教えてください。小学校区内外に各一つだけ○をつけてください。

①同じ小学校区内に住んでいる人

- | | | |
|---------|-----------|----------|
| 1. 0人 | 3. 6～10人 | 5. 16人以上 |
| 2. 1～5人 | 4. 11～15人 | |

②同じ小学校区以外の所に住んでいる人

- | | | |
|---------|-----------|----------|
| 1. 0人 | 3. 6～10人 | 5. 16人以上 |
| 2. 1～5人 | 4. 11～15人 | |

問8 現在の、あなたの職種は、次のどれにあたりますか。

- 販売従事者（小売店主、デパート・専門店・スーパー等、営業など）
- 事務系従事者（一般事務、外勤事務）
- 技術・技能系従事者（製造、加工、組立、建設、電気工など）
- 通信系技術者（パソコンネットワーク設定、プログラミング・情報処理など）
- サービス系従事者（美容師、調理師、ホテル業、飲食店など）
- 運輸・配送従事者（配送運転手・助手、荷役などの作業など）
- 福祉系従事者（社会福祉協議会、福祉施設、介護支援専門員、介護職など）
- 公務員
- 事務系専門職（医療事務、オペレーターなど）
- 医療系専門職（医師、薬剤師、保健師、看護師など）
- その他の専門職（弁護士、教員、社会福祉士、介護福祉師等福祉系専門職など）
- 無職
- 家事専業（無職の）
- その他（ ）

問9 差し支えなければ勤務形態をお聞かせください。

- | | | |
|--------------|----------------|--------------|
| 1. 自営・会社経営 | 5. パート・アルバイトなど | 9. その他（ ） |
| 2. 家族従業者 | 6. 嘴託など | 10. 仕事をしていない |
| 3. 正社員・正規職員 | 7. 臨時・日雇いなど | |
| 4. 派遣社員・契約社員 | 8. 内職 | |

問10 通勤時間はどれくらいですか。

- | | | |
|--------------|-----------------|-------------|
| 1. 30分未満 | 3. 1時間～1時間30分未満 | 5. 2時間以上 |
| 2. 30分～1時間未満 | 4. 1時間30分～2時間未満 | 6. 通勤はしていない |

問11 勤務年数はどれくらいですか。

- | | | | |
|-------------|---------|-----------|----------|
| 1. 仕事をしていない | 3. 1～4年 | 5. 10～14年 | 7. 20年以上 |
| 2. 1年未満 | 4. 5～9年 | 6. 15～19年 | |

問12 あなたは現在、下の1～10のどの立場にあたりますか。

1. 学生（高校、予備校、専門学校、短大、大学、大学院など）
2. 学校卒業後に就職、習い事、家事手伝いをしている40歳未満の独身
3. 40歳以上60歳未満の独身
4. 60歳以上の独身（配偶者との離別・死別を含む）
5. 子どものいない夫婦
6. 第一子が小学入学前の親
7. 第一子が小学・中学生の親
8. 第一子が高校・大学・大学院生の親
9. 就職や結婚をした子どもが一人以上いる親
10. すべての子どもが就職や結婚をした親
11. その他（ ）

問13 身近に高齢者はいらっしゃいますか。

1. 高齢者と同居している
2. 同居していないが行き来の多い家族に高齢者がいる
3. 仕事の関係（ケアマネジャーや高齢者福祉施設の職員等）で高齢者と接する機会が多い
4. 仕事の関係（医療・保健関係の仕事）で高齢者と接する機会が多い
5. 仕事の関係（医療・保健・福祉以外の仕事）で高齢者と接する機会が多い
6. 町内会・自治会活動で高齢者と接する機会が多い
7. 近所の高齢者と親しい
8. 高齢者と接する機会はほとんどない
9. その他（ ）

問14 現在、生活全般に満足していますか。

- | | | |
|-------------------|------------------|----------|
| 1. 満足している | 3. どちらともいえない | 5. 不満である |
| 2. どちらかといえば満足している | 4. どちらかといえば不満である | |

問 15 現在お住まいの地域に今後もずっと住みたいと思いますか。

1. 住みたい →副問 1へ進んで下さい
2. 北九州市内の別の地域に住みたい →副問 2へ進んで下さい
3. 北九州市以外の別の地域に住みたい →副問 3へ進んで下さい
4. わからない →問 16へ進んで下さい

副問 1（問 15 で今後も住みたいと回答した人へ） その理由を以下から一つだけ選んでください。

- | | |
|------------------|----------------------|
| 1. 親元・出身地だから | 5. 生活環境が気に入っているから |
| 2. 配偶者の親元・出身地だから | 6. 他の地域や都市に魅力を感じないから |
| 3. 土地や家屋があるから | 7. その他 () |
| 4. 長年住みなれたところだから | |

副問 2（問 15 で北九州市内の別の地域に住みたいと回答した人へ） その理由を以下から一つだけ選んでください。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. 親元・出身地の近く | 5. 通勤・通学、仕事などに便利だから |
| 2. 配偶者の親元・出身地の近く | 6. 生活に便利だから |
| 3. 土地や家屋があるから | 7. その他 () |
| 4. 市内の他の地域に魅力を感じるから | |

副問 3（問 15 で北九州市以外の別の地域に住みたいと回答した人へ） 住みたい場所はどこですか。

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1. 東京・大阪・名古屋等大都市圏 | 5. その他の中小地方都市 |
| 2. 福岡市 | 6. その他の郡部 |
| 3. 北九州市・福岡市以外の政令市 | 7. 親元や出身地 |
| 4. その他の県庁所在地 | 8. その他 () |

問 16 最後に卒業した学校は次のどのどれにあたりますか。

1. 中学校（尋常小学校、高等小学校などを含む）
2. 高等学校（旧制中学校、女学校、実業学校、師範学校、旧制高専などを含む）
3. 各種専門学校
4. 大学（短期大学、高専、大学院、旧制高校などを含む）
5. その他 ()

問 17 一般的に他都市と比較して、北九州市はどうないように思いますか。次の①～⑩について「そう思う」から「そう思わない」までの該当する番号に○をつけて下さい。	そう思う	ややそう思う	どちらともいえない	ややそう思わない	そう思わない
①若者が多く活気がある	1	2	3	4	5
②古いしきたりがない	1	2	3	4	5
③北九州市に住んでいることを自慢できる	1	2	3	4	5
④交通機関が便利	1	2	3	4	5
⑤国際都市である	1	2	3	4	5
⑥娯楽が多い	1	2	3	4	5
⑦きれいな街や公園など心が休まる場がある	1	2	3	4	5
⑧したいと思う仕事がある	1	2	3	4	5
⑨教養を高め文化に接する機会が多い	1	2	3	4	5
⑩人情味がある	1	2	3	4	5
⑪子どもの教育環境がよい	1	2	3	4	5
⑫人と知り合う機会、活動の場が多い	1	2	3	4	5
⑬きれいな男女が多い	1	2	3	4	5
⑭買物をする際、多様な商品があり、楽しめる	1	2	3	4	5
⑮多様な情報が容易に手に入る	1	2	3	4	5
⑯食べ物がおいしい	1	2	3	4	5
⑰異性と知り合う機会が多い	1	2	3	4	5
⑲芸術・文化施設が多い	1	2	3	4	5
⑳行政機関がよくやっている	1	2	3	4	5
㉑多様な飲食店がある	1	2	3	4	5
㉒医療施設が整っている	1	2	3	4	5

問 18 北九州市が住みにくいと思う点を3つ選んで下さい。

- 1. 通勤・通学時間が長い
- 6. 騒音が激しい
- 11. 家賃が高い
- 2. 労働時間が長い
- 7. 活気がない
- 12. その他（ ）
- 3. どこへいっても混雑している
- 8. 人間関係が希薄
- 13. 特にない
- 4. 子どもの教育環境が悪い
- 9. 物価が高い
- 5. 自然が少ない
- 10. 家が狭い

高齢者虐待についてお聞きします

問19 次の①～㉔の行為について、あなたの考えに一番近いものを選んで1～5のいずれかに○をつけてください。1～5の数字は、1は虐待ではない。2より3、3より4と虐待の程度が強くなり、5が最も虐待の程度が強いことを表します。

	高齢者に対しての行為	虐待の程度 虐待ではない ⇄ 虐待				
		1	2	3	4	5
①	言うことを聞かないで、叩いている。	1	2	3	4	5
②	良いことと悪いことを分かってもらうため、叩いている。	1	2	3	4	5
③	食事をとるのが遅いので、無理やり食事を口に入れる。	1	2	3	4	5
④	認知症で徘徊するので、ベッドに縛り付けている。	1	2	3	4	5
⑤	認知症で徘徊するので、部屋に閉じ込めている。	1	2	3	4	5
⑥	水分や食事を十分に与えない。	1	2	3	4	5
⑦	意図的に薬を過剰に与える。	1	2	3	4	5
⑧	異臭がするまで放置し、入浴させない。	1	2	3	4	5
⑨	髪やひげが伸び放題である。	1	2	3	4	5
⑩	室内におむつなどゴミを放置したまま生活させている。	1	2	3	4	5
⑪	認知症なので、外出させない。	1	2	3	4	5
⑫	必要な医療・介護サービスを制限したり、受けさせていない。	1	2	3	4	5
⑬	経済的に苦しいので、病院に連れて行くことを控えている。	1	2	3	4	5
⑭	排泄の失敗をあざ笑ったり、人前で話す。	1	2	3	4	5
⑮	侮辱を込めて、子どものように扱う。	1	2	3	4	5
⑯	話しかけているのに、無視する。	1	2	3	4	5
⑰	認知症なので、訪ねてくる人がいても会わせない。	1	2	3	4	5
⑱	人前でおむつを替える。	1	2	3	4	5
⑲	排泄などの失敗に対して、罰としてしばらく裸にしておく。	1	2	3	4	5
⑳	嫌がっているのに、性的な行為を強要する。	1	2	3	4	5
㉑	性器へ接触する。	1	2	3	4	5
㉒	日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。	1	2	3	4	5
㉓	無断で家を売却する。	1	2	3	4	5
㉔	年金手帳や預貯金通帳などを管理し、本人に無断で使っている。	1	2	3	4	5

問 20 次の具体的な事例 1~5 の虐待の程度と判断理由について、あなたの考えに一番近いものを選んでください。1~5の数字は、1は虐待ではない。5が最も虐待の程度が強いことを表します。また、各事例の背景はいろいろ考えられると思いますが、書かれている内容からご判断して感じるままに判断理由をお答えください。また、ご意見等がございましたら〔 〕にご記入ください。

事例 1	虐待の程度 虐待ではない ⇄ 虐待
75 歳女性。夜眠らず、外を徘徊（はいかい）するようになり、家族が眠れなくなったため、息子（52 歳）がベッドに縛りつけた。	1 2 3 4 5

【事例 1 副問】なぜ、そう思われましたか。判断された理由をお答えください。

1. 縛りつけるのは、女性の自由を奪うことになるから
2. 家族の生活を守るために仕方がないから
3. その他〔 〕

事例 2	虐待の程度 虐待ではない ⇄ 虐待
81 歳女性。娘と同居であるが入院中のため、近くに住んでいる孫が世話をしている。1ヶ月間コタツに入ったままで、寝たきりの状態である。食事摂取はほとんどなく、排便・排尿もそのままである。本人は孫の入院の勧めを拒否している。	1 2 3 4 5

【事例 2 副問】なぜ、そう思われましたか。判断された理由をお答えください。

1. 不衛生なので、排便などはきちんとさせるべきだと思うから
2. 女性本人が入院を拒否しているから
3. その他〔 〕

事例 3	虐待の程度 虐待ではない ⇄ 虐待
94 歳男性。室内は歩行器使用で、トイレ以外は起きない。息子（69 歳）夫婦、主に息子の嫁（57 歳）の介護を受けている。「臭い、汚い、鼻がおかしくなる」「親じゃないのに何で面倒見なければならないのか」等々。本人の前で言葉にするが、身の回りのことはきっと世話をしている。	1 2 3 4 5

【事例 3 副問】なぜ、そう思われましたか。判断された理由をお答えください。

1. 言葉の暴力であると思うから
2. 男性は嫁から介護してもらっているのだから仕方がないと思うから
3. その他〔 〕

事例 4	虐待の程度 虐待ではない ⇄ 虐待
76 歳男性。脱衣所で服を脱いで裸になりお風呂に入ろうとしていた時、ノックもせずに嫁（48 歳）が入って来て、下から上まで体を見た後、笑って出て行った。	1 2 3 4 5

【事例 4 副問】なぜ、そう思われましたか。判断された理由をお答えください。

1. 男性の自尊心を傷つける行為だと思うから
2. 嫁だから構わないと思うから
3. その他 []

事例 5	虐待の程度 虐待ではない ⇄ 虐待
79 歳女性。年金 7 万円を仏壇の引き出しに入れて保管していた。ある時、病院へ行くために、仏壇の引き出しを開けると、7 万円あったはずが 5 万円になっていた。おかしいと思いながらも、誰にも話さずにいた。3 日後、買い物に行こうと思い仏壇に向かうと、息子（54 歳）がお金を持って行こうとしていた。見つかった息子は、「ちょっと借りるだけだ」と言って、勝手に持つて行った。	1 2 3 4 5

【事例 5 副問】なぜ、そう思われましたか。判断された理由をお答えください。

1. 家族であっても、勝手に使うのは良くないと思うから
2. 虐待ではなく、犯罪だと思うから
3. その他 []

問 21 上記のような事例は、なぜ起こったと思いますか。下記の中から、あなたの考えに近いものを3つ選んでください。

- | | |
|----------------------|------------------------|
| 1. 家族や周囲の人が介護に無関心のため | 7. 家族の知識・情報の不足のため |
| 2. 高齢者が高齢者を介護しているため | 8. 経済的問題のため |
| 3. 周囲の協力がなく単身での介護のため | 9. 家族関係が悪いため |
| 4. 家族が社会から孤立しているため | 10. 子供の頃、虐待を受けたため |
| 5. 介護疲れやストレスのため | 11. 高齢者の性格・人格や疾病・障害のため |
| 6. 家族の性格・人格や疾病・障害のため | 12. その他() |

問 22 下記の虐待防止の法律の中で、知っているものすべてに○をつけてください。

- | | |
|-------------|------------------|
| 1. 高齢者虐待防止法 | 3. DV（配偶者間虐待）防止法 |
| 2. 児童虐待防止法 | 4. まったく知らない |

問23 高齢者のイメージに当てはまると思うものを下記より3つ選んでください。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 1. 心身が衰えて不安が大きい | 7. 収入が少ない |
| 2. 経験や知恵が豊富である | 8. 地域や社会に貢献している |
| 3. 規則正しい生活習慣である | 9. 経済的にゆとりがある |
| 4. 時間にしばられていない | 10. 社会の役に立っていない |
| 5. 保守的で頑固である | 11. 周囲と触れ合いがなく孤独である |

問24 最も身近にいる高齢者（家族・親族・友人・知人・近所の人等を含む）との関わりについて、特に当てはまると思う番号を下記より1つ選んでください。

1. 現在高齢者と同居している・以前同居していた。
2. 度々（週に1度以上程度）行き来をしたり連絡をとっている（いた）。
3. 時々（月に1～2度程度）行き来をしたり連絡をとっている（いた）。
4. たまに（2～3ヶ月に1度程度）行き来をしたり連絡をとっている（いた）。
5. あまり（4～6ヶ月に1度程度）行き来をしたり連絡をとっていない（いなかった）。
6. ほとんど行き来をしたり連絡をとっていない（いなかった）。
7. 行き来をしたり連絡をとる高齢者がいない。
8. その他（ ）

問25 教育機関（高校・専門学校・短期大学・大学・大学院等）で、福祉の履修（学習）経験がありますか。

1. ない 2. ある

問26 保健・医療・福祉関係の専門職（かつて専門職を含む）ですか。

1. 専門職ではない。 2. 保健・医療・福祉の専門職である・専門職だった。

問27 周囲に虐待を受けている疑いのある高齢者がいた場合、自分の家族以外で、主にどこに相談しますか。

- | | |
|----------------|------------------------|
| 1. 町内会・自治会の役員 | 7. 民生委員 |
| 2. 社会福祉協議会の役員 | 8. 区役所の市民相談窓口 |
| 3. まちづくり協議会の役員 | 9. 警察 |
| 4. 福祉協力員 | 10. 地域包括支援センター |
| 5. 老人クラブの役員 | 11. 他の家族のことなので誰とも相談しない |
| 6. 隣近所の友人・知人 | 12. その他（ ） |

アンケートへのご協力を心から感謝いたします。ありがとうございました。